

(文字資料篇)

—西大寺旧境内第25次調査—

西大寺旧境内発掘調査報告書1



〇一〇



〇一〇



〇一一



〇一〇



〇六七

I. 木簡 (数字は史料番号)



五〇一



五〇二



五〇三



五〇六

2. 墨書・墨画土器（数字は史料番号）

西大寺旧境内発掘調査報告書1

—西大寺旧境内第25次調査—

(文字資料篇)

例 言

本報告書〔以下「本書」と略称する〕は、奈良市教育委員会が平成二十一（二〇〇九）年に、奈良市西大寺新田町二五六四—一他において実施した個人住宅新築に係る緊急調査（西大寺旧境内第二十五次）に関する報告書の文字資料篇である。本書には、出土した木簡・墨書き土器などの文字資料に関する報告を収めた。そのため、本篇とは異なり、縦書きの体裁としている。

一、本書で使用する調査次数は、奈良市教育委員会が実施した西大寺旧境内に対する調査の通算次数である。詳細は、本篇第二章第三節を参照。

二、本書で使用した遺構番号は、本篇の内容に準拠している。

三、本書で報告した文字資料のうち、本報告書本篇でも報告しているものは、その遺物番号を併せて記しているので、参照されたい。

四、本書にて報告の文字資料のうち、一部のものは保存処理を実施した。その概要是本篇第一章第二節を参照されたい。それらも含めて、関係遺物はすべて奈良市埋蔵文化財調査センターで保管している。

五、現地調査は、奈良市埋蔵文化財調査センター主務 久保邦江（平成二十四年度より主任）と嘱託員 中井和志（現京都府教育委員会）が担当した。また、文字資料の整理と解説は、本篇冒頭の例言に示す体制下において、奈良県立橿原考古学研究所より派遣の鶴見泰寿氏と武田和哉（奈良市埋蔵文化財調査センター主任）（平成二十三年度 平成二十四年度より大谷大学に転出）と共に実行された。その上で、西大寺旧境内出土文字資料検討委員会において計九回にわたる検討会を開催し、各種の検討を経て解説文を決定している。開催の経緯と詳細は本書の第七章第一

節にまとめており、併せて参照されたい。なお、同委員会に御参加頂いた委員の方々は左記の通りである。ここに記して謝意を表する。

西大寺旧境内出土文字資料検討委員会委員（氏名五十音順・敬称略）

委員 織村 宏（京都女子大学文学部教授）

委員 佐伯俊源（種智院大学文学部教授）

委員 鶴見和己（奈良女子大学文学部教授）

委員 鶴見泰寿（奈良県立橿原考古学研究所主任研究員）

委員 東野治之（奈良大学文学部教授）

委員 和田 萃（京都教育大学名誉教授）

委員 渡辺晃宏（奈良文化財研究所都城発掘調査部史料研究室長）

文字資料の整理、保存処理・分析に際して、左記の機関・団体より格別のご高配とご協力を賜った。ここに記して謝意を表する。

奈良県立橿原考古学研究所および同附属博物館

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所

環境考古研究会

財団法人元興寺文化財研究所

本書に取録した写真を含め本調査出土文字資料の写真撮影は奈良文化財研究所企画調整部写真室のご協力を得た。撮影は全て中村一郎氏による。

このほかにも、多くの方からご協力・ご指導・ご支援を頂いたが、紙幅の関係上、個人の氏名は割愛させて頂くことをご容赦願いたい。

本書の編集は平成二十四年度に行つた。編集作業は、奈良市埋蔵文化財調査センター所長 森下惠介および同主任 鍾方正樹 三好美穂 久保邦江の指導のもと、主務 池田富貴子の協力と鶴見泰寿氏からのご支援を得て、武田和哉が行つた。また本書各節における執筆分担は目次に示した。

文字資料篇 目次

卷首図版

例言

文字資料篇 目次

第七章 出土文字資料

第一節 はじめに

第二節 出土文字資料の概要

第三節 結語

第四節 木簡・削屑の积文および各種データ

第五節 墨書き土器の积文および各種データ

第六節 その他の出土文字資料の积文および各種データ

図版目次・凡例

ii i II

ii

i

1

6

18

15

80

78

60

59

59

1

国版
96

国版
71

国版
59

国版
1

図版

木簡（板状）

木簡（削屑）

墨書き土器

その他の出土文字資料

国版
96

国版
71

国版
59

国版
1

第七章 出土文字資料

第一節 はじめに

I 発掘調査および文字資料整理の経過

西大寺旧境内第二十五次調査は、本篇第一章第一節にて報告されている通り、平成二十一年四月より現地調査に着手したが、その後検出遺構の様相が次第に明らかとなり、奈良時代の満造構であるSD○の中に大量の木屑を含んだ層の堆積が確認された。さらにその層中には木簡などが多く含まれていることが判明したため、現地調査と平行して当センター内でも洗浄・整理に対応する体制の構築が図られた。なおこの際には、同年春より初めて配属された奈良市考古サポートの一二期生諸氏による洗浄作業への従事も得たことを、特にここに記して感謝を申し上げたい。

その後、木簡の写真撮影と积説に関する基礎作業に関しては、奈良県立橿原考古学研究所のご高配により、同研究所主任研究員・鶴見泰寿氏の派遣が速やかに指揮された。また、奈良文化財研究所からも各種のご協力を賜り、特に都城発掘調査部史料研究室からは整理・积説等に関して多くなるご支援を頂いた。整理の初期段階におけるこれら県内のふたつの文化財調査機関からのご協力・ご支援は、その後の整理作業の質的向上と効率化に寄与することとなつた。

同年七月には現地調査が終了し、整理作業が本格化するに従い、文字資料积説内容および木簡などの評価等に関する検討を行う必要性が高まつた。このため、文字資料研究の専門家にご依頼を申し上げ、七名の委員から構成される「西大寺境内出土文字資料検討委員会」が発足した（委員のご氏名等は別言にて記載）。

当委員会は、整理作業の進捗と平行してその後平成二十四年度までに都合九回の会合を開き、個別史料の実見や积説文の内容、さらには今回出土の木簡・墨書土器などの文字資料群に関する位置付け・評価などの諸問題について定期的に検討を行つた。本報告に掲載されている各資料の积文には、この委員会での検討成

果が反映されている。

こうした一連の経過が進むに従い、高性能な赤外線写真的撮影によるさらなる字画の有無や内容確認などが必要な段階へと到つたが、その際には奈良文化財研究所都城発掘調査部史料研究室のご高配により、同所企画調整部写真室によつて、平成二十一年二十四年度までの間に都合十次にわたる写真撮影が実施されることとなつた。本書図版に収録したのは、この時の撮影写真であることを附言しておく。

以上、本書にて報告する文字資料の整理および分析・検討の各作業においては、奈良文化財研究所・奈良県立橿原考古学研究所・ならびに西大寺旧境内出土文字資料検討委員会の委員各氏のご協力とご指導によるところがさわめて大きく、過去にこれほどまでの大量的の一括出土文字資料の洗浄・整理・积説・報告等に係る経験を有しなかつた当センターとしては誠にありがたく、深く感謝の念に耐えないとあらためて、厚く御礼を申し上げる。

なお、各種の事実経過については、次項以下にまとめた。

II 西大寺出土文字資料検討委員会の開催の記録

前項で述べた如く、当委員会は平成二十一年二十四年度までに都合九回にわたり開催した。以下はその記録の概要である。なお、全回とも開催場所は当センターである。

① 第一回 開催日 平成二十一年十一月二日

内容 委員会発足主旨の説明、出土木簡の积文の検討など

② 第二回 開催日 平成二十一年十一月三十日

内容 出土木簡の积文の検討など

③ 第三回 開催日 平成二十一年三月五日

内容 出土墨書き土器の积文の検討など

④ 第四回 開催日 平成二十一年九月二十七日

内容 出土木簡の积文の検討など

⑤ 第五回 開催日 平成二十三年二月二十三日

内容 出土墨書き土器・木簡の积文の検討など



西大寺旧境内出土文字資料検討会の開催状況（上掲写真は第一回（平成21.10.2）時のもの）

④速報展示	期 間	平成二十一年十二月七日～十三日	内 容	「西大寺旧境内第二十五調査発掘調査報告」
③学会報告	学 会 名	本簡学会第三十一回研究集会	内 容	出土した木簡に関する中間報告
②報道発表	日 程	平成二十一年十二月三日	年 の 年 紀	木簡の提示も併せて実施
〔第二回〕	場 所	奈良市埋蔵文化財調査センター	（神護景雲二	〔第一回〕 場 所
	内 容	出土した木簡に関する中間報告	年 の 年 紀	木簡の提示も併せて実施
III 成果の中間発表・公開・展示等について	会、展示等を行った機会を得た。その概要を以下に期日順に記す。	内 容	木簡の評価等に関して 最終意見交換など	内 容
①報道発表	第一回	平成二十一年七月三日	内 容	出土木簡・墨書き器の評価の再検討 西大寺出土文字資料
⑨第九回	開催日	平成二十四年七月五日	内 容	出土木簡・墨書き器の評価の再検討 西大寺出土文字資料
⑧第八回	開催日	平成二十四年三月五日	内 容	出土木簡・墨書き器の評価の再検討 西大寺出土文字資料
⑦第七回	開催日	平成二十三年十月二十四日	内 容	出土木簡・墨書き器の評価の再検討など
⑥第六回	開催日	平成二十三年六月三十日	内 容	出土木簡の評価の再検討など

(5) 講演会等	場所	奈良市埋蔵文化財調査センター一階フロア
会名	内容	前記②で報道発表した主要木簡の展示
日程	期間	平成二十二年三月六日
場所	河合町中央公民館ホール	
(6) 展示協力	内 容	中居和志
会名	会名	「西大寺旧境内第二十五次調査発掘調査報告」
日程	期間	平成二十二年三月九日～四月三十日
場所	奈良県立図書情報館三階フロア	
(7) 講演会等	内 容	同館主催の石上宅嗣・芸亭閑園図書展示への資料協力
会名	会名	埋蔵文化財調査報告会
日程	日程	平成二十二年三月二十九日
場所	奈良県立図書情報館三階講座室	
(8) 報道発表	内 容	奈良市埋蔵文化財調査センター三階講座室
会名	会名	久保邦江
日程	日程	平成二十二年四月八日
場所	奈良市埋蔵文化財調査センター	
(9) 速報展示	内 容	久保邦江
会名	会名	「西大寺旧境内の調査」
日程	日程	平成二十二年四月十日～十八日
場所	奈良市埋蔵文化財調査センター一階フロア	
(10) 講演会等	内 容	奈良市埋蔵文化財調査センター
会名	会名	前記⑧で報道発表した主要墨書き土器の展示
日程	日程	平成二十二年五月二十二日
場所	帝塚山大学東生駒キャンパス五号館	
内 容	内 容	久保邦江
会名	会名	「奈良時代の国際交流――シルクロードの終着点――」
日程	日程	平成二十二年六月五日

- ④文献名 「西大寺旧境内 第二十五次調査」（執筆 久保邦江）
 書誌名 「大和を掘る二十八」
 発行機関 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
 刊行年月 平成二十二年七月
 ⑤文献名 「遺跡報告西大寺旧境内（第二十五次）の発掘調査」
 （執筆 森下恵介・久保邦江）
 書誌名 「日本考古学」第三十一号
 発行機関 有限中間責任法人 日本考古学協会
 刊行年月 平成二十三年五月
- V 写真の掲載利用や遺物展示に伴う遺物等借用の依頼
 前のⅢ・Ⅳ項目で述べた如く、成果の報告・紹介等を実施した結果、専門家や社
 会各方面からの反響も多數あり、一部の遺物等の展示貸出や写真借用等の依頼が
 あつた。特に文字資料の成果が含まれているものに限り、以下に記す。
- ①展示会名 「大唐皇帝陵展」
- 展示機関 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
 展示期間 平成二十四年三月四日～同年三月二十日
 摘要 「皇甫東朝」銘墨書き器・イスラム陶器などを貸出
- ②展示会名 「特別展 平城京と東海道諸国の中分寺」
- 展示機関 上田市立信濃國分寺資料館
 展示期間 平成二十二年四月二十四日～同年六月二十日
 摘要 「皇甫東朝」銘墨書き器・イスラム陶器などを貸出
- ③展示会名 「特別展 平城京と東海道諸国の中分寺」
- 展示機関 上田市立信濃國分寺資料館
 展示期間 平成二十二年九月十八日～同年十一月七日
 摘要 「東海道東翼道」木簡の写真バネルの貸出
- ④展示会名 「日本考古展」（奈良県立橿原考古学研究所・中国陝西省企画）
- 展示機関 中華人民共和国陝西省歴史博物館
 展示期間 平成二十三年十月二十一日～同年十二月十一日
 摘要 「皇甫東朝」銘墨書き器・イスラム陶器などを貸出
- ⑤展示会名 「やまとの中地宝展」

- 展示機関 奈良県立美術館
 展示期間 平成二十四年三月四日～同年三月二十日
 摘要 「皇甫東朝」銘墨書き器・イスラム陶器などを貸出
- ①文献名 「平城京一三〇年全検証」（執筆 渡辺晃宏）
 発行機関 柏書房
 刊行年月 平成二十一年三月
 摘要 「石上宅嗣」木簡と「金堂所」木簡等の写真を掲載
- ②文献名 「橿原考古学研究所附属博物館特別展示図録「大唐皇帝陵展」」
 発行機関 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
 刊行年月 平成二十二年四月
 摘要 「皇甫東朝」銘墨書き器・イスラム陶器の写真を掲載
- ③文献名 「古代史の窓 西大寺出土の木簡 上・下」（執筆 平川南）
 書誌名 「山梨日日新聞」朝刊コラム（五月二十八・二十九日付朝刊）
 発行機関 山梨日日新聞社
 刊行年月 平成二十二年五月
 摘要 「東海道東翼道」木簡の写真を掲載
- ④文献名 「新たに発掘された須恵器に「皇甫東朝の名が記されていた！」」
 書誌名 「雅楽だより」第二十二号
 発行機関 雅楽協議会（執筆 南谷美保）
 刊行年月 平成二十二年七月
 摘要 「皇甫東朝」銘墨書き器の写真を掲載
- ⑤文献名 「愛蔵版ふるさとの人物伝」（編集 北国新聞社）
 発行機関 北国出版社
 刊行年月 平成二十二年八月
 摘要 「皇甫東朝」銘墨書き器の写真を掲載
- ⑥文献名 「特別展「平城京と東海道諸国の中分寺」展示図録」

(編集 上田市立信濃国分寺資料館)

発行機関

上田市立信濃国分寺資料館

刊行年月

平成二十二年九月

摘要

「東海道東翼道」木簡写真の写真を掲載

文献名

『別冊太陽 世阿弥入門』(執筆 天野文雄)

発行機関

平凡社

刊行年月

平成二十二年九月

摘要

「皇甫東朝」銘墨書き土器の写真を掲載

文献名

『平城京事典』(執筆 浅野啓介・今井晃樹ほか)

発行機関

松風舎(奈良文化財研究所編)

刊行年月

平成二十二年九月

摘要

「皇甫東朝」銘墨書き土器の写真を掲載

文献名

『大和発掘物語 西大寺旧境内 上・中・下』(執筆 山成孝治)

書誌名

『毎日新聞』朝刊コラム

発行機関

毎日新聞社

刊行年月

平成二十二年十月二十九日・十一月十七日・十二月一日

摘要

「イスラム陶器・石上宅嗣」木簡・「大政官譜奏」木簡を掲載

文献名

『中學歴史資料集 ビジュアル歴史』(執筆 鈴木優子)

発行機関

東京法令出版

刊行年月

平成二十三年一月

摘要

「皇甫東朝」銘墨書き土器の写真の写真を掲載

文献名

『すべての道は平城京へ』(執筆 市大樹)

吉川弘文館

発行機関

刊行年月

平成二十三年六月

摘要

「東海道東翼道」木簡の写真を掲載

文献名

『万葉といふ時代』(執筆 渡辺晃宏)

書誌名

『NHK 日めくり万葉集』vol.17

発行機関

株式会社日本アートセンター

(2) 表題 平成二十三年八月

摘要 「皇甫東朝」銘墨書き土器の写真を掲載

書誌名

『奈良時代と「唐物』(執筆 森公章)

発行機関

勉誠出版(河添房江・皆川雅樹 編)

刊行年月

平成二十三年九月

摘要 「神護景雲二年」年紀木簡の写真を掲載

書誌名

『アジア遊学』第一四七号(専修大学東アジア世界史研究センターワークス)

発行機関

専修大学社会知性開発センター

刊行年月

平成二十四年三月

摘要 「皇甫東朝」銘墨書き土器の写真を掲載

書誌名

『専修大学東アジア世界史研究センターワークス』第六号(専修大学社会知性開発センター)

発行機関

専修大学社会知性開発センター

刊行年月

平成二十四年三月

摘要 「皇甫東朝」銘墨書き土器の写真を掲載

書誌名

『出土文字資料の遺物見学と意見交換会の実施 西大寺旧境内出土の文字資料の重要性に関する認識が高まるにつれ、各専門家の個別見訪による遺物実見や意見交換会を左記の如く実施した。

- ① 文化財関係機関担当者による視察・資料見学・意見交換会
第一回 馬場基氏・浅野啓介氏・桑田訓也氏(奈良文化財研究所)

- 第二回 山本崇氏(奈良文化財研究所)
平成二十二年七月三十一日

- 第三回 山下信一郎氏(文化庁文化財保護部)
平成二十二年八月三日

- 第四回 市大樹氏(大阪大学・竹内亮氏(大阪市立大学))
平成二十二年八月二十五日

- 第五回 佐藤長門氏(國學院大學)・平野卓治氏(横浜市立歴史博物館)
および國學院大學文学部日本史専攻学生

第三回 平成二十二年十一月一日
吉川真司氏（京都大学）および京都大学大学院文学研究科日本史研
究室関係者

第四回 平成二十二年十一月五日
遠藤慶太氏（皇學館大學）・多田伊織氏（国際日本文化研究センタ
ー）・竹内亮氏（大阪市立大学）・竹本晃氏（奈良県立万葉文化館）・
渡部亮一氏（立命館大学）

平成二十四年一月十七日

VII その他のマスコミ等による個別取材と報道等

- ①取材社名 奈良新聞社
報道結果 奈良新聞 平成二十一年十二月十五日付朝刊 「法王」木簡
- ②取材社名 読売新聞社
報道結果 読売新聞 平成二十一年四月二十日付夕刊 「長」銘墨書土器
- ③取材社名 日本放送協会（NHK）
報道結果 NHKテレビ番組「幻の八角七重塔」平成二十一年十月十日
NHK・BSチャンネルで放映分八十九分

（武田和哉）

第二節 出土文字資料の概要

I 出土文字資料の種類と数量

西大寺境内第二十五次調査において出土した文字資料の種類と数量について
は、左記の如くである。

①木簡（削屑も含む） 一九三九点
文字を書いていると見なしうるもの。ただし、ごく小片の削屑断片、あるいは筆ならしなどの可能性が高いものはこの中に含めていない。なお、後段に掲示した木簡釋文においては、具体的な釋文を作成もしくは想定できたもの、および明瞭な墨画のみを採録している。採録総数は四九八点である。

②墨書き土器 二八九点

文字を書いていると見なしうるもの。ただし、ごく小破片のため判断が困難である墨痕、あるいは筆ならし等の可能性が高いものはこの中に含めていない。なお、後段の第五節に掲示した墨書き土器釋文においては、具体的な釋文を作成もしくは想定できなかつたものでも、墨書きもしくは墨画として認めるものは全て採録し、土器の器種や墨書きの部位などのデータを掲示した。この点は前記の①木簡とは採録の方針が異なつてゐる点を予め留意願いたい。

③墨書き石 一点

・文字を墨書きしてあるものとして認識できたものを採録した。

④刻印瓦 四点

・瓦の表面に刻印しているもので、明瞭に字画などが認識できたものを採録した。

II 出土木簡（削屑）の概要

本項では、出土した木簡（削屑を含む）に関する概要と、重要な個体に関する個別の所見について述べる。

①木簡（板状）観察の所見

本調査出土木簡のうち、板状の木簡の遺物観察の結果得られた所見を以下に述べる

べる。まず、本調査において出土した木簡で、完形品もしくはほぼ完形品であったとみとめられるものは十点程度に留まり、点数上から計算する限りでは全体に占める比率は一パーセントにも満たないことになる。これは、同じ平城宮内の大量木簡の出土事例である平城宮木簡・長屋王家木簡・二条大路木簡などに比べると、かなり低い比率であると指摘できる。

また、板状の木簡に関しては、大半の個体には木簡として使用された後に「二次的な加工」などを施した痕跡、あるいは「二次的切り折り」による裁断、もしくはコゲ痕のいずれかが確認できる。「二次的な加工」には、縱方向に割りいて細くするなどの傾向が顯著にみられ、その結果として木簡の文字の左右部分が途切れる状況になっていた。また、「二次的切り折り」の場合では、木簡の文字の上半または下半が途切れるなどの状況となつて現れている。さらには、木簡の上端もしくは下端などにコゲ痕がある事例も比較的多くみられた。

これらの傾向が多く観察されることからすると、本調査で出土した木簡のはば大半のものは、使用後に何らかの変更を受けていることになる。その理由や目的については後段でさらに詳説するが、こうした事実は使用した木簡を基本的にはそのまま廃棄していかなかったことを示すものである。

次に、削屑についての観察所見を述べる。本調査で出土した削屑の中には、大きめの木材を切り取りした後の端材と思しきものも含まれている。こうしたものが利用されることにも、留意をしておきたい。

②木簡(削屑)観察の所見

次に、削屑についての観察所見を述べる。本調査で出土した削屑の中には、大きめの木材を切り取りした後の端材と思しきものも含まれている。こうしたことによつて、本調査出土の削屑の個体は比較的大きい印象がある(奈良文化財研究所担当者)との指摘もある。

これについては、まず第一には前に墨書した表面を削り取る際の方法と密接な関連があるとみられる。本調査出土の削屑の場合、短い単位で削るのではなく、比較的大きな単位で削り取つていた傾向にあつたということを指摘できるかもしない。第二には、廃棄された後の環境が、削屑などの木片の保存に適していたた

という点がある。すなわち、腐食・分解などの作用を受けにくかつたために、結果として大きな個体として残る結果になつたという可能性もある。

③樹種と木取りについて

本調査出土木簡(板状・削屑とも)のうち、約四五五点の保存処理を実施した。

その際に、全ての点数ではないが、樹種鑑定を行つてある。その結果は、第四節の証文の頁において、該当個体の項目に表示しているので参照されたい。結果的に、鑑定を実施した個体のうち、概ね五割はヒノキもしくはヒノキ属などであった。また、残りのうち、約三割強がスギであった点にも注目したい。近年の木簡に関する報告では、樹種の鑑定を実施する事例が増えているが、それ以前では木簡には基本的にヒノキなどを使用していたとする認識が有力であったようと思われる。

今回の鑑定結果により、スギが多く使用されていたことが判明したが、このことを以て直ちに当時の木簡にスギ材を使用することが一般的であつたという結論を導くのは早計であるようにも感じられる。すなわち、全体では前記のような割合を示してはいるが、削屑のみに関してみれば、ヒノキもしくはヒノキ属である事例が大半を占めている。

削屑は、既に墨書きした内容を削り取つて、あらたに何らかの墨書きをして別の木簡を作成しようとするための行為であったと理解するならば、削屑に見える樹種の傾向は、当時「木簡」として実際に使用されていた樹種の傾向をある程度反映しているのではないかろうか。このことは、後段でも詳しく述べるが、書写木簡が多く、さらずその墨書きした材木の中にすぐなからず転用材や端材が含まれていることも併せて考慮すると、やはり実際に木簡として作成される個体に使用される樹種は、ヒノキが主流であった可能性がある。

次に、木取りについては、柾目・板目の比率が、判明したもの(板状)を対象として集計する限りでは、概ね七対三の比率があつた。この比率の傾向については、現状ではそれが高いか低いかなどの判定評価をするだけの比較対象が見あたらない。まずは、結果としてここに指摘し、以後の研究に判断を委ねたい。

前項でも述べた如く、本調査出土木簡の中に部材・端材を転用もしくは利用したものが含まれている。その事例としては、部材転用のものに史料番号〇四〇・一五六・一五八・一六六・一七三・一八八などがある。これらは概ね「何かの脚部などの部材とみられるもの」・「箱の側板とみられるもの」・「曲物の底板とみられるもの」・「檜扇とみられるもの」・「その他の用途のもの」の五種類に大別される。また、端材利用のものとしては、一五一・一五二・一六一・一七四・一八〇などがある。

これらのうち、樹種が判明しているものを見ると、部材転用事例ではそのほとんどがスギであるのに対し、端材利用事例ではほとんどがヒノキであるという傾向にある。こうした傾向をみる限り、当初は木簡以外の用途で使用された木材にはスギが多いという傾向が看取できよう。一方で、端材については基本的には木簡があるという傾向を得たが、これらの端材が形成される段階の状況が復原できないため、この結果が意味することに関する明確な指摘は困難である。

(5) 木簡の二次利用および廃棄の様相

本調査出土木簡（板状）の大部分は、二次的な加工もしくは二次的の切り折り、あるいはコゲ痕のいずれかが観察できる点は既に前項にて言及した。このことは、これら木簡の多くがそのまま廃棄されなかつたことを意味する。

二次的な加工による傾向としては、例えは箸状に縦長に割り裂いて、片方の先端を細く削るなどの加工を施した例（史料番号〇一七・一五五）などがある。こうした例はかなり多くあり、その多くは縦長に割り裂いているために、字画や墨痕の確認はできるものの、訛説が困難なため、結果として本報告中に含まれていないもののが多くなっている。本篇第四章第三節木製品の報告でも述べているように、本調査では六〇〇〇点にも及ぶ箸状の木製品が出土している事実もある。果たしてこれらの木製品の用途が本当に箸であったのかどうかは、さらに厳密に検証していく必要が当然残っているが、何らかの理由でこうした形状の木製品が大量に必要とされていたことはほぼ間違いない、そのために使用済みの木簡が二次的な加工を施されて転用されていたことは推測される。

次いで、二次的裁断の様相についてみておきたい。これもかなりの木簡にみら

れるものである。その方法はかなり大雑把に刃物を木目と直角に当て切り目を入れ、その後にへし折るという「切り折り」がほとんどである。こうした方法や様相からは、裁断後にまた木簡として再利用するという意図は基本的には見受けられない。何らかの意図により木簡を細分化する目的で裁断したと推測される。木簡を裁断する理由として、ひとつには機密性や重要度の高い内容の木簡の隠滅ということが考えられないわけではないが、本調査出土の木簡に関してはその可能性は低いと考えられる。その理由としては、こうした二次的裁断の方法が大雑把かつ乱雑であって、結果として墨書き内容の隠滅には完全に至っていないこと、また二次裁断を受けた木簡の中に書寫した内容のものが少なからず含まれていることなどが挙げられる。

このように考えると、二次的裁断は別の目的での二次利用か、あるいは廃棄前のひとつの段階であつた可能性の方が高いと考えられよう。仮に二次的な利用の場合には、前述の箸状木製品とは異なる形態での転用目的があつたのではないかと考えられる。

さらには、コゲ痕がみられる点についても言及しておきたい。コゲ痕があるということは、少なくともその個体の最終的な廃棄か、もしくは消滅を前提とした最終利用のいずれかによる痕跡であると見なさざるを得ない。廃棄のための焼却という点については、これまでに平城宮内で大量に出土した木簡群の事例では、多くの場合は現物を地中に埋めることによる廃棄事例ばかりであった。しかしながら、近年に平城宮東方官衙内で確認された廃棄土坑では、焼却の痕跡がみられるとの見解がある（奈良文化財研究所担当者の指摘）。となると、本事例とも併せ、焼却という行為が奈良時代の木簡あるいは木材廃棄のひとつの方法として実施されていたことを示す事例となる。

ちなみに、木簡の廃棄過程がよく観察できる事例として、〇〇一がある。金堂所の腰として使用されたものであるが、その後に縦方向に數片に割り裂いて、そのうちの一片はさながら刃物を使つて切り折りしている。そのうちの片方と、別の個体の先端にはコゲ痕がみられる。この事例の場合は、コゲ痕が最終焼却の焼け残りなのか、それとも二次利用のための「焦がし」であるのかは特定できない

が、使用された木簡の廃棄もじくは再利用のひとつ的过程が観察できる良好資料として認識しうるものである。

⑥記載されている内容について

ここでは、記載した内容から、墨書きされている記載内容に関する傾向についてその様相を述べる。

本調査出土木簡には完形品が極めて少ない事実は既に述べた通りである。また、前項で指摘したように、その二次的な加工・裁断等により、全ての個体の文字内容が把握しづらい傾向にある。かかる一定の条件の中で、記載できた内容を見る限りでは、まず「西大寺」などの文字が多く散見されること、さらに「続日本紀」などの既存史料に記されている西大寺の施設である「鷲院」などの名称がみえること、そしてこれら木簡の出土地点が本篇第二章第一節で述べているように、西大寺境内の主要伽藍地区の南方に該当していることや、後段で述べる年代的な手掛かりなどの諸点を総合すると、これらの文字資料が明らかに奈良時代後半期の西大寺に由来する資料群であることは疑いようがない。

A 文書・記録・伝票等

B 寺院・仏教関係

C その他

D 習書

このうち、Aカテゴリーについては、第四節に示す記文一覧を見るとわかるように、牒や解、諸の各書式のもの、伝票のもの、年紀のあるものや数量を記したもののなどがあるが、相互に関連性が有取できるような体系的な史料群ではない。この点は、かつて発見された長屋王木簡などとは大きく異なる点であろう。その点では、西大寺に関するものもあれば、直接的には関連性がみえにくく内容のものもあり、「見して難多様相にある。

また、Bのカテゴリーについては、三編に関するものなどいわば寺院内の組織運営に関する内容や、四分律などの經典や傳説など宗教行事に関する内容のものがみられ、この出土文字資料群のひとつ大きな特質として指摘しうる点である。

ただし、前述のA同様に、各史料とも相互に関連性が深いものはほんどなく、体系的な状態でない点も指摘できよう。

Cのカテゴリーについてもさまざまなものがあるが、顯著な事例として「くじ引き」木簡の存在があげられる。これについては後段にて詳述する。また、万葉仮名で書かれたものがあるが、その意味は明確ではない。

最後のDカテゴリーは、「一番多い出土比率を占めている。過去の大量出土の事例に比較しても、習書の比率は高い方であろう。その点では、習書の多さも本資料群のひとつの特質として指摘しうるであろう。

なお、次項以下ではこれらの各カテゴリーごとに、重要事例を報告する。

⑦A 文書・記録・伝票等木簡の様相

このカテゴリーの中でも注目したいものとしては、史料番号〇一がある。前項では木簡廃棄のひとつ的过程が観察できる事例として紹介したが、これは「金堂所」が出した麻柱に関する牒である。「鷲院」については、該当記文の注記にも記載しているように、「続日本紀」神護景雲元（七六七）年九月己酉条にその名が見えるものの、詳細は不明である。ただし、この記事では、称徳天皇がこの時に行幸したことが記されており、西大寺の堂院の中でも重要性の高い存在であったことは想定される。この「鷲院」の名を記した出土文字資料が出現したことは、大きな手掛かりの追加となるう。

また〇一〇は、本資料群の中で唯一、明確な年紀が確認できる木簡である。神護景雲二（七六八）年三月六日の日付が明瞭に記されている。文字内容が完全に把握できないが、衣服に関する内容の文書とみられ、別筆による習書も見える。表面の字は左・右辺で途切れおり、また文書の上半に該当する部分がないので、使用後に何らかの目的で上端の切斷・縱方向への割り裂きがなされたとみられる。また断定はできないが、習書は比較的の板の中央に書かれているので、割り裂きの後の段階で書かれたのかもしれない。

〇一二は数少ない完形品の伝票木簡である。石を運搬するために車輛を雇ったことに關しての、代金や費用支払いの過程が明らかとなる。表には、代貸として四百文がかかったことが記され、さらに別筆でこの支払いをした旨が書かれる

が、裏面においてはさらにも支払い完了を確認したことが別筆で書かれている。つまり支払い行為に際して、二重の確認作業が行われていたことが判る。

○三五は、石上宅嗣の官職と位階を記したものである。記載されている内容から判明したこととしては、ここに記された官職・位階は『続日本紀』の記述との照合により、神護景雲二（七六八）年正月から宝亀元（七七〇）年九月までのものであることが判明する。また、「造東内長官」との記載がみられるが、これは『続日本紀』には記されていない内容であり、この史料によつて初めて判明した事実である。「造東内長官」については必ずしも明確ではないが、平城宮の東院を造営する責任者ではないかと考えられる。この史料の特徴としては、官職・位階等を記した部分の右端に、一（一四までの数字が記載されており、その場所は官職・位階名の各記載位置と対応していることである。こうしたことから、石上宅嗣の位署書きのひな形のような目的で作成されていたのではないかとの指摘がある²¹⁾。ただし、一方ではやや不審な点もいくつかある。すなわち、本来の位署書きの書式で本事例を復原するとしたら、參議從三位行式部卿兼常陸守中衛官「正三位藤原」となるはずである。また、太政官奏の署名ならさらにはその下に「臣」が必要となるのだが、本事例には反映されていない（註3）。これらの点を考慮すると、直ちに位署書きのひな形と見なすには慎重とならざるを得ない。また、表面の下部には逆字で「正三位藤原」と「三野大領丸部」とも書かれる。このうち、「正三位藤原」とは、女官のことを指している可能性も排除できないが、普通に男官であるとみなしてその候補者を探ると、時期的にみ・藤原魚名か良継のいずれかを指しているとみられる。また、「三野大領丸部」については、讃岐国西大寺境内から西大寺に関する木簡に混じって、このような石上宅嗣の官職・位階の明細を記した木簡が出土したことの背景にはいくつかの理由が考えられる。石上宅嗣と西大寺との接点を探ると、平安時代に編まれた漢詩集『経国集』所収の石上宅嗣の漢詩「三月三日於西大寺侍宴詔」が見える（註4）。この三月三日が具体的に何年のことかは特定できないが、『続日本紀』・神護景雲元

（七六七）年三月壬子条には「奉西大寺法院、令文士賦曲水、賜五位已上及文士錄」との記事があつて、文人官僚が称徳天皇主催の西大寺での宴に列席したこと伝えている。石上宅嗣は、當時「文人之首」と称され、漢詩に秀でた文人の筆格の人物であったから参加していた可能性が高く、前述の漢詩の内容に関わる記事ともみられる。この宴は、恐らく節会の宴であり、年中行事に伴うかかる宴席が西大寺において開催されていたのであれば、石上宅嗣が定期的に西大寺に赴く機会は屢々あつたのであろう。そうした際の祇候等の必要性から、こうした木簡が作成された可能性はあるかもしれない。

○四二は、五十センチを越える長大な木簡の表面に東海道と東山（異）道の国名を、また裏面には南海道各國の郡名をそれぞれ列記した木簡。このような事例は過去に出土した類例がなく、その用途は定かではないが、やはり文書作成のための心覚えなどの目的で作成されたのではないかと推測する。このうち、裏面は劣化が著しく、現状の高性能赤外線カメラを以てしても内容が特定できなかつた部分がある。この記載内容でまず留意すべき点としては、東海道諸国の中は武藏國が含まれていることである。武藏國は『続日本紀』によれば、宝亀二（七七一）年に東山道から東海道に移管されており（註5）。こうした事実を反映した内容として記されている可能性がある。もしそのように分析した場合には、当該木簡は宝亀二年以降に作成されたものと見なしうるであろう。

ただし、一方では東海道諸国に含まれるべき甲斐國が東山道諸國の中に含まれていることを指摘しなければならない。もし、この記述を作成者の錯誤とするのであれば、前述の武藏國が東海道諸國の中に含まれていることについても誤錯である可能性を免れなくなり、木簡作成の時期特定の手掛かりとすることは困難となる。事實、これ以外に陸奥に相当する箇所が「常奥」となるなどの様相も見受けられるので、誤記した可能性を否定はできない。しかしながら、本資料発見の報道発表の後に、甲斐國を令制とは異なり東山道の中に入れるべきとする認識が當時存在したことを指摘する説が提示されている（註6）。また、この木簡で同時に注目すべきこととして、東山道を「東巽道」と記している点である。「巽」の字は、漢音・吳音とともに「ソン」の音価であるので、これに従えば東巽道は

「とうせんどう」と読むことになる。こうした表記例は今までに知られてはおらず、今後の研究を待つ必要があるが、この問題に關しても「異」と「撰」の字が普通の関係にあつたことを指摘し、「セニ」の音節が存在した可能性があること、そしてその結果「東山道」は今日読み慣わされている「とうせんどう」ではなく、「とうせんどう」であり、それは後代の「中山道」(なかせんどう)に通じる呼称であったことを主張する意見がある。同様に本資料発見の報道発表後に提示されている意見も、説得力に富む指摘であり、ここに附記して後考を期待したい。

二〇一—二〇三は、「大政官」の名が見える。「太政官」と異なり「大」の字が用いられるのは、当時の文字使用の実態を反映していると考えられる。崩落であることや、字が均整でないことから、正式な木簡に係るものとはみられないが、三例も出土していることは注目され、こうした書式の文書が寺内で起案されてい

た可能性を強く示唆する。

この点に関しては既にいくつかの見解が提示されており、称徳朝において天皇の行幸が頻繁であった西大寺内に太政官の官員が常駐するような状態にあつたことを示すものとして積極的に評価する意見がある(註2)。ところが、「統日本紀」天平宝字四年七月庚戌条には、時の大僧都・良弁らの上奏文が引用されていて、「三色師位并大法師位、准勅授位記式。自外之階、准奏授位記式」とみえる(註3)。すなわち、下級の僧位は公式令の授位記式条に基づき授けられるようにしたことを示した記事であり、その規定に従えば「太政官譲奏」の書式となる。なお、後代の「延喜式」にも僧官任用に関する際の規定が見え、在京の大寺の入位の僧に関しては天皇の勅命により叙任がなされたいた(註4)。この部分は「貞觀式」に由来しているとみられ、もしそうであれば奈良時代後半期にまで遡りうる可能性もあり、内容的には「統日本紀」天平宝字四年七月庚戌条の記事にも通じるものとも言えるであろう。こうしたことなどを考慮すると、当時の西大寺だけではなく平城京内の主要寺院においても「太政官譲奏」という書き出しの文書を起案することは存外多かつたと想定することができるのではないか。

(8) B 寺院・仏教関係木簡の様相

史料番号〇五〇は、「四分律刪繁補闕行事鈔」などの經典にみられる一節を記した木簡である。一部の字画は木簡の状態が思わずなく、訛説できなかった。また、枳文にも示す通り、「哀」の字が「怠」になつてているという異同が確認できる。「四分律刪繁補闕行事鈔」については、唐代の僧で南山律宗の開祖である道宣の編によるものであり、僧に戒律を授ける際の儀式次第を記した内容である。ここに書き出されている部分は、まさにその儀式において僧が読み上げ三回繰り返す部分に該当している。しかも、經文の意味ごとに付点が付された箇所が見受けられるので、実際の行事の際に確認するための手控えとして作成された可能性がある。

また、「四分律」については、〇五三にも名が記されている。日本には、道宣の法嗣網にあたる鑑真が請來したことが知られており(註5)、また宝龜十一(七八〇)年成立の「西大寺資財流記帳」にはその名が見える。事実、これら

図1 「四分律刪繁補闕行事鈔」の当該部分（トーン部分は〇五〇木簡で判読できた文字部分）（経本の底本は大正大藏經）

〇五〇・〇五三の存在なども併せて考慮すれば、西大寺の創建当初の時期より備えられ供せられていたのではないかと推測されよう。

〇五一・〇五一には、「悔過（けか）」の文字が見える。〇五一に見えるのは恐らく「悔過威儀大德」の語になるとみられるが、大正大藏經を検索する限りでは、「威儀大德」の例は見えるものの、この語については存在しない。

そもそも、「悔過」とは、過去に犯した様々な過ちを、仏前にて発露し懺悔する行為・儀式のことである。奈良時代には平城京内の各寺院において「薬師悔過」「吉祥悔過」「阿弥陀悔過」などが行われた記録が見えるが、これらは儀式に際して主導となす仏の別により名称が異なっている。ただ、儀式の構成には共通項が多いと考えられている。よって、出土木簡に「悔過」の名が見えることは、西大寺においてこうした儀式が執り行われるなどしていた可能性を示唆するものである。

二四一は削屑であるが、三綱務所の名が見える。三綱務所とは、寺内組織を運営統括する三綱（土座・寺主・都織那）の僧職の総称であり、これらの事務機関を指している。よってこの削屑は、西大寺における三綱務所に関する文書の一部であったとみられる。また、二四二は三綱の発した文書（牒）の断片の可能性がある。

(⑨) C その他の木簡の様相
前項の⑦・⑧以外の範疇に属しないもので、特に言及しておきたい資料について述べる。

史料番号〇六〇～〇六五までは、所謂「籠引き」の木簡とみられる。内容的には、「法王」から始まり、「律師」、「法師」、「沙弥」〔（仏門における弟子の意味）と僧の位が書かれたものがあり、最後に「（餓）鬼」〕がある。「法王」は、称徳朝における道鏡の存在を反映したものであろうか。以下、僧の位がいくつか捕つられており、最後に仏教思想上において最も忌むべき姿である「餓鬼」まであるので、籠引き遊びの要素としては一通り捕つた形にはなっていない。ただし、〇六一・〇六二・〇六五が上端の両角を取った形で、寸法も概ね一致しているが、それ以外は形状と寸法が異なっている。また、「沙弥」の可能性があるものがふたつ存在するなどのこともあるので、あるいは複数の籠引きのセフトが混在して

出土している可能性もある。

籠引き木簡の事例としては、長屋王家木簡の中に類例があることが知られているが、本調査出土のものは点数・内容的にもバラエティに富み、しかも仏教界に関する内容という共通点がある。寺院旧境内地より出土したものとして、また当時の生活の一端をうかがい知ることができる資料として注目されよう。

〇一九・〇二〇は、万葉仮名で表記したものである。ただ、双方とも字は明瞭であるが解釈は困難である。〇一九の表面冒頭と後段には人名が書かれ、裏面には日付と表面後段に書かれていた人名が記されている。

二三〇および二三九は削屑であるが、「評」の字が見える。特に二三〇には「風早評」と伊予国に実在した評名が記されている。評の名が史料に登場するのは、奈良時代初期頃までであり、なにゆえこの本資料群の中に含まれるのかについては、記して後考を俟たい。

⑩ D 書習木簡の様相

前項でも述べたように、本史料群の中で習書木簡が占める比率は比較的高い。しかも、各種の部材や端材などに墨書きしている例があり、また後段でも述べるが墨書き器も多くの出土してその中に占める習書の比率もやはり高いこと、また転用硯が数多く出土していること（本篇第四章第三節参照）などを併せて考えるとき、文書作成を担当する機関・部署の存在が強くうかがわれる。このほかに全体的な傾向としては、特定の文字を習書している点が指摘できる。頻出する字としては、「道」・「為」・「是」・「大」・「者」・「有」・「得」・「人」などがある。特に「道」は、しんにようの字体の代表格として練習対象にされている説がある。また、習書は既に使用した木簡にも及んでおり、たとえば前掲の〇一〇・〇三五・〇四二などの木簡の空白などに別筆で書かれていることが確認される。こうした点からしても、本資料群全体からは旺盛な習書目的が看取されるであろう。

⑪ E 木簡の記載内容からみた年代の手掛かり

最後に、本調査出土木簡の年代手掛かりについて述べる。既に報告の如く、本資料群は出土土地点および記載の内容などから、奈良時代の西大寺に関連性がある資料群であることは疑いようがない。その上で、さらに詳細な手掛かりを

集めると、以下の如くとなる。

a

○一〇 「神護景雲二年三月五日」

b ○四二 東海道に武藏國が入っている。↓宝龜二年以降。

c ○三五 「參議從三位式部卿常陸守中衛中將：石上朝臣」 ↓石上宅嗣の

神護景雲二年正月、宝龜元年九月初までの官職位階。

d 一五四 ○□□「閏八月カ」 ↓もしこの内容だと仮定した場合、「統

日本紀」によれば、奈良時代で閏八月がある年は、天平寶字元

(七五七)、宝龜七(七五六)のいずれかのみ

e 一三〇 ○「天カ」天応忠 → 「天応」(七八一年のみ)の習書か

これらの中でも確実なものとしては、aとcが挙げられよう。このほかbについ

ては前述の如く誤記の可能性が完全に排除できないが、肯定的に考へるので

あれば、宝龜三年以降となる。dについては、ふたつの年とともに確実なaとcに

は比較的近いため判断が難しい。また、eについては天応の年号を習書したか

どうかがが確実ではないので、確定した証拠として扱うことはやはり困難である。

以上のことから、確実なaとcの手掛かりのみに依拠すれば、神護景雲二年も

宝龜元年(七六八)も七〇)となる。あとは、b・d・eなどとの整合性なども

考慮するのであれば、神護景雲二年以降の一定の期間という想定になる。

なお、年代については、最終的には墨書土器や他の出土遺物の年代観も総合し

て、小結の部分にて改めて評論することとし、本節における年代の手掛かりに關

して、本項においては現状の把握をするに留めておく。

III 出土墨書土器の概要

墨書土器の概要について述べることとする。

本調査において、墨書土器は約二百七十余点が出土している。これは前段でも記したように、あくまで字画や記号・墨痕等を記したものとして認識できるもののが数であり、筆ならしなどの痕を入れると、さらに多數の個体が存在する。また、墨痕が認められる個体も含めると、その点数はさらに増加する。墨痕のあるもの

のなかには、転用硯が多く含まれている。その詳細については本篇第四章第二節の上器報告において言及されているので、ここでは割愛する。

墨書土器として把握した分について、須恵器の占める割合は約四割余、また土

師器は六割弱であった。また、記載面について、内面のみに墨書している例は約

二割程度、外面のみに墨書している例は約六割五分、内面と外側の双方に墨書

している事例は約一割五分との統計を得た。また、器種については、約九割が

杯・皿などの供膳形態の土器であるのに対し、鉢・壺・甕などの貯蔵形態の土器

は五分強、また土師器製などの煮沸形態の土器は五分弱程度となっていた。

近年、平城宮および京内出土の墨書土器の集成、研究が進捗しつつあり、各種

の統計が報告されているが³⁰⁾、平城宮内における傾向としては、種類別では

須恵器は五割五分で土師器は四割五分の比率、また器種については、供膳形態の

土器は九割五分、貯蔵形態は五分弱、貯蔵形態は一分にも満たないとの統計があ

る。一方、平城宮および京内寺院に関しては、種類別では須恵器は約七割に対し

土師器は約三割の比率、供膳形態はやはり九割五分を越えている。須恵器と土師

器の比率についても、宮内と京内には差異が認められるが、大まかな器種の傾向

でみれば、供膳形態が圧倒的に多いという点では類似した傾向を示す。

これらの統計結果と本調査出土の墨書土器群の様相とを単純に比較する限りで

は、須恵器の比率は京内・宮内に比しても低い結果となっている。また、大まか

な器種については、宮内・京内と概ね似たような傾向ではあるが、僅かに供膳形

態の比率が低いという点は指摘できるかもしれない。

次に、墨書土器の観察結果として指摘できる点としては、習書の多さが挙げら

れる。同じ字を書くなどしている例は軽文の明らかなものでも十点余りあり、こ

れは内容が軽文もしくは想定できた総点数百点余りの中に占める比率としては一

割を越えており、宮内の統計の三分率度を大きく越える結果となっている。前述

の如く、墨書土器として集計をしていない筆ならしや墨痕のある土器、さらには

大量の転用硯の出土とも併せて考えれば、やはり特異な様相である。この点は、

前項の本節に関する概要において述べたように、習書が多い傾向とも軌を一にし

(2) 墓書土器の二次利用および廃棄の様相

本調査で出土した墨書き土器で、ほぼ完形のものは五点に満たず、本簡と同様にやはり低い傾向にあると言える。また、習書が多いことや、転用硯の多さなどからみても、使用されていた墨書き土器の多くは、そのまま廃棄されたのではなく、二次的に利用されたとみるべきかもしれない。

なお転用硯の中には、大量の墨痕が付着したものが多く、結果として字画の存在が確認できなかつたものもあることを附言しておきたい。

(3) 記載されている内容については、以下の範疇に大別できる。

- A 人名・使用場所等
- B 内容物
- C その他
- D 習書

このうち、A カテゴリーについては、今回は「皇浦東」の文字が見え、「統日本紀」に記述がある皇甫東朝のこととみられ、詳細は後段で詳論する。このほか、十三例が人名の可能性がある。また使用場所については、本簡同様に「西大寺」を記すものがみられるほか、寺院内の部署と思しき記載もいくつか見受けられた。また、「官」の事例が目立つ。

B については、「粥」と「水」の事例が多く、寺院内の食生活などを反映した内容となっている。

C については、特に指摘しそうな顯著な傾向はみとめられない。

D については、既に点数の多さは指摘したが、土師器に書いた例が多い。ただし、もともと墨書き土器全体として土師器が多い傾向にあるので、そうした背景を考慮すると、自然な帰結となるう。

以下、個別の重要事例について述べる。

史料番号五〇一は、土師器裏の体部外面に書かれたもの。「西大寺 信節」とみえ、特に「信」の字が強調して書かれている。寺内に居た特定の僧侶の略称である可能性がある。であるなら、この器はその人物の使用に帰属したものであつたか。

五〇二は、一部を欠損しているが、いくつかの習書などに混じって、「皇浦東

」と書く。「浦」と「甫」は普通とみられるので、奈良時代に唐から渡来して朝廷に仕出した皇甫東朝のこととみられる。皇甫東朝の略歴については駿文の注記に記しているので参照されたいが、天平の遣唐使で来日した人物であり、その後多くの間の動静は不明であるが、称徳朝になつてしまし「統日本紀」などにその名が見えるようになる。神護景雲年間から宝亀年間にかけては、「花園正従五位上」の職位にあつたことが知られる(註1)。

平城宮・京および京内寺院を問わず、正史に名の見える人物名を墨書きした土器が出土するのは、極めて珍しい。どのような理由でこの者の名が土器に記され、どのような用途に使用されたのかは定かではない。ただ、墨書の様相を見る限りでは、字は底面外周の中央に大きな字で書かれてはいるものの、やや稚拙であり、また閑遊性のない習書もある。こうしたとから、何か実際に使われたかどうかについては些かの疑問が生じる。なお、この土器の口縁部には煤けた痕跡が認められる。灯明などの用途に使われた痕跡とみられる。

五〇三は習書とみられるが、「法王」の字が確認できる。これは、前述の本簡の〇六〇にも見え、こちらは当時の世相をある程度反映したものとみられるが、実際に書く必要により習書された可能性も完全に排除はできないであろう。

五〇四は、字の部分が分割されているため、駿文の確定には到らないが、「大臣」である可能性がある。また、五一八～五二一には「官」の字が見える。このうち、五一八の「官」はワカセで、担当部署を示す用例であろうが、五一九も五一六は単独で「官」とあるので、異なる用例の可能性がある。寺内における「官」の機関としては、まず第一には令外官の「造寺司」が想定されよう。西大寺の場合、「造西大寺司」であり、「統日本紀」には神護景雲元(七六七)年二月条に佐伯今毛人が造西大寺司長官に任命された記事がみえ、同年七月には次官が任命されるなどの動静が見える。その後も任免記事は定期的にみられるが、宝亀九年八月に見える次官任命記事が「統日本紀」における最後の「造西大寺司」に関する記事となつてゐる。多くの史料が残る造西大寺司と比べて、史料に乏しい

(4) 墨書き土器の記載内容からみた年代の手掛かり

墨書き土器の記載内容からみた年代の手掛かりとなるものについては、

五〇二 「皇甫東□〔朝カ〕」

程度しかない『続日本紀』における皇甫東朝の記事は神護景雲元年以降多くのものの、宝亀元(七七〇)の越中介命の記事を以て以後の動静は不明となる。

よつて、この期間がひとつ目の安といふことになる。

IV その他の出土文字資料の概要

木簡と墨書き土器以外の文字資料については、墨書き石・刻印瓦がある。このうち、

刻印瓦については本篇第四章第一節の瓦の報告において述べられているので、詳細はそちらに譲ることとする。

史料番号八〇一は、律約三七三の石英質の川原石の表裏に一字ずつ墨書したものである。石は一見して白い砾石のようではあるが、碁石よりも大きいくまた扁平でなく丸みが強いので、碁石に使用したことは考えにくい。比較的平たい面がある石の表裏面に「福」・「右」と記されている。このような事例は、奈良時代以前には知られていない。平安時代以降では、「字」・「石経」が出現するが、書写し

た字は經典の文言とも言い難いので、「字」・「石経」の類例とは異なっているようと思われる。字の内容からすると、何らかの祈願・祈祷に供したものではないかと推測される。

(武田和哉・鶴見泰寿)

第三節 結語

本調査で出土した文字資料を概観した上で、最後に指摘しうる総括的所見をまとめて、本書の締めくくりとしたい。

I 文字資料群の時期および関係する機関・部署について

まず、木簡の時期に関する手掛かりとしては、前篇の(2)で述べたように、確実なものだけを考察の対象とすると、神護景雲二年(宝亀元年)(七六八・七七〇)であり、またこのほかにある確実性がやや乏しい資料との整合性等も考慮するとしたら、この時期から後の一定期間ということになる。また、墨書き土器の記載内容には、時期に関する明確な手掛かりはなく、状況証拠として皇甫東銘の墨書き土器の存在が挙げられるのみであるが、これは木簡が示す時期と矛盾はしない。結果として、これら文字資料が示す時期は、木肩層から併存して出土した土器の年代観とも合致している。

この時期は、西大寺の創建期後間もない時期に相当している。出土地点は本篇第二章第一節に述べるように、西大寺旧境内の主要伽藍地区の南側、十一面堂院推定地の南側付近に相当している。そして、本資料群には「西大寺」などの記載が散見されることからみても、当該時期の西大寺に関する文字資料であることは疑いがない。

ただし、内容的にはひとつの分野・内容に取まらない様相を呈しており、西大寺の中のどの機関・部署より排出されたものであるのか、明確に特定することはできない。それでも、こうした特定分野に限られないという点も、まさにこれらの文字資料のひとつ特徴として見なしあるであろう。当該時期は、未だ西大寺内の伽藍は完全に整備されていなかつたことが知られており、造西大寺による造営活動が続けられていた。創建当初の一一定の間に於いて、寺内諸事務所この造西大寺がすべて担当していた可能性が高く、今回の文字資料の内容が多岐にわたっている点もそうした可能性と合うことにはなる。

しかしながら、さらには注目すべきこととしては、本資料群にも見える三綱務所

の存在である。三綱は寺内の僧侶による運営組織であり、もし三綱務所の機能が

立ち上がっていたのであれば、造寺司に依頼しない寺内の自律的運営活動が開始されたいたと考えられるであろう。特に、史料番号〇五〇などのように、仏教儀式に実際に使用された蓋然性が高い木簡が出土していることは、僧による活動が開始されていたことを示唆するものである。

また、多くの書本簡・墨書き器および転用硯の出土は、文書作成を担当する機関から排出された遺物であることを強く示している。

以上のようなことなどを総合的に考慮すると、本資料群は伽藍造営が一定程度進捗し、僧侶による寺内運営も開始されて以降の時期に、寺内の諸事務を司つていたであろう三綱務所もしくは類縁の機関において、主として文書作成を担当する部署から排出されたものである可能性が高いと考えられる。

なお、木簡の廐棄に関しては、前節の⑤で述べたように、一部に焼却という手段を用いた可能性がある点が注目される。これは、廐棄のひとつの手段であったのか、あるいは總量を減らすための手段であったのかは判らないが、全ての個体に焼損の痕跡がみられる訳ではない。よって、特定の部署から排出されたものに關して、焼却または転用・切断その他の過程を経て投棄に到つたものか、あるいは各機関・部署より排出された段階で、焼却を受けていたものや切断・転用された結果、本資料群が形成されたのかについては、木簡の内容から分析する限りでは不明である。なお、この問題に関しては、出土木製品の考察において、複数の排出源がある可能性が高いことを言及している（本篇第六章三節参照）。

II 文字資料群の特色と歴史的意義

本資料群の中には大（太）政官の名がある二〇一～二〇三に加えて、石上宅嗣の官職・位階を記した〇三五、また皇甫東朝の名を記した〇五二など、当時の朝廷との深いつながりを示す内容が散見される。また、本報告書の本篇で報告しているイスラム陶器やガラス製品・金箔付着の木製品片などの珍奇な供伴出土遺物とも併せ、これらは称徳朝後半の政治情勢および当該時期に西大寺が果たした役

割などを示す内容として理解できる。

特に〇三五の出現により石上宅嗣に関する未知の官職歴（造東内長官）の新事實を得る結果となった。後に「云亭」を開くなど、「文人之首」と称され、称徳朝から光仁朝にかけて政界に重きを為した高級官人の動向を知る貴重な手掛かりである。また、五〇二は、渡来後に朝廷に仕出した唐人の動向を示すものであり、いずれとも『続日本紀』の記事を補完する内容である。

さらに、「四分律刪繁補闕行事鈔」の一節を書き出したとみられる〇五〇をはじめとする仏教や西大寺に関する内容は、創建間もない時期の西大寺内の動向を伝える内容と言えよう。当該時期の西大寺について記す史料は少なく、また当時の仏教儀式の実態を探る上でも重要な資料となる。このほか、〇六〇～〇六五の仏教色の濃い鐵引き木簡の存在や、「粥」「水」などと記した複数の墨書き器、また人物・動物などの墨画が描かれた木簡・墨書き器などの出土は、寺内における僧侶のさまざまな面での生活様相を示す痕跡として、興味深い存在である。

以上挙げた諸点において、本資料群は、奈良時代後半期において政治的に重要な役割を果たした京内外寺院から一括して出土した文字資料群であり、今後の奈良時代政治史・寺院史研究などに寄与する内容として評価しうるものである。

III おりに

本文字資料群が含まれていた木屑層は、本発掘調査区外の西側および東側に延びることが既に明づかとなっている。よって、調査地に隣接した場所には、本資料群と一緒に遺物資料がまだ埋蔵されていることになる。史料的価値の極めて高い文字資料が今後追加される蓋然性が高く、隣接地における開発行為の際には、充分な発掘調査が必要であることは言を俟たない。また、西大寺旧境内推定地内近隣地区においても、同様に重要な埋蔵文化財が包蔵されている可能性がさるに高まつたと言え、今後の地区内での文化財保護活動の重要性をあらためて認識する次第である。

- (1) 渡辺晃宏『平城京一三〇〇年(全檢証)』柏書房 二〇一〇年
 (2) 『令集解』卷三十三 公式令 奏授位記式条
 (3) 岸俊男「県主・国造」覽表『古代の日本』九 研究資料 角川書店 一九七一
 (4) 『経国集』卷十所取 大納言膳徳二位石上朝臣毛利 三月三日於西大寺侍宴應詔〔高野天皇在祚〕一首
 (5) 『続日本紀』宝龜二年十月己卯条
 己卯(二十一日)太政公奏。武藏國難屬山道。兼承海道。公使繁多。祇供難堪。
 其東山釋路。從上野國新田驛。達下野國足利驛。此便道也。而枉從上野國邑樂郡。經五ヶ驛。到武藏國。事畢去日。又取同道。向下野國。今東海道者。從相模國夷參驛。達下總國。其間四驛。往還便近。而去此前後損益極多。臣等商量。改東山道。屬東海道。公私得所。人馬有息。奏可。授正六位上英保首代作外從五位下。以攝西大寺卿奉天堂也。
- (6) 平川南「古代史の窓 西大寺出土の木簡」上・下『山梨日日新聞』朝刊コラム
 二〇一〇年五月二十八・二十九日
- (7) 『続日本紀』天平宝字四年七月庚戌条
 庚戌。大僧都良弁。少僧都慈願。律師法進等奏曰。良弁等聞。前界混一。凡聖之差未著。斷證以降。行住始終。三賢十地。所以開化生徒。前佛後佛。由之勸勉。無用證翼之義。不差行住。詔勸流張之傳。今者。像教將季。緒猶稍息。若无衰弱。何顯善焉。請諸。制四十至三十六。以拔三學六宗。就其十三階中。三色師位并大法師位。准勸授位記式。自外之附。准奏授位記式。然則成定。惠行非獨昔時。經論皆方盛當今。庶亦永息鑿空之譏。以興敦善之隆。良弁等。學非涉量。業惟淺近。輒以管見。略事採擇。叙位圖目。具列別紙。勅報曰。來者表知具示。勸誠福徒。實利益。分置四級。恐致勞煩。故其修行位。誦持位。唯用一色。不爲數名。若有誦經忘却。或行過失者。待衆人知。然後改正。但師位等級。宜如奏狀。以下略。
- (8) 『延喜式』卷二十一「審議條文」
 凡任僧綱者。必簡其人。奏敕定之。辨官定日。預告式部。治部。其日平旦。僧綱
- (9) 東野治之『麗眞』岩波新書 二〇〇九年
 (10) 奈良國立文化財研究所『奈良文化財研究所』編『平城宮出土墨書き器集成』一~三
 (11) 『大日本文書』卷五所取「仏事歷名」(正倉院文書)には、神慶景雲三年十月から宝龟九年六頃の官人名と各々の持物の一覧があり、その中に花園止從五位上皇甫東朝花一櫻」とみえる。
- 主要参考文献一覧**
- 奈良國立文化財研究所・奈良文化財研究所編『平城宮木簡』一~七(奈良(國立)文化財研究所史料) 一九六六~一九七〇
 奈良県教育委員会 奈良國立文化財研究所編『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』西大寺一九九〇
 奈良國立文化財研究所編『長屋王家・二条大路木簡を読む』吉川弘文館 二〇〇一
 東京大学文学部奈良國立博物館編『日本古代木簡集成』東京大学出版会 二〇〇三
 東京大学文学部奈良國立博物館編『西大寺古絵図』は語る古代・中世の奈良 特別陳列 奈良國立博物館 二〇〇二
 大岡實『南都七大寺の研究』中央公論美術出版 一九六六
 佐藤信輔『西大寺古絵図の世界』東京大学出版会 二〇〇五
 東野治之『日本古代木簡の研究』講書房 一九八三
 渡辺晃宏『平城京と本間の世紀』(日本の歴史〇一)講談社 二〇〇一
 吉川真司『律令官僚制の研究』講書房 一九九八

第四節 木簡・削屑の釈文および各種データ

本節では、木簡の釈文および各種のデータをまとめた。表示方法に関しては、以下の凡例を参照されたい。

總則

本報告では、文字を書いていると確認できた木簡のうち、具体的な字が釈読できたもの、もしくは具体的な字の推定が可能なもののみを採録した。

また、釈文・法量・型式番号等の表示においては、木簡として使用されていた際の加工等痕跡と確認しうる内容だけを反映した内容とした。すなわち、遺物観察により、木簡として完成・使用の後の段階で廃棄および二次利用を目的に施された加工・改変と見なされる場合は、原則としてその事実を注記の項目において指摘している。そして廃棄および二次利用の段階における切り折りや成形については「二次的」と表記している。

木簡の釈文・データの凡例

- ①史料番号 漢数字の通し番号で付与し、上部に示した。板状は○○一より、また削屑は二〇一より、それぞれ付している。
- ②釈文 釈説した内容について、記説できたものについて記した。ただし、旧字体は通常新字体に書き改めている。なお、釈文中に使用した記号は、左記の如き内容・状態を示している。
- 欠損文字のうち、字数を確認できるもの。
- 欠損文字のうち、字数が数えられないもの。
- 木簡の上端もしくは下端に孔が穿たれていることを示す。
- ・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。
- < 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。
- 「」異筆・追筆の部分を示す。

() 校訂に関する註で、本文に置き換るべき文字を含むもの。

原則として、文字の右側に掲示したが、スペースの問題で例外的に左側に付した場合もある。

() 右以外の校訂註、および説明註。

カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。
ママ 文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

× 前後に文字の統くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

③出土地点・層位 当該遺物が出土した地区と層位を示す。特に遺構名を付さないものは、S.D.O.一からの出土である。地区番号は、本篇・第三章第一節(一七・一八頁)を、また層位については同じく本篇・第三章第二節のII検出遺構の条(一九・二五頁)を、それぞれ参照されたい。また、層位表示に関する略記号は左記の如くである。

上 || 新上層、下 || 新下層、埋 || 古埋立層、木 || 古木屑層、最 || 古最下層
包 || 遺物包含層

④法量 アラビア数字を用いて示した。単位はミリメートルで、縦・横・厚さの順で示している。ただし、削屑については厚さは割愛した。また、()を用いて示している場合は、折損等により本来の大きさが不明なために現存している法量を記したものである。

⑤型式番号 木簡学会が定めている基準・分類方法に従い、型式番号を漢数字により記した。詳細は下記の十八型式の如くである。

- 一型式 長方形の材のもの。
- 一五型式 長方形の材の側面に孔を穿ったもの。
- 一九型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。
- 一二型式 小型矩形のもの。
- 一二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたものの。
- 三一型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいたるもの。

○三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。
○三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

○三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損、腐蝕などによって原形の失われたもの。
○四一型式 長方形の材の一端の左右を削り羽子板の柄状に作ったもの。
○四三型式 長方形の材の一端の左右を削り羽子板の柄状にし、左右に切り込みをもつもの。

○四九型式 長方形の材の一端の左右を削り羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

○五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
○五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

○六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。
○六五型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。

○八一型式 折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。
○九一型式 削肩。

(6) 木材木取り・樹種 木目から材の部位が判明したものについては、「柾」(ノ
柾目)か「板」(ノ板目)の略記号を用いて示した。また、一部については樹種鑑定を実施しており、結果が判明したものについてはその樹種名を記した。

(7) 図版番号 本報告書に写真もしくは図版を取り扱っている場合は、その番号を示した。本篇で報告しているものは、併せてその遺物番号を記した。

(8) 注記 必要に応じて、柾文の内容や廃棄の状態を示す解説を付した。前掲の総則でも述べているように、二次加工や廃棄に伴う変更と推定される情報は、この項目でのみ指摘している。

木筒の分類と配列順について

本調査出土の木筒は、まず板状と削肩とに分けた上で、柾文内容によって以下

①史料番号 ②紙文 ③出土地点／層位 ④法量 幅・横・厚さ (ミリ)
⑤型式番号 ⑥木材木取り・樹種 ⑦注記 ⑧図版番号

上⑦ 下⑨ LG78/木 (100) · (10) · 5 ○八一
□□□
③ ④ ⑤
左・下端は二次的切り折り。右・右辺は削り。
⑥ 板・ヒノキ
⑧ 図版 5

① 一九九
② (西大寺カ)

表記事例と各項目の配列の凡例
以上の各種データに関する表示例は左記の如くである。

木筒(板状)

1	文書(牒・解・啓)	001-006
2	文書(進上状)	007-008
3	文書(請)	009
4	文書(伝票・記録・支給)	010-029
5	文書(考課・人名・地名)	030-049
6	文書(仏教・寺院)	050-059
7	文書(籤)	060-065
8	付札	066-068
9	断簡	069-126
10	習書	127-186
11	その他(焼印)	187-188

木筒(削肩)

1	削片(奏)	201-203
2	削片(進上状)	204
3	削片(伝票・記録・支給)	205-210
4	削片(考課・人名・地名)	211-232
5	削片(仏教・寺院)	233-242
6	削片(典籍等)	243-252
7	削片(その他)	253-259
8	削片(習書)	260-320
9	削片(細片)	321-497

の表の如く分類してその順序で掲示してある。左表右端に示した番号は、上記①の報告番号を示している。

左表右端に示した番号は、上記①

板状
〇〇

「 ○ 金堂所牒 嶋院 借請麻柱松式枝 各長□ (三カ) 右□

LG78/木 (303)・(42)・6 ○一九 板

三点が接合した木簡。左辺は割れ、右辺の上端三分の一は削りで、その下は粗い削りを施す。上端は削りで、表面との角には面取りを施してある。まず左辺を構成する二点を縦に割り取った後、中程でふたつに折り、その次に左辺下部と右辺を各々燃やしたことが、各下端部にみられる焼損痕から確認できる。

木簡廃棄過程の復原の手がかりとなる好資料であろう。

金堂所が嶋院から麻柱（あない）の松を借用した時の依頼文書木簡。麻柱とは足場用の木材のことを目指す（『新撰字鏡』）。金堂所は造西大寺司に属する西大寺金堂の造営事務所とみられ、嶋院は『続日本紀』神護景雲元（七六七）年九月に称徳天皇が行幸したことが見える（『西大寺嶋院』を指すものとみられる）。西大寺の薬師金堂の完成は神護景雲三（七六九）年頃、また弥勒金堂の完成は宝亀一（七七一）年頃と考えられている。これらのはずれかの金堂を指しているものか。

図版1

〇〇

謹解申□錢事合一貫母

□ 母 □

LG79/木 (187)・(23)・4 ○八一 板

上端・下端ともに折損している。右辺は削りで調整している。左辺は割れ。錢の請求に関するものか。

図版2

〇〇

謹解申弟公何美坐下 河内国□□□

□以□□□□□□□□□□□□□□□□□□
〔申カ〕

LG80/下 221・21・4.5 ○一一 板・スギ

上端は削り、下端は切断。右辺・左辺とも削り。

図版3

〇〇

如件以解

LG73/木 (117)・(11)・7 ○八一 板・ヒノキ

上端は焼損、下端は一次的な切り折り。右辺・左辺ともに削れ。前掲の〇〇一史料と同様の方法で廃棄したものか。

図版3

〇〇

「謹解 申請出舉錢事

」



LG78/木 (250)・(22)・4 ○一九 杆・ヒノキ

「謹啓欲請飯事合一石少□
此照趣垂處處惠□

LG78/木
(272)・45・7

上端は削り、下端は折れ、両側面は削りで調整しているが、左辺は字の状況からみて二次的加工とみられる。中央付近に折れた箇所あり。出舉錢に関するものである。

図版2



板・スギ

上端はおよび左・右辺は削り。下端は折れか。厚さは中央で

は七ミリ程度あるのに対し、左右両辺は削られていて四ミリ前後である。請飯文書の習書。

図版3

010

右件田主知〔己カ〕〔細カ〕
衣服□□書□□

□事『□□会会会請□』

009

〔辺カ〕〔者カ〕

「王門殿 □尊侍 □〔國カ〕諸□」

LG69/木 (127)・26・2 〇九 杠

上端は切断、下端は二次的な切り折り、左・右両辺とも削り。裏面は未調整のままである。「二」の左側に縦の墨痕がみられ、一見して「仁」の如くであるが、これは木目に墨が入り滲んだ結果と判断される。

図版3

008

「進□茵六十枚 付□□若虫

「十二月六日他田□□

LG71/木 (212)・24・5 〇九 板・スギ

上端および両側面は削り。下端は二次的な切り折りか。進上木簡である。

図版4

011

□九日少唯那天□

□□天□□分□□□

LG78/木 (163)・(22)・3 〇八一 板・ヒノキ

上端は斜めに切断した後に、先端部分を切り折りしている。下端も切り折りで、双方とも二次的加工であることが判る。両辺はともに削られているが、字の状況から見て少なくとも右辺は二次的加工であることが判る。

「少唯那」は、寺院内部の役職名であろう。

図版5

OII

「雇車式両賃錢肆佰文『充了』」

右 依 上石載申上賃如員

『給一』

四月四日男公」

LG78/木 193・33・5 01 板

四周とも削りの完形品。また、表面右上の「雇」の字の右に径約三ミリの穿孔を施している。

石を運搬するために雇った荷車二輪の費用支払いに関するもの。表には代価として四百文かかったことを記し、別筆でこの支払いをした旨が書かれ、さらに裏面にも支払いの完了を確認したことが別筆で記される。二重の確認作業がみられ、当時の金支払い過程の一端がうかがわれる好資料である。

卷首図版1・図版6

上端は折れ、下端は一次的切り折りか。左・右辺は割れ。左辺は不規則な形状で割れている。

図版7

OIII

「以五月十六日□

「薬園

LG78/木 (99)・21・3 01九 桀・ヒノキ
上端および両側面は削り、下端は折れ。

図版7

OIV

×五口 □子卅果 梨子卅果

LG78/木 (111)・(13)・4 0八一 板・ヒノキ
上端は焼損、下端は折れ、左・右辺は削れ。

図版7

OIV

四月六日□來石方呂車□ □」

□□□ □□

LG78/木 (281)・(10)・7.5 0八一 板・スギ

上・下端とも一次的切断か。両側面は割られて文字面が切れている。箸状に一次的加工が施されたものか。

図版6

OIV

□食事 右依 □

LF77/木 (119)・(25)・2 0八一 板・スギ

上・下端は一次的な切り折り、左・右辺は削れ。

図版8

O一九

「可都子万呂可久智迹万良□
田可乎可久波首部支」

「
昌六月一日大安□」

LG73/木 15.・29.6.5 O八 板・ヒノキ

上端は切断。左・右辺および下端は削りで尖らせて記されている。表面には削りの痕跡が明瞭に残る。万葉仮名を使って記されている。

O二〇

□麻志留止巳奈久（表面削り残りの文字あり）
志天

佐都□

LQ77/木 (68).・15.・4 O八 板・モミ属

上・下端は二次的な切り折り。左・右辺は削り。万葉仮名を使つて記されている。

O二一

育在乎愚命」

LG69/木 (159).・(18).・1.5 O八 桟・ヒノキ

上端は二次的な切り折り。下端は削れ。

国版9

O二二

「置カ」（マツカ）
「秦古万呂所可充□一枚簞枚使付止知万呂」

LG73/木 320.・22.・5 O一 桧・スギ

上端は削り。下端は切断。左・右辺の上部は削りだが、下部は割れて一部が損なわれている。

国版9

O二三

十四日請米

LG78/木 (48).・(15).・8 O八 板・スギ

上・下端とも折れ。左辺は削り、右辺は割れ。

国版9

O二四

「受食二大請□師□」

LG78/木

(163).・24.・3
O一九 板・スギ

四周とも削り。下端は二次的成形によるものか。

国版10

O二五

大寺白髮マ真足一升二合

LG79/木
(146).・(22).・4
O八 板・スギ

上・下端とも二次的な切り折り。左辺は削れ、右辺は二次的な削り。

国版10

O二六

寺主□□飯三升

LG78/埋 (104).・(15).・5 O八

板・スギ
上・下端とも二次的な切り折り。左・右辺は削れ。

国版10

O二七

「斗」白米二斗『斗

□□□□』

□□□□

LG71/ 木 (236)・(32)・7.5 〇八一 板・スキ
上端は削り、下端は二次的切り折りか。左・右辺ともに削りを施しているが、二次的成形とみられる。右辺の中央にはえぐられたような痕跡がみえる。

図版11

〇八二

□ 五荷

□ □ □ □

LG78/ 木 (71)・(13)・3.5 〇八一 板・スキ

上端は折れ、下端は二次的切り折りか。左辺は削れ、右辺は削り。

図版11

〇八三

□ 百六十三文

LG78/ 木 (152)・(8)・1.5 〇八一 板・スキ

上端・左辺は二次的な削りか。右辺は削れ、下端は二次的切り折り。再利用したものとみられる。

図版11

〇八四

「人有□云三□」

LG78/ 木 94・18・4 〇一 板

四周削り。上端は左右の角を取り圭頭状にする。

図版12

〇八五

□ □ □ 十一人技人

□

LF72/ 木 (179)・(10)・3 〇八一 板

上端は切り折り。下端は切り折りの後に削り。左辺は削れのあと削り、右辺は削り。四周とともに二次的成形とみられる。

図版12

上・下端は二次的切り折りか。左・右辺ともに削れの後に削りを施しており、二次的成形である。

図版12

〇八六

□ 沙奴又有舍合

LG78/ 木 (75)・(11)・2 〇八一 板・ヒノキ

上端は折れ。下端は折れの後にコゲた痕跡。左辺は削れ、右辺は削り。

図版12

〇八七

「僧卅一

沙弥廿九

LG78/ 木 (210)・24・7 〇八一 板・スキ

上端および左・右辺は削り。下端は切り折りで二次的成形を施したものか。表裏ともに、上部から中央にかけて四本ないしは三本の水平方向の刻線がある。その間隔は概ね当時の一寸に近い値があるので、物差しとして転用された可能性がある。

内容的には、僧・沙弥の人数の記したものである。

図版12 木 105

〇八八

〔廿一人カ〕

□ 僧□□□

LG79/ 木 (158)・(15)・3 〇八一 板・ヒノキ属

上端は切り折り。下端は切り折りの後に削り。左辺は削れのあと削り、右辺は削り。四周とともに二次的成形とみられる。

図版12

「 一 眇 二 眺 眺 三 □□ 夕 四 雷 雷 五 三 五
 參議從三位式部卿常陸守中衛中將造東内長官石上朝臣
 眺 眺 眺 眺 眺 」

『 □□ 酒 □□ □ □ 能考 □ 』

LG78/木 297・28・5 OI 板

四点が接合してほぼ完形となつた。四周とも削りで精緻に成形されている。破断した三箇所はいずれも折れによるものとみられる。長さは奈良時代後半期の一尺にほぼ相当する。特に表面の「石上朝臣」の部分の墨が濃くて目立つ。
 記された官職と位階から、「石上朝臣」とは奈良時代の文人官僚として知られる石上宅嗣であり、神護景雲二（七六八）年正月から宝亀元（七七〇）年九月までのものであることがわかる。「東内」とは平城宮東院と考えられており、彼が造東内長官であつたことがこの木簡の出土によつて初めて判明した。

卷首図版I・図版13・14

秦人戸主 □ □

□ □

LG79/本

(81)

・ (10)

・ 1.5 0 ×

板

・ ヒノキ

上・下端は二次的切り折り。左・右辺は削れ。 国版15

麻呂

□ □

LG78/木

(77)

・ (11)

・ 2

0 ×

板

・ スギ

上・下端とともに切り折り。左・右辺とともに削り。 上端と右辺は二次的な成形とみられる。 国版15

LG78/木

(55)

・ (21)

・ 12

0 ×

板

・ スギ

上端は折れ、下端は焼損。左辺は削れ、右辺は削っている。 国版15

□ □

LG79/木 (94)・24・3.5

○△ 犁・ヒノキ

秦人麻呂 □

□ □

LG78/木 (55)・(21)・12 ○△ 犁・スギ

秦人屋広 □

□ □

LG78/木 (55)・(21)・12 ○△ 犁・スギ

秦人屋広 □

□ □

LG78/木 (55)・(21)・12 ○△ 犁・スギ

上・下端ともに折れ。左・右辺は削り。中央部で上下に分離している。 国版15

国版15

〇四〇

〇四一

「□〔知カ〕」

山美子木□多比術秋万呂

LG73/木

265・4-10 ○六一 板・スギ

四周とも削り。支脚とみられる。上端部は柄状に成形されおり、径約四ミリの孔がある。記載している内容は人名であるか。

図版16 木170

「○有知万侶□」

LG78/木 (116)・(17)・6 ○一 板・スギ

上端および右辺は削り、下端は二次的切り折りか。左辺は削れ。上部に切り欠かれた形になつている箇所がある。本来は孔であった可能性がある。

図版16

「東海道 伊賀 尾張 遠江 伊豆 上総 常陸 東巽道 近江 火太 甲斐 下野
 伊勢 □ 河 駿河 相武 下総 阿波 美濃 信野 上野 常奥 □□
 紀国 伊刀 海麻 牟呂 淡路国 阿波国 □□□□
 那賀 安□ 金 御原 板野 □□□□
 名草 日高 津名 三間 □□□□
 長岡 土左 □□□□
 土左 『合』 □□□□

LG78/木 (515)・34・6 ○一九 板

上端および左・右辺は削り。下端は二次的切り折り。長大な木簡で、下に行くほど幅が狭くなり、下端付近では幅は約二・八センチ程度である。表・裏面ともに劣化が著しく、肉眼では字の判読がほとんど不可能である。表には東海道・東山道に属する国名を、裏には南海道に属する国名と郡名を記す。(こうした国名を列記する木簡の出土は初めてで、武藏国を東海道諸国の中に追記しており、武藏国が東海道に属すようになったのは宝龟二(七七一)年である)とから、木簡の時期を考える手掛となる。国名の中には奈良時代の標準的な標記でない例もあり、さらに東海道に属す甲斐国を東山道諸国の中に記している。また、東山道ではなく「東巽道」と書いてある点については同様の表記例は他にない。本来「巽」の漢音與音はともには「ソン」であるので、これらに従えば「とうそんどう」という発音となるはずであるが、「セン」の音も存在したとする意見がある(本章第二節参照)。

O四三

「大和国□」
〔大カ〕

LG78/木 (95)・(20)・5 ○八一 板・スギ

上端は切り折り、下端は折れ、左辺は割れの後に削り、右辺
は上部は削りがみとめられるが、中程から下は焼損しており、
詳細は確認できない。

図版19

O四四

□印南郡

□□屋□□□

LG78/木 (105)・(14)・2.5○八一 板・スギ

上・下端とも焼損。左辺は割れ、右辺は削り。

図版20

O四五

□近江国志賀郡錦□□□槐本□大庭
〔江国国国國□〕の重ね書きあり)

〔名カ〕

戸□□我□是□食食食食

〔我カ〕

LG72/木 (261)・13・5.5 ○八一 桟・スギ

上・下端は尖らせてあり、二次的成形の可能性がある。左・右
辺とも削つており、扁平な六角柱に近い状態にまで丁寧に仕上
げている。記載内容の様相から見て、習書した木簡を二次的に
成形し、何らかの用途に利用したものであるうか。

図版19

O四六

O四七

「丹波国丹丹波国□」

〔後後後後カ〕〔郡カ〕

□□□□□□□□後□□□

上端・左辺は削り、下端は二次的切り折り、右辺削れ。

図版20

O四八

「丹波国丹丹波国□」

〔後後後後カ〕〔郡カ〕

□□□□□□□□後□□□

上端・左辺は削り、下端は二次的切り折り、右辺削れ。

図版20

O四九

長馬役見光阿波井里□」

為家家家家見先

LG78/木 (190)・(31)・5 ○八一 板・スギ

上端は二次的切り折り、下端・左辺は削り、右辺は削れ。

図版21

O五〇

道口明石郡□

□□□

土土左里土左

○八一 板・スギ

「□□□万郡 可マ □

LG78/木 (149)・(10)・3 ○八一 板・ヒノキ

上端は切り折り、下端は二次的切り折り、左・右辺とも削れ。

図版20

図版21

〇四〇

「大德一心念、今日衆僧自恣」 □恣若有見聞疑罪、大
徳怠懶、故語□、□□□ □如法懺悔、第二第三亦如是」

〔哀〕

三點が接合した。上端の大半は割れている箇所が目立つが、中央付近に削りで調整した部分が若干残存している。下端は削り。左・両辺は削りだが、それぞれ一部に割れている箇所がある。ただし、概ね原形に近い状態とみてよからう。上端部の遺存状態が悪いのは、第一には廃棄後の経過による要因が大きいのではあるうが、それでも厚さを計測すると上端約三分の一はかなり薄く、中央部より下端部がしつかりとしているのに比べると、貧弱な感は否めない。原形の段階で、やはり薄く成形されていたと考えざるを得ない。なお、裏面には線刻が縱・横・斜め方向に入れられているが、その意団は不明である。

記載している内容は道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』などにみられる一節である。(い)に書き出している部分は、まさに羯磨儀式において僧侶が繰り返し読み上げるべき箇所に相当している。また、意味ことに実際に区切点が印されている点も注目される。憶測を逞しくすれば、当時の僧侶が儀式に臨んで、台本のように使用していた可能性もあるうか。

〇四一

『□□□□□□□□□□□□』 □□ □

〔徳カ〕

LG78/ 木 (267) · (25) · 3 〇八一 柱・ヒノキ

上端は焼損、下端は切り折りの後に二次的な削りなどの加工、右辺は割れの後に三次的加工か。左辺は割れで、中程から下はあらは内側に割れでいる。
図版23

〇四二

「悔過□

「家□」

LG78/ 木 (44) · (7) · 3 〇八一

板・スギ

上端は削り、下端は折れ。

図版23

LG78/ 木 270 · 23 · 6

〇一
板

〇五三

四分律説及薩波多
〔観カ〕

LG78/ 木 (168) · (18) · 2.5 〇八一 柱・スギ

上端は二次的切り折りか。下端は折れ、左辺は二次的加工、右辺は削りを施す。
図版23

〇五四

□卷第一
□ □ □

LG79/ 木 (88) · (16) · 2 〇八一 板・ヒノキ

上・下端は二次的切り折りか。左辺は削り、右辺は割れの後に粗い削りを施す。写經関係のものか。
図版23

OHO

□□ □律答^ハ

LG73/木 (111)・(16)・2 〇八一 板・スギ

上・下端は一次的切り折り、左辺は削り。裏面は割り裂いたままの未調整で、断面三角形を呈する。

図版24

OHO

□ □ 寶太 □ 弗

□□

LG79/木 (250)・(25)・6 〇八一 板・スギ

上・下端は一次的切り折り、左辺は削り。右辺は割れの後に粗い削りが施される。

図版24

OHO

智慧 □ □ □

LG73/木 (159)・(15)・1 〇八一 板・ヒノキ

上・下端は二次的切り折り、左辺は削り。裏面は割り裂いたままの未調整で、断面三角形を呈する。

図版24

OKI

「大律師成」

「□ □」

LG78/木 91・16・3 〇一一 板・ヒノキ

前掲史料の〇六〇と同様に、四周とも削りで、上端は左右角を取り成形する。寸法もほぼ同じである。

図版25 木126

OKI

「此取人

「法師成」

「□ □」

LG77/木 (76)・15・4 〇一九 板・ヒノキ

上端および左・右辺は削り、下端は切り折り。「弥六仏」とは、弥勒仏の當て字表記であろうか。

図版25

図版25 木130

OKI

〔足カ〕
五千 □ 有者

LG78/木 95・15・3 〇一一 植・ヒノキ

上・下端とも削りで、上端は左右角を取り成形している。後続史料〇六一～〇六四とともに、鑑引きに使われたとみられる。いずれも僧の位を記しており興味深い。

図版25

木131 「法王尔 □」
〔成カ〕

OKIII

「□沙弥尔成」

LFT77/木 71・8・2

011 板・ヒノキ
図版25 木129キ

OKIV

〔沙弥尔カ〕

〔□□□成〕

上端は切り折り、下端と左・右辺は削り。

LG78/木 93・8・2.5

011 桟・ヒノキ
図版26 木128キ

OKV

「我鬼成」

LFT78/木 95・14・4

011 桟・ヒノキ
図版26 木127キ四周とも削り。
「我鬼」は「餓鬼」の当て字表記か。前掲史料のOKO・OK六一

と同様に、四周とも削りで、上端は左右角を取り成形する。

図版26 木127キ

OKK

「く葛野秦淨足小く」

LG78/木 106・11・2

011 板・ヒノキ
図版26 木106キ四周とも削りで、上下両端に左右から切り込みを入れる。
部が欠損しているが、概ね完形を保つ。

図版26 木106キ

OKP

「▽署預子▽」

卷首図版I・図版26 木107

LFT79/木 84・13・4
011 板

四周とも削り。上下両端に左右から切り込みあり。

OKR

「椎子」

LG78/木 85・14・2.5
011 板・ヒノキ
図版26 全周とも削り。下端は尖らせてある。

OKS

「四千三百十六□」

○○」

「四□□□□」

○○」

「四合三千四百七十九」

○○」

上端は折れ、下端と右辺は削り、左辺は削れ。下部に左右並んで二つの要孔があり、檜扇の橋(ほね)である。

図版27

木40キ

OKT

「千五百三百包」

011 板・スギ

上・下端とも二次的切り折りだが、上端に僅かにコゲ痕あり。
左・右辺は削れ。

図版27

OKU

「又百日□」

□

□

LG79/木 (151)・(8)・3
011 板

上端と左・右辺は削れ、下端は二次的切り折り。

図版27

OKV

「□□□□□下民□」

LFT79/埋

(108)・(25)・2
011 桟・ヒノキ

四周とも削り。上下両端に左右から切り込みあり。

上端は削り、下端は二次的切り折り、左・右辺は削れ。

図版27

四四〇

「膳□」
〔門カ〕

「□□」

LG78/木 (81)・16・4 ○八一
下端は折れている。他は削り。

図版27

四四〇

家人

□□□

LG73/木 (74)・27・9 ○八一

板・スギ
上端二次的切り折り、下端焼損、左・右辺削り。
図版28

四四〇

〔阿カ〕
〔□郎人□大郎道□□〕

「□」

LG78/木 (440)・(32)・8.5 ○八一
板

大きな木簡で、上端は削り、下端は折損している。左・右辺とも削りを施すが、右辺はやや粗く、二次的成形の可能性がある。表面は中央が盛り上がるよう成形する。
図版28

四四〇

○得嚴徳□□□□□□□□□

LG77/木 (195)・(20)・5.5 ○八一
板・スギ

上端は片欠き状に二次的の切断、下端は折れ。左辺は削り、右辺は割れ。

図版29

四四〇

□□□　匹

LG78/木 (63)・15・3 ○八一
板・スギ
上端は折れ、下端切り折り。左・右辺削り。
図版29

四四〇

〔界カ〕
〔□□□□□□□□□□〕

□□□□□□□□□□□□

LG77/木 (136)・(7)・4 ○八一
柾・サワラ

上・下端とも折れ。左・右辺とも割れ。

図版29

四四〇

〔知カ〕
〔□□□□□□〕

LG78/木 (131)・(12)・5 ○八一
板・ヒノキ

上端・左辺は削り、下端折れ、右辺は割れ。

図版29

四四〇

□□居

LG77/上 (88)・(46)・5
○八一
板・アヌナロ

乙万
尔有

上・下端とも折れ、左・右辺とも割れで、損傷が著しい。中央付近から左右ふたつに分離している。

図版29

O八一	若□	LG78/木 (75)・(8)・3 O八一 板・スギ
O八二	大□	LG78/木 (35)・(15)・2 O八一 桧・ヒノキ
O八三	LG78/木 (274)・(10)・5.5 O八一 板・スギ	上端は削り、下端は折れ、左辺は上部のみ削り、左辺の中央より下部と右辺は割れ。 図版30
O八四	上端折れ、下端一次的切り折り、左・右辺削れ。	LG78/木 (327)・(17)・3.5 O八一 桧・サワラ 上端・左辺は削り、右辺は割れ、下端は二次的切斷。 図版31
O八五	明日□	LG78/木 (102)・(22)・3 O八一 板・ヒノキ 上端は切断後コゲ痕、下端焼損、左・右辺削れ。 図版32
O八六	(右仰カ) □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□ (魚カ)	LG78/木 (210)・(30)・4.5 O八一 板・スギ 上・下端は一次的切り折り、左辺削り、右辺は二次加工を施す。 図版31
O八七	LG78/木 (78)・(5)・(5.5) O八一 板・スギ	

〇九一

〔魚カ〕

□道□□

LG73/木 (145)・(33)・3.5 〇八一 桟・ヒノキ

上端は焼損、下端折れ、裏面の左半が割り裂かれている。右辺の一部にもコゲ痕あり。

図版32

〇九二

□広」

LG73/木 (84)・31・21

〇八一 桟・スギ

広□」

上端は焼損、下端と左・右辺は削り。

図版32

〇九三

「道（墨画あり）

LG78/木 (85)・(20)・2.5 〇八一 板・ヒノキ

上端は切断、下端は折れ、左・右辺は割れ。裏面は未調整の状態である。絵が描かれているが、内容は不明。

図版32

〇九四

「道

LG78/木 (85)・(20)・2.5 〇八一 板・ヒノキ

上端は焼損、下端と左・右辺は削り。

図版32

〇九五

〔六カ〕

□八九 檜□□ □

LG78/木 (152)・(15)・10 〇八一 板・スギ

〇九七

「有□□□□□□□

LG78/木

(110)・(19)・8 〇八一 板・スギ

〇九八

□打

LG78/木 (35)・(22)・2

〇八一 桟・ヒノキ

〇九九

□□広

LG78/木 (95)・(19)・4 〇八一 板・ヒノキ

図版33

〇一〇〇

常□□

LG78/木 (122)・(8)・8.5 〇八一 板・ヒノキ

LG78/木 (122)・(8)・8.5 〇八一 板・ヒノキ

〇一〇一

□師

LG78/木 (45)・(18)・2.5

□□

〇八一 桟・ヒノキ

上・下端二次的切り折り、左辺削れ、右辺削り。

図版33

〇一〇二

□□□□□□□

□□春」

図版33

LG79/木 (228)・(18)・6.5 〇八一 板・スギ

| 〇三 |

□ 衣

□ 」

LF79/ 木 (63)・64・8.5
0・丸 板・スギ 図版33

上端は二次的切り折り、下端は切り折りか。左・右辺は削り。

| 〇四 |

□ 戒

□ 戒

LF79/ 木 (31)・(17)・2.5 〇八|

図版34
スギ

秦 □ □

LF79/ 木 (63)・(13)・2.5 〇八|

スギ

| 〇五 |

景 □ □

LF79/ 木 (56)・(19)・1.5 〇八|

ヒノキ

四周とも二次的な削りで仕上げられる。

図版34

| 〇六 |

□ □ □

(鳥か)

LG79/ 木 (44)・24・3 〇八| 板

状 □

| 〇七 |

飛

LF79/ 木 (19)・(14)・1.5 〇八| 杠・ヒノキ

上・下端とも折れ、左・右辺は削り。
上端は二次的な切り折りか。下段は二次的切断、左・右辺は削れ。

図版34

| 〇八 |

□ (鳥か)

□

LF79/ 木 (101)・(5)・6.5 〇八| ヒノキ

又欠保 □

LF79/ 木 (81)・(19)・9 〇八| 板・スギ

図版34
スギ

| 〇九 |

□ 為道

LG79/ 木 (80)・(13)・2 〇八| 板・スギ

| 一〇 |

□ 五 □

LG79/ 木 (64)・(36)・2 〇八| 杠

「□人□□□□□□□□□□□□

LG78/ 木 (208)・(14)・5.5 〇八| 板・ヒノキ

上端・左辺が削り、左辺一部から下端まで削れ、右辺は削れの後に粗い削りを施す。

図版34

| 一一 |

状 □

| 一二 |

LG78/ 木 (46)・(16)・1 〇八| 板・スギ

| 一三 |

LG78/ 木 (46)・(16)・1 〇八| 板・スギ

| 一四 |

上端は二次的な切り折りか。下段は二次的切断、左・右辺は削れ。

図版34

一一五

(百カ)
「□道」

「□」

LG78/木 (153)・24・7 〇一九

板・スキ
図版34

一一六

(葛カ)
「葛□□」

木木 □

「□」

LG78/木 (187)・(20)・2.5〇八

板・スキ
図版35

上端は折れ、下端は焼損、左・右辺とも削れ。

一一七

八□

LG78/木 (24)・16・2.5 〇八一 杠・モニ属

「□」
「□有有」

一一八

「□」
「□舍舍」
「□」
「同カ」

図版35

「田」または「自」
「□成」

LG78/木 (33)・9・2.5 〇一九 板・ヒノキ

一一九

(李カ)
「□□□□」

LG78/木 (154)・(7)・3.5 〇八一 板・ヒノキ

一一〇

「○ □ □ 第 □」

「○ 三」 (刻書)

△

LG78/木 (110)・34・15 〇八四

スキ

右両辺は中程より下部は細く削って成形しているが、下端部は折れている。何かの部材を転用したものに墨書きしたのである。裏面の刻書は字でなく線である可能性もある。図版35 木176

一一一

△

LG77/木 (138)・(40)・10 〇八一 ヒノキ科

「□」

図版35

一一二

「□」

「□」

「田」または「自」
「□成」

LG78/木 (109)・(16)・1 〇八一 板・ヒノキ

上端は二次的切断、下端と左・右辺はいずれも削りを施す。前掲の史料〇六〇・〇六五の箇引きの事例に似ているが、积文にもやや疑義があるために、明確に箇引き札の事例とは特定できない。

図版35

一一四

〔得カ〕



LG78/ 木 (155) · 30 · 5 〇八一

板
図版 35

一一五

〔麻呂カ〕



LG78/ 木 (230) · (10) · 8 〇八一

板・スギ
図版 36

一一六



LG78/ 木 (91) · (8) · 8 〇八一

板
図版 36

一一七

蓮殊殊茨
玉蓮 状
乘広山広

此状 欠欠鳥鳥□ □ (「閏六月四日僧」)

の上に重ねて書く)

六月□ 道道道□ 欠 鳥

LG78/ 木 (208) · 29 · 5.5 〇八一 杠・スギ

上端は折れ、下端は二次的切り折り、左・右辺とともに削り。
左辺は比較的厚いが、右辺では約二ミリである。

図版 36

一一八

淨淨淨

LG78/ 木 (88) · (16) · 3 〇八一

柾・スギ
図版 36

一一九

「□ □ 道道秋庭広道家一生壬家」

「□」

LG78/ 木 325 · 58 · 12 〇八一 板・スギ

上・下端には凸状の枘があり、左・右辺とともに併せ、四周とも削りで調整している。上端と下端の木口に計四箇所の釘孔がある。表の面は中央部が丸みを帯びて盛り上がるようにな形形成されている。箱などの部材と見受けられるが、何らかの理由で廃棄された後に、習書に利用したものか。

図版 37

木

145

「□」

「□」

「□」

「□」

一一〇

〔天カ〕
□ 天 応 応 □

LG78/ 木 (102) · (19) · 2 〇八一 板・スギ

上端は二次的切り折り、下段は折れ、左・右辺はともに削れ。
習書の断片ではあるが、元号の「天応」を習書している可能性もある。

図版 38

一一一

是 是

LG78/ 木 (66) · (13) · 1 〇八一 板・スギ

図版 38

| 三四 |

是

LG70/木 (84)・18・3 〇八一粂・ヒノキ

「広山広□□ □□□□□
真已毛□□ □□□□□
乙虫 □□□

得得得得得得得得
得得得得得得得得

LG77/埋 (215)・(25)・6 〇八一 板・スギ

| 三五 |

「道□ 道口阿不郡
口『道品道口阿木郡□』
道□□

「経経経経経経

LG78/木 (158)・44・5 〇一九 粂・スギ

上端および左・右面は曲線的に削り、下端は二次的切り折り。
中央が厚く、左・右辺は厚さ二ミリ程度まで削られている。

「阿不」と「阿木」の双方が見え、表記が一定しない。

図版38

図版40

| 三六 |

「□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□」

LG78/木 (181)・(16)・6 〇八一 板・スギ

(為為カ)
〔道□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□」

図版38

「□□
量量見量
量量量□□」

LG78/木 (171)・44・9 〇八一 板・スギ

上端は二次的切り折り、下端は折れ、左・右辺は削りで、下
の方は細く削られていて孔がひとつある。裏面は未調整のま
である。

図版40

| 三七 |

馬午諸国 心今万□
(表面)

木石意 □『馬午諸』

」(右側面)

板・スギ

図版39

「□ 飛淨 取
□ 飛淨 取」

LG78/埋 (189)・(47)・14 〇八一

板・スギ

□有一有大道道道道

大聚聚有大大大大大□

LG78/木 (187)・(24)・7.5 〇八一

板・スギ

□

木石意
□『馬午諸』

」(右側面)

LG69/木 (152)・(24)・3.5 〇八一 板・ヒノキ

図版41

四〇

論語卷卷卷

□□

□

LG78/木 (144)・24・10 〇九 板・スギ

図版41

上端は二次的切り折り、下端と左・右辺は削り。『論語』の内題などの習書か。

□□□□
『論大國』

図版43

四一

徳行徳徳相相

□□□□

LG78/木 (118)・30・2.5 〇九 板・スギ

図版41

〔衆衆波波カ〕

□□□□

LG78/木 (194)・(21)・3 〇八 板・スギ

図版42

上端は二次的切り折り、下端および左・右辺はいずれも削りで、下はやや丸みを帯びながらも尖らせている。図版41・42

四二

「卑知□□□□□ □□

□□□□

LG78/木 (286)・(23)・3.5 〇八一板・ヒノキ

図版42

「□□□道成広□□□ □□

□□□□

LG78/木 (287)・(23)・3.5 〇八一板・ヒノキ

図版42

四三

「夫人夫人夫人夫人人

□

LG78/木 (247)・(27)・8 〇八一板・スギ

図版43

上端と右辺は削り、下端は折れ、左辺は削れ。裏面の中央付近から左辺にかけて割り裂いている。

図版43

四四

「宿宿称

□

LG78/木 (93)・(8)・4.5 〇八一板・ヒノキ

図版44

四五

□岐岐□□□ (表面に天地逆の重ね書きあり)

□□□□

図版43

□□□□
『論大國』

図版44

四六

「ハサ」 [「カ」]

□

図版44

「道道道道

□

図版44

LG78/木 (64)・(14)・3.5 〇八一

板・スギ

四七

「道□□道道□

□

図版44

LG77/理 (196)・(20)・5 〇八一

板・スギ

四八

「大大□大□□□□□□有大□」

□

図版44

「大繁繁大□大大□大人」

□

図版44

四九

「板・スギ

□

図版44

「鳥鳥鳥

□

図版44

「板・スギ

□

図版44

一四九

「□　□□□□寺寺」（重ね書き・削り残り字あり）
〔得事事カ〕

「□□□　□□□□□□」
〔授飯カ〕（齊会カ）

LF78/木 (289)・(21)・20八一 柱・ヒノキ
11778/木 (289)・(21)・20八一 柱・ヒノキ

「檜扇の橋(ほね)を転用したものとみられる。図版45 木41

一五〇

「□□□□□□」
〔原原カ〕

LF78/木 (85)・(9)・1 〇一九 ヒノキ
127・106・35

一五一

「□仏仏説摩訶」

「般般般信」
〔般般カ〕

「道」
〔道カ〕

「（底面）」

〇一一 柱

LG78/木

一五二

和和国大国国國□

LF78/木 (135)・(12)・20八一 ヒノキ

右辺は削りだが、上・下端と左辺は裏面は割り裂いており、
断面三角形を呈する。

一五三

勝勝服部在

LF78/木 (135)・(12)・20八一 ヒノキ
171・(33)・6

「□　□□□『部公雄』」

〇一一
板・スギ

図版48

一五四

「□　□□□□□□」
〔表面〕

「□□□□□□」
〔裏面〕

一五五

和和国大国国國□

LF78/木 (135)・(12)・20八一 ヒノキ
171・(33)・6

「□　□□□『部公雄』」

〇一一
板・スギ

図版48

上・下端は切り折り、右辺は割れ、左辺は削り施す。奈良時代において閏八月があるのは、天平宝字元（七五七）年と、宝龜七（七七六）年のみである。

一五五

「 天鏡 □ 如是常 □
「者者者者者者者者 □

LG78/木 (178)・11・5 〇九

板・スギ
図版48

図版48

「法法法□□（墨画あり）」
「□□（墨画あり）」

LG79/木 328・46・8

OK! 板・スギ

上・下端には凹状の切り込みがあり、四周とも削り。上端の本口から縦方向の釘孔が一箇所ある。また、上部と下部にそれぞれ径約六ミリの孔がある。箱の側板である。習書の字とともに、動物らしきの絵が描かれているが、詳細不明。

図版50

一五六

「 大鳥為經有 「身カ」
鳴足長麻呂 玄有為足独風虫 □
麻 為 為風風明 □」

LG73/木 241・30・4 〇一

板・スギ

「□之寺時卷道 □之之時 □□
之之 □□ □□ □」

一五七

（裏面には文字が浮き上がりて残る）

LG73/木 155
241・30・4 〇一
板・スギ
図版49

一五八

「 本本本（重ね書きあり）

□大大大 □

LG73/木 (70)・(17)・6.5 〇八一 桟・ヒノキ

図版49

四角い端材らしきものに習書している。上・下端は二次的切り折り、他の面はすべて削りで仕上げてある。

図版51

一五九

「 生得 □□□ ○ 者者大 □

□□ ○ □ □

LG78/木 (220)・26・5 〇八一

板・ヒノキ
図版50

一六〇

LG78/木 (146)・(15)・(6.5) 〇九
上端は削り、下端は折り、左・右辺は割れ。裏面は割り裂いて未調整。断面三角形を呈する。

二片からなり、四周とも削りを施している。一部に欠損がみられるが、上・下端には凸状の柄らしきものが確認でき、箱の側板とみられる。裏面の多くの文字の墨が既に失われてしまつていて、幸いなことに文字の部分が突出して遺存していたことで、かるうじて内容が確認できた。

図版49 木 155

一六一

得得得 □ □ 得 □

LG71/埋
(188)・31・31

得得得間間鵬

〇八一 板・ヒノキ

|K|

〔田カ〕
是是□是是

LG78/木 (82)・(8)・1.5 〇八一 ヒノキ

|KIII|

大大

LG78/木 (53)・(22)・2 〇八一 スギ

|KIV|

大大□

LG78/木 (188)・(21)・2.5 〇八一 スギ

|KV|

「西大之道道是」□

〔口□吉□
〔津備カ〕

LG78/木 (132)・36・3.5 〇一九 板・スギ

図版51

|KVI|

〔景妙尊道
尊尊道道〕LG78/木 104・48・9
〇八四

スギ

「□ □」

「四周とも削りで成形している。右辺の中央付近に、凹型の
切り込みがあるので、何かの部材とみられる。裏面は墨痕の残
りが悪い。」

図版52

|K7|

□□見
□□LG78/木
(115)・(54)・5.5

為為常

所

傳

人

二

□

上

端

は

切

断

か

切

り

折

り

後

に

コ

ゲ

痕

左

辺

中

央

や

右

上

角

の

右

側

は

削

り

さ

れ

る

。

其

の

字

は

判

読

不

可

。

□持尊尊尊尊

□秦道□□廿□□□

LQ78/木
(157)・35・2
〇八一 板・ヒノキ

図版53

柱・ヒノキ

スギ

|K8|

□聞□聞聞□聞

□聞□聞聞□聞

LG78/木
(308)・20・2 〇一九 柱・ヒノキ
LQ77/木
(141)・(15)・1〇八一
スギ

柱

スギ

スギ

□聞□聞聞□聞

□聞□聞聞□聞

LG78/木
(125)・(20)・2
〇八一
スギ

柱

スギ

スギ

|K9|

〔津備カ〕

LG78/木 (132)・36・3.5 〇一九

板・スギ

柱・ヒノキ
スギ

|K10|

「□吉□」

「□吉□」

LG78/木
(125)・(20)・2
〇八一
スギ

柱

スギ

スギ

|K11|

〔津備カ〕

LG78/木 (132)・36・3.5 〇一九
〇八四

スギ

柱・ヒノキ
スギ

|K12|

「見見見見」

「見見見見」

LG79/木
(125)・(20)・2
〇八一
スギ

柱

スギ

スギ

一四三

「□論諸者者□□□
諸諸□」

LG79/木
(186)・(22)・1.5

○六一

「僧□□□□□□□□
見見□鳥鳥鳥□□□」

板・ヒノキ

二片よりなる。上端は削り、下端は一次的切り折り、左・右辺は割れの後に粗い削りを施す。

図版54

一四四

「足人『足』」

□仏

LG79/木
(56)・(17)・3 ○六一 桟・ヒノキ

「□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□」

板

「道為是諸右若名弔酒」

（他にも重ね書きあり）

「□□□□□□明□□□□□
〔明明〕〔明カ〕〔麻カ〕」

LG78/木

(225)・28・4

○九

柾・ヒノキ

三片からなる。上端および左・右辺は削り、下端は折れ。上端から五センチ付近に二つの孔がある。

図版55

一四五

一四六

「□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□」

板

スギ

一四七

「道是鳥鳥鳥鳥○一
〔徳カ〕□□□」

LG79/木 (115)・(28)・24
○八一 板・ヒノキ

図版55

「識衛衛衛□」

LG78/木 (161)・21・2 ○一九 板・スギ

二片からなる。上端は折れ、下端および左・右辺は削り。左辺の下部に切り込み様の箇所があるが、これは欠損である。

図版56

一四八

一四九

「是是□」

□□

LG79/木 (75)・(20)・4
○六一 板・ヒノキ

図版55

「西」

LG78/木 (21)・(8)・2 ○八一

スギ

一八〇

「檜檜檜□□」

LG79/木 (177)・(30)・16 〇八一板・ヒノキ

上端は切断、下端は焼損、左・右辺は割れ。裏面は未調整。
表面にコゲ痕らしきものあり。

図版56

一八一

□分□雁経□屋□

為智是不福依依□

LG79/木 (153)・(22)・1.5 〇八一柱・スギ

図版56

一八二

「○文考閨各也宅

文考師大舍□□

「○文文□□寺

LG77/木 (87)・(26)・3 〇八一柱・ヒノキ

上端・右辺は削り、下端・左辺は一次的成形を施す。右上角
付近に釘孔があり。

図版56

一八三

天天天平景

LG78/埋 (115)・19・4.5 〇八一板・スギ

上端は焼損、下端は二次的切り折りか。左辺と右辺の下部は
削り。元号の習書であろうか。

図版57

一八四

〔大カ〕
□□□大大大大大LG78/木 (109)・15・2.5
□□

〇八一板・スギ

上端は尖らせているが、一次的な成形。下端は一次的切り折
り。左・右辺は削り。

図版57

一八五

□母□□

□母鳥諸鷹□□□

LG78/木 (186)・(18)・6.5 〇八一板

図版57

一八六

「道□□道道

□□

上端と左・右辺は削り。下端は一次的成形。

図版57

一八七

工 (焼印・二箇所)

LG79/木 (152)・16・8 〇八一柱・スギ

上・下端は二次的切り折り、左・右辺は削り。上下二箇所に
焼印が押してあるが、方向は異なる。

図版58

一八八

(墨絵)

曲物底板の一部の表裏に動物・人物等を描いている。

LG72/木 (275)・(41)・6 〇六五

(墨絵)

上端は削り、下端は二次的切り折りか。左辺と右辺の下部は
削り。元号の習書であろうか。

図版57

削屑	II O	大政官謹奏 □□	卷首図版一・図版59 LG78/木 (128)・(30) ○丸 ヒノキ	LG78/木 (88)・(19) ○丸 スギ	図版60
	II OI	大政官謹	図版59 LG78/木 (65)・(18) ○丸 ヒノキ	LG78/木 (139)・(26) ○丸 スギ	図版60
	II OII	□政官	図版59 LG78/木 (134)・(20) ○丸 ヒノキ	LG78/木 (69)・(11) ○丸 スギ	図版60
	II OIII	□謙状	史料番号II O-1～II OIIIには、いずれも「大政官」の名が見える。ただし、史料番号II O-1～II OIIでは、「太」ではなく「大」が用いられてる。	LG78/木 (61)・(22) ○丸 ヒノキ	LG78/木 (61)・(17) ○丸 ヒノキ
	II OIV	□謙状	図版59 LG78/木 (62)・(12) ○丸 ヒノキ	LG78/木 (56)・(23) ○丸 ヒノキ	図版60
	II OV	□是丹□□	図版59 LG73/木 (62)・(12) ○丸 ヒノキ	LG79/木 (35)・12 ○丸 ヒノキ科	図版60
	II OK	天平	図版59 LG78/木 (78)・(21) ○丸-スギ・ヒノキ科	LG78/木 (56)・(24) ○丸 ヒノキ	図版60
	II OP	□□川年三月十四	図版59 LG72/木 (92)・(13) ○丸-スギ・ヒノキ科	平城宮内で出土する考課本簡には同様の書式がある。	
	II OQ	□月廿七日	図版59 LG78/木 (50)・(13) ○丸-スギ・ヒノキ科	LG78/木 (55)・(19) ○丸 ヒノキ	図版60
	II OR	廿日□	LG78/木 (35)・(13) ○丸 ヒノキ	LG78/木 (88)・(19) ○丸 スギ	図版60

IIIA	□各一升	LG78/木 (24)・(11) ○丸 スギ・ヒノキ科	図版60
IIIA	□白米□	(50)・(23) ○丸	図版60 ヒノキ
IIIO	□一升六合	LG78/木 (27)・(11) ○丸	図版60 スギ
IIII	十三荷	LG78/木 (45)・(10) ○丸	図版60 スギ
IIII	六斗□	LG78/木 (36)・(9) ○丸	図版61 ヒノキ
IIII	従五位	LG78/木 (34)・(13) ○丸	図版61 ヒノキ
IIII	□虫	LG78/木 (51)・(14) ○丸	図版61 ヒノキ
IIIK	〔同カ〕国□	LG78/木 (27)・(18) ○丸 スギ・ヒノキ科	図版61 ヒノキ
IIIK	□足衆	LG78/木 (45)・(21) ○丸	図版61 ヒノキ
IIIP	常陸□	LG78/木 (38)・(15) ○丸	図版61 ヒノキ
IIIP	田村□	LG78/木 (19)・(20) ○丸	図版61 スギ
IIIP	〔比カ〕□評	LG78/木 (45)・(21) ○丸	図版61 ヒノキ
IIIP	□評風早評	LG78/木 (88)・(18) ○丸	図版61 ヒノキ
IIIP	尾尾張国	LG78/木 (64)・(17) ○丸	図版61 ヒノキ
IIIP	□万呂□	LG77/木 (76)・(8) ○丸	図版61 ヒノキ
IIIP	西大寺	LG78/木 (52)・(17) ○丸	図版61 ヒノキ
IIIP	〔寺カ〕	LG77/木 (43)・(10) ○丸	図版61 ヒノキ
IIIP	「西大□	LG77/木 (40)・(14) ○丸	図版61 ヒノキ

西大寺信	LG78/ 木 (30)・(10) ○歎	図版62 ヒノキ	観鏡世施	LG78/ 木 (66)・(15) ○歎	図版62 ヒノキ
〔西大寺〕	□□□	図版62	晨坐聽	LG78/ 木 (50)・(20) ○歎	図版62 ヒノキ
〔寺カ〕	西大寺 □	LG78/ 木 (34)・(15) ○歎 スギ・ヒノキ科	〔衆カ〕	□坐聽 □	図版63 ヒノキ
〔西大寺〕	LG78/ 木 (36)・(12) ○歎 スギ・ヒノキ科	図版62	〔者カ〕	□□諭語	図版63 ヒノキ
〔西大寺〕	LG78/ 木 (32)・(15) ○歎	図版62 ヒノキ	〔仁口〕	LG78/ 木 (67)・(19) ○歎	図版63 ヒノキ
〔西大寺〕	□え寺 □	LG78/ 木 (94)・(13) ○歎	〔食得口〕	LG78/ 木 (14)・(12) ○歎 スギ・ヒノキ科	図版63 ヒノキ
〔西大寺〕	□三綱務所	LG78/ 木 (105)・(22) ○歎	〔歲天家口〕	LG78/ 木 (74)・(22) ○歎	図版63 ヒノキ
〔西大寺〕	綱牒大 □	LG78/ 木 (78)・(23) ○歎 ヒノキ	〔議有〕	LG78/ 木 (74)・(11) ○歎	図版63 ヒノキ
〔西大寺〕	以諸如來 □	LG78/ 木 (63)・(19) ○歎	〔有論者〕	LG78/ 木 (65)・(12) ○歎	図版63 ヒノキ

身體	□	I五三	身體	□	IK1	〔兼兼カ〕
養事	□	I五四	養事	□	IK2	〔兼兼カ〕
□ 県	□	I五五	□ 県	□	IK3	□ 力力
夕米	□	I五六	夕米	□	IK4	□□僧僧僧
〔鳥カ〕	□	I五七	〔鳥カ〕	□	IK5	〔道道カ〕
徳衆	□	I五八	飛信	□	IK6	〔道道カ〕
LG78/ 木	(54) · (14) ○ヰ	I五九	〔不カ〕	□	IK7	□勝勝
LQ79/ 木	(19) · (32) ○ヰ	〔不カ〕	□□光負」	□	IK8	大大□
LQ79/ 木	(85) · (15) ○ヰ	〔不カ〕	□□光負」	□	IK9	是是
LG78/ 木	(76) · (10) ○ヰ	〔不カ〕	□□光負」	□	IH0	是是
LG78/ 木	(44) · (10) ○ヰ	〔不カ〕	□□光負」	□		
スギ・ヒノキ科	スギ・ヒノキ科	也也□	也也□	是是		

一四一	是是	口	LQ78/ 木 (50) · (12) 〇𠂊	LG78/ 木 (61) · (17) 〇𠂊	卷卷卷卷
一四二	(興興カ)	□□□□□	圖版 64	〔所所カ〕 井井□□給給	圖版 65
一四三	淨淨淨	口□	ヒノキ	LQ78/ 木 (119) · (20) 〇𠂊	ヒノキ
一四四	大大大大	□□	LG78/ 木 (76) · (16) 〇𠂊	淨淨淨淨淨淨	圖版 65
一四五	道道	LG78/ 木 (118) · (14) 〇𠂊	ヒノキ	LQ78/ 木 (97) · (16) 〇𠂊	ヒノキ
一五六	悲悲	LG78/ 木 (58) · (24) 〇𠂊	ヒノキ	語語	圖版 65
一五七	黒黒	LG78/ 木 (45) · (22) 〇𠂊	ヒノキ	□□於於於於於於	圖版 65
一五八	是是	LG78/ 木 (47) · (22) 〇𠂊	ヒノキ	LQ78/ 木 (29) · (13) 〇𠂊	ヒノキ
一五九	見見	LG78/ 木 (38) · (9) 〇𠂊	ヒノキ	LQ78/ 木 (112) · (19) 〇𠂊	時時
一六〇	見□	LG78/ 木 (54) · (8) 〇𠂊	ヒノキ	LG78/ 木 (27) · (13) 〇𠂊	論論論
一六一	曾曾曾曾	LG79/ 木 (69) · (14) 〇𠂊	スギ	LG78/ 木 (64) · (7) 〇𠂊	觀觀□

二九〇	量量	LG79/木	(54) · (16) ○九	図版65 ヒノキ	二九九	文文	LG78/木	(34) · (11) ○九	ヒノキ
二九一	〔観カ〕 □観	LG79/木	(32) · (15) ○九	ヒノキ科 図版65	三〇〇	〔取取カ〕 □□取	LQ79/木	(52) · (13) ○九	ヒノキ 図版66
二九二	首首	LG79/木	(44) · (13) ○九	ヒノキ 図版66	三〇一	道道	LG78/木	(27) · (12) ○九	ヒノキ
二九三	〔是カ〕 □是□□	LG79/木	(43) · (7) ○九	ヒノキ	三〇二	〔道カ〕 □道	LG78/木	(106) · (7) ○九	ヒノキ
二九四	僧僧	LG79/木	(36) · (10) ○九	ヒノキ	三〇三	〔道カ〕 道□	LG78/木	(30) · (22) ○九	ヒノキ
二九五	〔得カ〕 □得得□□	LG79/木	(75) · (8) ○九	ヒノキ	三〇四	為為有	LG77/木	(53) · (15) ○九	ヒノキ 図版66
二九六	〔道道カ〕 □□道	LG79/木	(37) · (15) ○九	ヒノキ	三〇五	為為□	LG78/木	(49) · (11) ○九	スギ ヒノキ 図版66
二九七	□□重重	LG79/木	(52) · (7) ○九	ヒノキ	三〇六	〔為為カ〕 □□□	LG78/木	(55) · (8) ○九	スギ・ヒノキ科 ヒノキ 図版66
二九八	定定□	LG79/木	(42) · (10) ○九	ヒノキ	三〇七	我我我□□	LG78/木	(67) · (13) ○九	ヒノキ

三〇八	〔我我カ〕	□□□□□	LG78/木 (52)・(11) 〇& スギ・ヒノキ科	図版66
三〇九	流流流	□□□	LG78/木 (27)・(14) 〇& ヒノキ	図版66
三一〇	画画	□□	LG78/木 (49)・(16) 〇& スギ	図版66
三一一	□画画	□□	LG77/木 (64)・(15) 〇& スギ	図版66
三一二	(身身カ)	□□	LG77/木 (38)・(13) 〇& ヒノキ	図版66
三一二	□為為我	□□	LG78/木 (57)・(19) 〇& スギ	図版66
三一四	〔眷眷カ〕	□□	LG78/木 (39)・(9) 〇& ヒノキ	図版66
三一五	道道□	□□	LG70/木 (44)・(6) 〇& ヒノキ	図版66
三一六	六□	□□	LG78/木 (26)・(10) 〇& スギ・ヒノキ科	図版66
三一七	学	□□	LG78/木 (36)・(27) 〇& ヒノキ	図版66
三一八	歲歲歲□	□□□	LG77/木 (106)・(9) 〇& スギ・ヒノキ科	図版66
三一九	〔淨淨カ〕	□□□	LG78/木 (63)・(14) 〇& ヒノキ	図版66
三二〇	〔是是カ〕	□□□	LG78/木 (35)・(8) 〇& ヒノキ	図版66
三二一	勝	□□	LG78/木 (22)・(10) 〇& ヒノキ	図版66
三二二	〔以前カ〕	□□	LG78/木 (35)・(18) 〇& スギ・ヒノキ科	図版66
三二三	川	□□	LG78/木 (14)・(11) 〇& ヒノキ	図版66

III K	進	図版66 LG78/木 (35)・(15) ○歎 ヒノキ	III H	□大	LG78/木 (27)・(15) ○歎 スギ・ヒノキ科
III T	三立□		III K	□氣□	LG78/木 (39)・(13) ○歎 ヒノキ
III K	毛	LG78/木 (17)・(15) ○歎 ヒノキ	III H	□慶□	LG78/木 (49)・(18) ○歎 ヒノキ
III K	〔員カ〕 □	LG78/木 (84)・(21) ○歎 スギ	III K	〔大カ〕 □□□□□	LG78/木 (103)・(8) ○歎 LG78/木 (66)・(12) ○歎 図版67
III I	右被	LG78/木 (36)・(17) ○歎 スギ・ヒノキ科	III O	〔蓋志カ〕 □□	LG78/木 (35)・(19) ○歎 ヒノキ
III I	□治	LG78/木 (40)・(20) ○歎 ヒノキ	III O	〔在所カ〕 □□□	LG78/木 (73)・(11) ○歎 ヒノキ
III I	〔文カ〕 □□□□□	LG78/木 (68)・(16) ○歎 スギ・ヒノキ科	III I	〔資カ〕 □□	LG78/木 (88)・(15) ○歎 ヒノキ
III I	〔トカ〕 □□□□□	LG78/木 (72)・(24) ○歎 ヒノキ	III I	□被□	LG78/木 (45)・(20) ○歎 ヒノキ
					LG78/木 (43)・(22) ○歎 ヒノキ

三四〇	□ 生	LG78/木 (13)・(7) ○ヰ	四〇〇	血□	LG78/木 (36)・(21) ○ヰ
三四一	〔常ヰ〕	□ 年□	四〇一	聞	LG78/木 (15)・(13) ○ヰ
三四二	解	LG78/木 (45)・(13) ○ヰ	四〇二	〔道ヰ〕	□ □ □ □ □ □ □ □
三四三	南□	LG78/木 (52)・(10) ○ヰ	四〇三	得	LG78/木 (168)・(21) ○ヰ
三四四	者□	LG78/木 (39)・(12) ○ヰ	四〇四	〔奉ヰ(延ヰ)〕	LG78/木 (25)・(11) ○ヰ
三四五	口者	LG78/木 (27)・(10) ○ヰ	四〇五	〔區ヰ〕	□ □ □ □ □
三四六	戸	LG78/木 (22)・(10) ○ヰ	四〇六	□ 右	LG78/木 (120)・(28) ○ヰ
三四七	前	LG78/木 (43)・(16) ○ヰ	四〇七	〔區ヰ〕	LG78/木 (78)・(20) ○ヰ
三四八	〔秦ヰ〕	奈水□	四〇八	道□	LG78/木 (70)・(14) ○ヰ
三四九	LG78/木 (43)・(15) ○ヰ	图版67	四〇九	○	LG78/木 (36)・(11) ○ヰ
三四一〇	ヒノキ	ヒノキ	四一〇	□ 甫	LG78/木 (27)・(14) ○ヰ

三K	画□	LG78/木 (41)・(17) ○丸	スギ	三K	画□	LG78/木 (28)・(13) ○丸	スギ・ヒノキ科
三K	画	LG77/木 (39)・(12) ○丸	スギ	三K	久□	LG78/木 (18)・(9) ○丸	スギ
三K	画	LG77/木 (20)・(14) ○丸	スギ	三K	□縦	LG78/木 (15)・(9) ○丸	スギ・ヒノキ科
三K	□温	LG78/木 (41)・(12) ○丸	ヒノキ	三K	□卷	LG78/木 (31)・(16) ○丸	ヒノキ
三K	集□	LG78/木 (41)・(12) ○丸	ヒノキ	三K	大子	LG78/木 (31)・(9) ○丸	ヒノキ
三K	申由	LG78/木 (39)・(11) ○丸	ヒノキ	三K	晨	LG78/木 (31)・(19) ○丸	ヒノキ
三K	家□	LG78/木 (51)・(14) ○丸	ヒノキ	三K	□声辺辺	LG78/木 (65)・(19) ○丸	ヒノキ
三K	□家	LG78/木 (23)・(10) ○丸	ヒノキ科	三K	□□ 大□	LG78/木 (26)・(20) ○丸	ヒノキ
三K	□皮	LG78/木 (24)・(9) ○丸	ヒノキ	三K	伊比□	LG78/木 (30)・(15) ○丸	ヒノキ
三K	国□	LG78/木 (33)・(10) ○丸	ヒノキ	三K	□漬	LG78/木 (30)・(15) ○丸	スギ・ヒノキ科

三八一	(大乘カ)	三九一	第
□□	LG78/木	LG79/木	(19)・(10) ○ヰ
三八三	見	スヰ	ヒノキ
LG78/木	(26)・(10) ○ヰ	図版68	スヰ
三八四	見□	LG78/木	(28)・(12) ○ヰ
LG79/木	(126)・(12) ○ヰ	スヰ	ヒノキ
三八五	見	LG79/木	(40)・(10) ○ヰ
LG78/木	(32)・(5) ○ヰ	ヒノキ	ヒノキ
三八七	(見カ)	LG79/木	(15)・(13) ○ヰ
□□	LG77/木	スヰ・ヒノキ科	ヒノキ
三八八	(人カ)	LG79/木	(76)・(19) ○ヰ
□□遊□	LG78/木	ヒノキ	ヒノキ
三八九	□惠	LG79/木	(36)・(11) ○ヰ
LG78/木	(49)・(15) ○ヰ	ヒノキ料	ヒノキ
三九〇	□所	LG78/木	(28)・(10) ○ヰ
LG78/木	(27)・(18) ○ヰ	ヒノキ	ヒノキ
三九一	□第□	LG78/木	(25)・(9) ○ヰ
LG78/木	(49)・(16) ○ヰ	図版68	ヒノキ
三九二	(大乗カ)	LG79/木	(34)・(13) ○ヰ
□□□	LG78/木	スヰ	スヰ

四〇〇	□ 宝 □	LG79/木 (74)・(13) ORI スギ・ヒノキ科 図版68
四〇一	□ 宝	LG78/木 (27)・(16) ORI スギ・ヒノキ科 LG79/木 (28)・(15) ORI ハキ科
四〇二	□ 宝	LG79/木 (25)・(12) ORI ヒノキ科 LG78/木 (14)・(8) ORI ハキ
四〇三	為	LG79/木 (19)・(12) ORI ヒノキ科 LG78/木 (24)・(8) ORI スギ・ヒノキ科
四〇四	為 □	LG78/木 (18)・(12) ORI スギ・ヒノキ科 LG78/木 (46)・(17) ORI ハキ
四〇五	□ 為	LG78/木 (58)・(17) ORI 図版69
四〇六	□ □ □ 弐	LG78/木 (65)・(14) ORI

四一九	遊道		四一九	□鷺口
四二〇	□經	LG78/木 (40)・(17) 〇六	四二〇	広
四二一	国中□	LG79/木 (57)・(17) 〇六	四二一	□
四二二	明若	LG79/木 (24)・(7) 〇六	四二二	ヒノキ科
四二三	□是	LG79/木 (32)・18 〇六	四二三	図版69
四二四	□大	LG79/木 (15)・(11) 〇六	四二四	ヒノキ
四二五	我	LG79/木 (65)・(12) 〇六	四二五	ヒノキ
四二六	〔我力〕	LG79/木 (26)・(13) 〇六	四二六	女
四二七	平	LG78/木 (25)・(7) 〇六 スギ・ヒノキ科	四二七	〔女魚力〕
四二八	□皮	LG79/木 (23)・(15) 〇六 ヒノキ	四二八	□
		LG78/木 (46)・(18) 〇六 ヒノキ	四二九	長
		LG79/木 (50)・(13) 〇六 スギ・ヒノキ科	四二九	天口

四三九	天□	LQ78/ 本 (35) · (12) ○戻	ヒノキ
四四〇	太天	LQ78/ 木 (33) · (13) ○戻	ヒノキ
四四一	太	LQ78/ 木 (62) · (21) ○戻	ヒノキ
四四二	〔徳カ〕	LQ79/ 木 (25) · (11) ○戻	ヒノキ科
四四三	〔工カ〕	LQ79/ 木 (41) · (17) ○戻	ヒノキ
四四四	□九□	LQ79/ 木 (19) · (18) ○戻	ヒノキ
四四五	〔仏カ〕	LQ78/ 木 (27) · (12) ○戻	ヒノキ
四四六	聞□□	LQ78/ 木 (38) · (17) ○戻	ヒノキ
四四七	〔聞カ〕	LQ79/ 木 (17) · (13) ○戻	ヒノキ
四四八	□山直	LQ73/ 木 (50) · (9) ○戻 スギ · ヒノキ科	図版70
四四九	□甲□	LQ79/ 木 (29) · (7) ○戻	スギ
四五〇	飛	LQ79/ 木 (16) · (11) ○戻	ヒノキ
四五一	飛	LQ78/ 木 (21) · (14) ○戻	ヒノキ
四五二	〔稻カ〕	LQ79/ 木 (22) · (20) ○戻	スギ
四五三	〔羊カ〕	LQ79/ 木 (31) · (19) ○戻	ヒノキ
四五四	□者龍	LQ79/ 木 (53) · (11) ○戻	ヒノキ
四五五	〔防カ〕	LQ78/ 木 (27) · (14) ○戻	ヒノキ
四五六	藏□	LQ78/ 木 (106) · (18) ○戻	スギ
四五七	□戻□□	LQ78/ 木 (55) · (17) ○戻	スギ

四五六 奉	上□	LGT8/木 (27)・(7) ○ヰ	ヒノキ	四六八 上□	上□	LGT8/木 (36)・(18) ○ヰ	スギ・ヒノキ科
四五九 □院	□上	図版70	針葉樹	四六九 □上	□上	LGT8/木 (24)・(15) ○ヰ	
四六〇 木	(16)・(9) ○ヰ	ヒノキ科		四七〇 有	有	LGT8/木 (23)・(12) ○ヰ	スギ・ヒノキ科
四六一 応□	△(26)・(9) ○ヰ	ヒノキ科		四七一 有	有	LGT8/木 (14)・(7) ○ヰ	ヒノキ科
四六二 □也	LGT8/木 (41)・(10) ○ヰ	ヒノキ		四七二 [郡カ]	[郡カ]	LGT8/木 (19)・(6) ○ヰ	スギ・ヒノキ科
四六三 事	LGT8/木 (18)・(14) ○ヰ	ヒノキ		四七三 [撰カ]	[撰カ]	LGT8/木 (19)・(10) ○ヰ	ヒノキ
四六四 異□	LGT8/木 (19)・(7) ○ヰ	ヒノキ		四七四 [族カ]	[族カ]	LGT8/木 (14)・(12) ○ヰ	スギ・ヒノキ科
四六五 申	△(49)・(17) ○ヰ	ヒノキ		四七五 逃	逃	LGT8/木 (10)・(15) ○ヰ	スギ・ヒノキ科
四六六 合	LGT8/木 (18)・(12) ○ヰ	図版70		四七六 □雁	□雁	LGT8/木 (37)・(13) ○ヰ	スギ・ヒノキ科
四六七 原	LGT8/木 (33)・(17) ○ヰ	ヒノキ		四七七 □祇	□祇	LGT8/木 (31)・(12) ○ヰ	ヒノキ

四七八

暮

四七八	□米	LG78/ 木 (21)・(10) ○丸	ヒノキ	四八九	□□□	LG78/ 型 (51)・(10) ○丸	ヒノキ
四八〇	〔得カ〕	LG78/ 木 (53)・(14) ○丸	ヒノキ	四九〇	〔淨ジカ〕	LG78/ 木 (29)・(10) ○丸	ヒノキ
四八一	繼□	LG78/ 木 (35)・(10) ○丸	ヒノキ	四九一	□□〔難カ〕	LG78/ 木 (53)・(10) ○丸	ヒノキ
四八二	〔僧カ〕	LG78/ 木 (29)・(19) ○丸	スギ・ヒノキ科	四九二	□和□	LG78/ 木 (36)・(13) ○丸	ヒノキ
四八三	〔火カ〕	LG78/ 木 (22)・(6) ○丸	スギ	四九三	〔衆カ〕	LG78/ 木 (19)・(9) ○丸	ヒノキ
四八四	〔我カ〕	LG78/ 木 (14)・(15) ○丸	ヒノキ	四九四	識	LG78/ 木 (15)・(12) ○丸	ヒノキ
四八五	歳歳歳 (重ね書き) 「□□□○□あら」	LG78/ 木 (24)・(12) ○丸	ヒノキ	四九五	〔入カ〕	LG78/ 木 (47)・(14) ○丸	ヒノキ
四八六	〔麻カ〕	LG78/ 木 (46)・(15) ○丸	スギ	四九六	□三□□	LG78/ 木 (37)・(11) ○丸	ヒノキ
四八七	也□□明□	LG78/ 木 (77)・(13) ○丸	スギ	四九七	□鳴□□	LG78/ 木 (71)・(19) ○丸	ヒノキ
四八八	京	LG78/ 木 (20)・(7) ○丸	スギ・ヒノキ科	四九八	(要緯)	LG78/ 木 (25)・(14) ○丸	ヒノキ

人物の目の部分絵画であらうか。

図版70
スギ図版70
スギ

第五節 墨書き土器の釈文および各種データ

本節では、墨書き土器の釈文および各種のデータをまとめた。表示方法に関しては、以下の凡例を参照されたい。

總則

本調査出土の墨書き土器は、木簡・角屑とは異なり、釈文の内容が不明な場合でも、文字として認識もしくは推定される事例については可能な限り採録し、当該土器およびその出土位置に関するデータを附記した。

墨書き土器の釈文・データの凡例

①史料番号 漢数字の通し番号で、五〇一より付与し示した。

②釈文 釈記した内容について、判読できたものについて記した。ただし、旧字体は適宜新字体に書き改めている。なお、釈文中に使用した記号は、左記の如き内容・状態を示している。

- 欠損文字のうち、字数を確認できるもの。
- 欠損文字のうち、字数が数えられないもの。
- ・ 墨書き土器の内・外面に文字がある場合、その区別を示す。
- 「」 異筆・追筆の部分を示す。
- 〔〕 校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として、文字の右側に掲示したが、スペースの問題で例外的に左側に付した場合もある。

- (一) 右以外の校訂註、および説明註。

カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。

ひとつの行として書いたと認められない場合、その区別のために挿入した。

③出土地点・層位 当該遺物が出土した地区と層位を示す。地区番号は、本篇・第三章第一節(一七・一八頁)を、また層位については同じく本篇・第

三章第二節のII検出遺構の条(一九・二五頁)を、それぞれ参照されたい。また、層位表示に関する略記号は左記の如くである。

上 II 新上層、下 II 新下層、埋 II 古埋立層、木 II 古木屑層、最 II 古最下層
包 II 遺物包含層

④種類・器種・部位・記載面 左記の略記号を用いて示している。

種類 「土」 II 土師器、「須」 II 須恵器、「灰」 II 灰陶器
器種 「杯」 II 杯類、「皿」 II 皿類、「椀」 II 楪類、「甕」 II 甕類、「壺」 II 壺類
記載面 「蓋」 II 蓋類、「蓋」 II 蓋類。さらに、詳細な器種が特定できる場合は、その後にアルファベット大文字で示している。この分類は、

奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査報告』X-1(本文編)の二七五二二七九頁所載「別表4・5 土師器・須恵器器種表」に準拠している。

部位 「口」 II 口縁部、「底」 II 底部、「頸」 II 頸部、「体」 II 体部、
「頂」 II 頂部、「縁」 II 縁部、「杯部」 II 杯部、「脚」 II 脚部、
記載面 「内」 II 内面、「外」 II 外面、

なお、部位と記載面について、次頁の図二の基準に従って示している。
⑤図版番号 本報告書に写真を収録している場合は、その番号を示した。また、本篇で報告しているものは、併せてその遺物番号を記した。

⑥解説 必要に応じて、釈文の内容や遺物の状態を示す解説を付した。

墨書き土器の分類と配列順について

釈文内容が判明するものについては、内容に従い左記の表の如く分類し、表の順に掲示してある。なお、左表右端に示した番号は、上記①の史料番号を示している。

墨書き土器

1	人名	501-513
2	使用場所・組織	514-529
3	内容物	530-538
4	その他	539-574
5	記号・断片	575-576
6	墨絵・不明	577-789

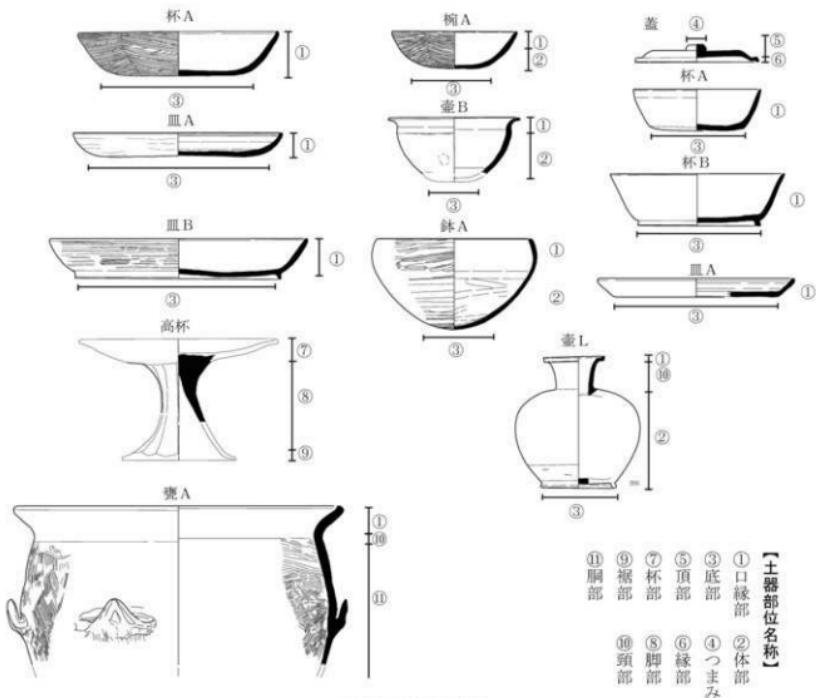


図2 記載部位の名称

五一 西大寺 信師

六

□

LG-F73/木

土・甕A・体・外

卷首図版II・図版71 土24

「信師」は西大寺の僧侶の名の略称であろうか。

五〇一 東□（朝カ）

東□

『所』／『水』

皇浦（甫）

LG78/木

須・杯A・口底・外

卷首図版II・図版72 土19072

中央に大きく書かれている「東□（朝カ）／皇浦」は、天平八年（七三六）年に遣唐使の帰国船に乗って来日した唐人皇甫東朝のことである。ただし、当時の表記方法としては一般的でない左行（縦書きで左から右へと書くこと）であることや、他にも文字があることからみて、習書の可能性が高い。皇甫東朝は、遣唐副使中臣朝臣名代に従い、波斯人李密醫とともに来日した人物で、同年八月二十三日に拝朝し、十一月三日に李密醫とともに授位されている。その後、奈良時代後半に再び史料上に登場する。天平神護二（七六六）年十二月二十一日、舍利会で唐樂を奏したことにより皇甫昇女とともに從五位下に叙せられ、神護景雲元（七六七）年三月二十日に雅楽員外助兼花苑司正に任命され、翌二年八月九日に從五位上に叙せられた。宝龟元（七七〇）年十二月二十八日には越中介に任じられている（いずれも「統日本紀」）。『正倉院文書』には「仏事持特歴名」として神護景雲三年十月から宝龟元年六月頃の官位に相当する官人名および各種の俸物の一覽があり、そこに花園正従五位上皇甫東朝花一樞」とみえる（『大日本古文書』五巻所収）。

五〇二 (法カ) / 法 / □ (重ね書き)

□王 / 法 / □

LG78/木 土・皿A・口底・内

図版73

「法王」の習書をしたものであろうか。「法王」は史料番号〇六〇番の木簡にも見える。

五〇四 国立万呂

LG78/木

須・杯B・底・外

図版73

五〇五 国立公

LG78/木

須・杯AかB・口・外

図版73

史料番号五〇四と五〇五は、筆跡が似ており、同一人物による書である。

五〇六 二 吉万呂

斗

LG78/木

須・杯蓋・頂・内

図版74

土53

五〇七 麻呂麻呂

二

LG78/木

須・杯蓋・頂・内

図版74

五〇八 □麻呂

LG78/木

須・杯蓋・頂・内

図版74

五〇九 一 番

□麻呂

LG69/木

須・杯B・底・外

図版73

一〇〇 土192

五一〇 □万呂

LF78/木 土・甕・体・外
図版75

五一一 □□万呂 (刻字)

LG78/木 土・杯か皿・底・外
図版75

五一二 □□□万／□／□

□□□万／□／□

LG78/上 土・杯か皿・底・内
図版76

五一三 田人

LG78/木 須・杯B・底・外
図版76

五一四 (西カ)
□大之寺／『粥』／『道』

LG78/木 土・杯か皿A・口底・外
図版77

五一五 寺／□／『仙』／『粥』

LG78/木 土・杯か皿A・底・外
図版77

「西大之寺」は、西大寺のことを指している。別筆で「粥」とあるのは、容器の用途・内容物に関するものか。

五一六 (大殿カ)

□□

LG69/木 須・皿C・底・外
図版76

ちょうど墨書のところで土器が割れているため、訛説が確定できないが、「大殿」である可能性は高い。西大寺の伽藍内には「大殿」という名称の堂舎は見あたらない。

五一七 茹物所／□

LG72/下 須・皿AかB・底・外
図版77

五一八 茹官

LF・LG77-79/上 須・甕C・体・外
図版77

土243

史料番号五一七は、厨関係のものであろう。また、五一八も同様の部署を指しているものとみられ、「官」はツカサで、この場合は担当部署ないしは担当者を指すのである。

五一九 官

LG77/木 須・杯蓋・頂・外
図版78

五二〇 官

LG73/最 土・皿A・底・外
図版78

五二一 官

LG78/木 土・杯か皿・底・外
図版78

五二二 (僧カ)

□

LG78/木 須・杯か皿・底・外
図版78

五二三 長

LG78-79/木 須・杯B・底・外
図版78

須恵器の底部外面に、しつかりとした字で墨書きされている。書体は初唐期に流行したのがやかな楷書の影響が感じられる。

五四四 長□

LG78/埋 須・杯か皿蓋・頂・外
図版78

五五	綱	LF77/木	須・杯B・口・外	図版79	土174
五六	綱	LG77/埋	須・杯か皿・底・内	図版79	土174
五七	「多カ」	□□郡			
五八	□家	LG70/最	須・甕・体・内	図版79	土174
五九	北	LF73/最	須・甕・体・外	図版79	土174
三〇	今水	LG78/木	須・杯B・底・外	図版80	土195
三一	水	LF73/下	須・鉢A・体・外	図版80	土195
三二	水	LF73/木	須・杯B・底・外	図版81	土195
五三	水	LG78/木	土・杯か皿・底・外	図版81	土195
五四	水部	□ / (墨ならし)			
五四	水部	LG79/木	須・杯蓋・頂・外	図版81	土195
五六	綱	LG77/木	須・杯か皿・底・外	図版82	土56
五六	粥	LF79/木	土・杯か皿A・底・外	図版83	土56
五七	粥	LG78/木	土・杯か皿A・底・外	図版83	土56
五八	備川	LF73/木	須・杯A・底・外	図版84	土155
五九	備	LF79/木	土・杯か皿A・底・外	図版84	土155
四〇	□右一ノ『□』(重ね書き)	LF78/木	土・杯か皿・底・外	図版83	土155
五四	□興	LF78/木	土・杯か皿・底・外	図版83	土155
五四	人	LG78/木	土・杯か皿・底・外	図版83	土155
五四	□人□ノ□	LF78/木	土・高杯・杯・外	図版83	土155
五四	人 (眼の描画あり)	LG69/埋	須・杯A・底・外	図版85	土155

五五五	器 □ / (筆ならし)	LG78/木 土・杯か皿・底・外	図版 85
五六六	道	LG78/木 土・杯か皿A・底・外	図版 85
五六七	仏	LG79/木 土・杯A・口・外	図版 85
五六八	(打カ)	□ 横	
五九〇	天正 □ 天	LG78/木 須・杯C・底・外	図版 86
五九一	□ □	LG78/木 須・杯蓋・頂・内外	図版 85
五九二	米	LG78/木 土・甕・体・外	図版 87
五九三	□ 有真 □ / □ □	LG69/木 土・甕・体・内	図版 88
五九四	大	LG72/最 須・杯蓋・頂・内外	
五九五	大	LG78/木 須・杯B・底・外	図版 88
五九六	万	LG78/木 須・杯か皿・底・外	図版 87
五六五	羅	LG78/木 須・杯AかB・口・外	図版 87
五六六	升	LG78/木 土・杯か皿・底・外	図版 87
五六七	元	LG79/木 土・杯か皿・底・外	図版 88
五六八	立	LG79/木 土・椀A・底・外	図版 89
五六九	典	LG78/木 土・椀か皿・底・外	図版 89
五六一〇	之	LG78/木 土・椀か甕・体・外	図版 89
五六一	之	LG79・LG78/木 須・杯C・底・外	図版 89
五六二	垂 □	LG70/最 土・甕・体・外	図版 89
五六三	一 / □	LG78/木 土・杯か皿A・底・外	図版 90
五六四	十	LG78/木 土・杯か皿・底・外	図版 90

五五五	□ 報報報	□ 恋カ	LG78/ 木 土・皿A・口・外	LG78/ 木 土・皿B・底・外	LG78/ 下 須・杯B・底・外	〔黄カ恋カ〕 □ / □ 处福 □ / □ / 福福 □	五七三
五六六	□ 大大	〔舞品カ〕	LGT7/ 木 須・皿C・口・外	LGT7/ 木 土・皿A・口・外	LGT7・LG78/ 下 須・杯B・底・外	△ (記号)	五七四
五六七	□ 部王	□ □ □ 患患患 / □ 西大寺二 □	LGT7/ 木 土・皿A・口底・外	LGT7/ 木 土・皿A・口・外	LGT7・LG78/ 上 須・壺か鉢・底・外	□ 井 (記号カ)	五七五
五六八	□ 道有 / 『有』 / □ / □	LGT7/ 最 土・壺・体・内	LGT7/ 最 土・壺・体・内	LGT7・LG78/ 上 須・壺か鉢・底・外	〔日カ〕 □ □	LG77/LG78/ 下 須・杯B・底・外	五七六
五六九	□ 有有	LHT7/ 下 土・壺か鉢・体・内	LHT7/ 下 土・壺か鉢・体・内	LHT7/ 上 須・壺・底・外	〔山カ〕 □	LG77/LG78/ 木 土・皿A・口・外	五七七
五七〇	□ 有有 (重ね書き)	LGT7/ 木 土・壺か鉢・体・内	LGT7/ 木 土・壺か鉢・体・内	LGT7/ 上 須・杯蓋・頂・内	〔一カ〕 □	LG78/ 木 土・皿B・底・外	五七八
五七一	□ 净	LGT7/ 木 土・杯か皿A・底・外	LGT7/ 木 土・杯か皿A・底・外	LGT7/ 上 須・杯蓋・頂・内	〔一カ〕 (あるいは筆ならし)	LG78/ 木 土・杯か皿・底・外	五七九
五七二	□ 大若 / 若 □ / 東 (重ねて 「山」「山」 を刻書)	LGT7/ 木 土・杯A・口・外	LGT7/ 木 土・杯A・口・外	LGT7/ 上 須・杯蓋・頂・内	〔一カ〕 (あるいは筆ならし)	LG78/ 木 土・皿A・底・外	五八〇
五七三	LG77/ 木 土・杯A・口・外	LG77/ 木 土・杯A・口・外	LG78/ 木 土・杯A・口・外	LG78/ 木 土・杯A・口・外	〔三カ〕 □	LG78/ 木 土・皿A・底・外	五八一

五八三	〔十カ〕	□	(りょうじゅうの字)
五八四	〔廿カ〕	□	LF73/最 須・杯蓋・頂・内外
五八五	〔道カ〕	□	LF71/木 土・杯か皿・底・外
五八六	〔基カ〕	□	LF68/下 土・杯か皿・底・外
五八七	〔長カ〕	□	LF・LG78/埋 須・杯蓋・頂・外
五八八	〔合カ〕	□	LG77/埋 須・甕・體・内
五八九	〔乙カ〕	□	LF78/木 土・皿A・底・外
五九〇	〔水カ〕	□	LG79/木 須・杯B・底・外
五九一	□ (記号カ)	□	圖版93 土193
五九二	LG78/木 土・杯か皿・口・外	□	LG73/木 土・杯か皿・底・内外
五九三	□ (にんぐんの字) LF78/木 土・杯か皿・底・外	□	LG・LF78/木 土・皿A・底・外
五九四	□ (なべぶたの字) LG78/木 須・杯か皿A・底・外	□	LG78/木 土・杯か皿・底・内
五九五	(蓮華紋カ)	□	卷首図版II・図版94 土73
五九六	(人面墨画)	□	LG78/木 土・杯か皿A・底・外
五九七	(墨画)	□	LG78/木 土・杯A・底・外
五九八	(墨画)	□	LG78/木 土・杯か皿A・底・外
五九九	・ (墨画)	□	LG78/木 土・杯か皿A・底・外
六〇〇	(墨画)	□	LG73/下 土・杯か皿A・底・内外
六〇一	□／□／ (墨画)	□	LG・LF78/木 土・皿A・底・外
六〇二	(墨画カ)	□	LG78/木 土・杯か皿・底・内
六〇三	(墨線)	□	LF73/木 須・皿C・口・内

六〇四	□ (記号カ)	LF69/下	土・皿A・底・外	図版95	六一四	□	LF73/木	須・鉢A・体・外
六〇五	・ □ □ □	LF69/下	須・皿B・底・内外	図版95	六一五	□	LF73/最	須・甕・体・外
六〇六	・ □ (記号カ)	LF78/木	須・皿B・底・内外	図版95	六一六	□	LF73/木	須・杯か皿蓋・頂・内
六〇七	□ (記号カ)	LG78/埋	須・杯B・底・外	図版95	六一七	・ □ □ □ / □ / □ / □ / □	LF73/木	須・皿B・口底・内外
六〇八	□	LG78/埋	土・甕・体・外	土230	六一八	□ (墨痕カ)	LF73/木	須・杯蓋・頂・内外
六〇九	□	LF69/上	土・杯か皿・底・外	土197	六一九	□	LF73/最	須・杯か皿A・底・内
六一〇	□	LF69/石組裏込め	須・杯か皿・底・外	土273	六二〇	□	LF73/木	土・杯か皿A・底・外
六一一	□ □	LF69/下	須・杯か皿・底・外	土228	六二一	□	LF73/木	土・杯か皿A・口・外
六一二	□	LG70/下	須・鉢F・体・外	土273	六二二	□	LF73/木	土・杯か皿A・口・外
六一三	□ □ □ □	LF72/埋	須・杯B・底・外	土228	六二三	□	LF77/木	土・杯か皿A・口底・外

六四	□	LF77/木	土・杯か皿・口・内
六五	□	LF77/埋	土・杯か皿・底・外
六六	□	LF77/上	土・椀C・口・外
六七	□	LF77/埋	土・高杯・杯・内外
六八	□	LF77/埋	須・杯蓋・頂・外
六九	□	LF78/木	須・甕C・口・外
六一〇	□	LF78/木	須・甕・体・外
六一一	□	LF78/下	須・杯か皿蓋・頂・内
六一二	□	LF78/木	須・杯か皿蓋・頂・内
六三一	□	LF78/木	須・杯か皿蓋・底・外
六三二	□	LF78/木	須・杯か皿・底・外
六三三	□	LF78/木	須・壺か鉢・体・外
六三四	□	LF78/木	須・壺か鉢・体・外
六四一	□□□	LF78/木	須・杯か皿A・底・外
六四二	□	LF78/木	須・杯か皿A・底・外
六四三	□	LF78/木	須・杯蓋・縁・内外
六四四	□	LF78/木	土・甕・体・内外

六四四	□		LF78/木	土・甕・体・外
六四五	□／□□□□□□ (筆ならしカ紋様カ)		LF78/木	土・皿A・口・外
六四六	□		LF78/埋	土・杯か皿・口・内
六四七	□		LF78/木	土・杯か皿A・体・外
六四八	□		LF78/木	須・杯か皿・口・内
六四九	□		LF78/木	土・甕・体・外
六五〇	□		LF78/木	須・杯か皿A・底・内
六五一	□		LF78/木	土・杯か皿・底・外
六五二	□		LF78/木	土・甕・体・外
六五三	□		LF78/木	土・杯か皿・口・外
六五四	□		LF78/木	土・甕・体・内
六五五	□		LF78/木	土・杯か皿・底・外
六五六	□		LF78/木	土・杯か皿・底・外
六五六	□		LF78/木	土・杯か皿・底・外
六五六	□		LF78/木	土・杯か皿・底・外
六五六	□		LF78/木	土・杯か皿・底・外

六四	□ □		
LF78/木		土・高杯・杯・外	
六五	□ □		
LF78/木		土・壺が鉢・体・外	
六六	□ □		
LF78/木		土・杯が皿・底・外	
六七	□ □	(筆なづこや)	
LF78/埋		土・甕・体・外	
六八	· □		
LF78/木		土・杯が皿・底・内外	
六九	· □		
LF78/木		土・杯が皿A・口底・内外	
六十	□		
LF79/木		土・杯が皿・底・内	
六一	· □		
LF79/木		土・杯が皿・底・内外	
六二	□ □		
LF79/木		土・杯が皿・底・外	
六三	□ △ □		
LG68/最		須・杯か皿A・底・外	

六四	□	LG72/上	須・杯A・口底・外
六八五	□	LG79/木	須・杯AかB・口・外
六八六	□	LG72/木	須・皿C・底・外
六八七	□	LG72/上	須・杯A・口・外
六八八	□＼□＼□	LG72/下	須・杯蓋・頂・内
六八九	□ (筆な・し・か)	LG72/下	須・杯A・底・内
六九〇	□□	土 278	土・碗A・口底・外
六九一	□	LG72/最	須・甕・体・内
六九二	□	LG72/最	土・杯か皿A・底・外
六九三	□	LG72/木	土・皿A・口・外
六九四	□＼□	LG72/木	土・皿A・口底・内外
六九五	□ (筆な・し・か)	LG72/木	土・甕・体・内
六九六	□□□	LG72/下	土・碗A・口底・外
六九七	□＼□	LG73/上	須・杯か皿蓋・頂・内
六九八	□ (筆な・し・か)	LG73/最	須・高杯・杯・内外
六九九	□	LG73/上	土・皿A・底・外
七〇〇	□	LG73/上	土・甕・体・外
七〇一	□	LG73/上	土・皿A・底・外
七〇二	□	LG73/最	土・杯か皿・底・外
七〇三	□	LG77/木	須・杯か皿・底・外

四〇四	□		LG77/ 木	土・甕・体・外
四〇五	□		LG77/ 木	須・杯が皿・底・内
四〇六	□		LG78/ 木	土・杯が皿・口・外
四〇七	□		LG77/ 木	土・杯が皿・底・内
四〇八	□		LG77/ 木	土・杯が皿・底・内
四〇九	□		LG77/ 木	土・杯が皿・底・内
四一〇	□		LG77/ 木	土・杯が皿A・口・内外
四一一	□		LG78/ 木	須・杯蓋・頂・外
四一二	□		LG78/ 木	須・皿A・底・外
四一二	□	179	LG78/ 木	須・杯が皿・底・外
四一三	□		LG78/ 木	須・杯が皿・底・外
四一四	□		LG78/ 木	須・甕・頭・内

土
274

土
246

七四	□		LG78/木	須・杯か皿・底・外
七五	□		LG78/木	須・杯か皿・底・外
七六	□		LG78/木	須・杯か皿・底・外
七七	□		LG78/木	須・杯か皿・底・外
七八	□	(筆なましき)	LG78/木	須・杯か皿蓋・頂・内外
七九	□□		LG78/木	須・杯AかB・口・内外
七一〇	□□	(筆なましき)	LG78/木	須・杯か皿・底・内
七一一	□□□		LG78/木	須・鉢A・体・内外
七一二	□□□		LG78/木	須・皿A・底・内外
七一三	□□□		LG78/木	須・杯蓋・頂・内
七一四	□		LG78/上	須・杯蓋・頂・内
七一五	□		LG78/木	土・杯か皿・口・内
七一六	□		LG78/木	土・杯か皿A・底・外
七一七	□		LG78/木	土・杯か皿・口・外
七一八	□		LG78/木	土・杯か皿・底・外
七一九	□		LG78/木	土・杯か皿・口・内外
七二〇	□		LG78/木	土・杯か皿・底・外
七二一	□		LG78/木	土・杯か皿A・底・外
七二二	□		LG78/木	土・杯か皿・口・内
七二三	□		LG78/木	土・杯か皿・底・外
七二四	□		LG78/木	須・杯B・口・外
七二五	□		LG78/木	須・杯蓋・頂・外
七二六	□		LG78/木	須・杯蓋・頂・内
七二七	□		LG78/木	須・杯蓋・口・外
七二八	□		LG78/木	須・杯蓋・口・内
七二九	□		LG78/木	須・杯蓋・底・外
七三〇	□		LG78/木	須・杯蓋・底・内
七三一	□		LG78/木	須・杯蓋・口・内外
七三二	□		LG78/木	須・杯蓋・底・外
七三三	□		LG78/木	須・杯蓋・口・内
七三四	□		LG78/木	須・杯蓋・底・外
七三五	□		LG78/木	須・杯蓋・底・内
七三六	□		LG78/木	須・杯蓋・口・内外
七三七	□		LG78/木	須・杯蓋・口・外
七三八	□		LG78/木	須・杯蓋・口・内
七三九	□		LG78/木	須・杯蓋・底・外
七四〇	□		LG78/木	須・杯蓋・底・内
七四一	□		LG78/木	須・杯蓋・口・内外
七四二	□		LG78/木	須・杯蓋・口・外
七四三	□		LG78/木	須・杯蓋・口・内
七四四	□		LG78/木	須・杯蓋・底・外
七四五	□		LG78/木	須・杯蓋・底・内
七四六	□		LG78/木	須・皿C・底・内外

七四四	□	LG78/ 木	土・皿A・口・外
七四五	□	LG78/ 木	土・杯か皿A・底・外
七五六	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七五六	□	LG78/ 木	土・杯か皿A・底・外
七五七	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七五八	□	LG78/ 木	土・杯か皿A・底・内外
七五九	□	LG78/ 木	土・杯か皿A・底・外
七五〇	□	LG78/ 木	土・杯A・口・内
七五一一	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七五二	□	LG78/ 木	土・杯か皿・口・内
七五三	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・内外
七五四	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七五五	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七五六	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七五六	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七五六	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七五六	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七五六	□	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外

69

七六四	□ □		LG78/ 木	須・壺・体・内
七六五	□ □		LG78/ 木	土・高杯・杯・外
七六六	□ □		LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七六七	□ □		LG78/ 木	土・杯か皿A・底・内
七六八	□ □		LG78/ 上	土・杯か皿A・底・外
七六九	□ □ \ □ □ □ □	土	LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
		87		
七七〇	□ □		LG79/ 木	須・杯か皿蓋・頂・内外
七七一	□ □		LG79/ 木	須・壺・体・内外
七七二	□ \ □ (筆ならし)		LG78/ 木	土・杯か皿・底・外
七七三	□ □ \ □		LG79/ 木	土・杯か皿A・底・外
七七四	□		LG79/ 木	須・杯AかB・口・内外
七七五	□ \ □		LG79/ 木	須・杯か皿蓋・頂・内外
七七六	□ \ □		LG79/ 木	土・杯か皿・底・外
七七七	□ \ □		LG79/ 木	土・杯か皿A・底・内
七七八	□ \ □		LG78/ 上	土・杯か皿A・底・外
七七九	□		LG79/ 木	土・杯か皿・底・外
七八〇	□ □		LG79/ 木	土・杯か皿・底・外
七八一	□ □		LG79/ 木	土・杯か皿A・底・外
七八二	□ □ \ □		LG79/ 木	土・杯か皿A・底・外
七八三	□		LG79/ 理	須・皿B・底・外
七八四	□		LG79/ 木	土・杯か皿A・底・外
七八五	□		LG79/ 木	須・杯か皿・底・内

七八四



LG79/木

土・杯か皿・底・外

七八五



LH70・SX04/暗灰褐色粘質土

須・杯か皿・底・内外

七八六



LH70・SX04/暗灰褐色粘質土

土・杯蓋・頂・内外

七八七



北排水溝
須・壺M・体・外

七八八



須・杯AかB・口・外

七八九



包
須・杯蓋・頂・内外

第六節 その他の出土文字資料の積文および各種データ

本節では、その他の文字資料に関する積文および各種のデータをまとめた。表示方法に関しては、以下の凡例を参照されたい。

その他の文字資料の積文・データの凡例

①史料番号 左記の体系に従い、漢数字の通し番号を付与して上部に示した。

墨書石 八〇一、刻印瓦 九〇一

②積文 積読した内容について、判読できたものについて記した。ただし、旧

字体は適宜新字体に書き改めている。

③出土地点・層位 当該遺物が出土した地区と層位を示す。地区番号は、本篇、

第三章第一節（一七・一八頁）を、また層位については同じく本篇、第三章

第二節の日檢出遺構の条（一九・二五頁）を、それぞれ参照されたい。また、

層位表示に関する略記号は左記の如くである。

上＝新上層、下＝新下層、埋＝古埋立層、木＝古木屑層、最＝古最下層

包＝遺物包含層

④図版番号 本報告書に写真を収録している場合は、その番号を記した。また

本篇で報告しているものは、併せてその遺物番号を記した。

⑤その他の注記

その他、遺物観察の結果、重要な事項は注記した。特に、刻印瓦については、刻印されている瓦の種類、および刻印されている面（凸・凹面のいずれか）について注記した。

墨書石

八〇一

福

LFT73
木

図版 96

石

石の表裏に一字ずつ墨書している。石は石英質の川原石で、碁石ではないとみられる。石の下部にはコゲ痕がある。

平安時代には一字一石経が出現するが、本事例がそれと同じ範疇のものであるかは判らない。墨書の内容からすると、何らかの祈祷などの行事に使用されたものであろうか。

刻印瓦

九〇一 西

丸瓦・凸面
LFT70/下

図版 96
瓦 25

九〇二 西

丸瓦・凸面
LFT70/下

図版 96
瓦 26

九〇三 西

平瓦・凹面
包

図版 96
瓦 27

九〇四 西

平瓦・凹面
LFT71/SX04

図版 96
瓦 28

刻印瓦はいずれも「西」の字であり、西大寺所用瓦の意味とみられる。すべて木屑層よりも上の層から出土している。丸瓦との場合は凸面に、また平瓦は凹面に、それぞれ刻印がなされている。

図版 目次

木簡（板状）

史料番号 ○○一～一八八…… 図版 1～58

木簡（削肩）

史料番号 二〇一～四九八…… 図版 59～70

墨書き土器

史料番号 五〇一～七九七…… 図版 71～95

その他の出土文字資料（墨書き石・瓦）

史料番号 八〇一～九〇四…… 図版 96

本冊で報告した出土文字資料のうち、重要性の高いもの

や状態の良好なものを中心いて、写真を掲載した。

図版に収めた写真は、特に注記のないものは全て赤外線

中村一郎氏の撮影である。

図版内の写真的配列は、原則として本冊の积文報告において付与している史料番号の順としたが、効率的な写真掲

載の都合から、若干の前後は生じていることがある。

木簡の写真については、可能な限り原寸による表示を目指したが、木簡の大きさと図郭サイズの問題から不可能な

ものもあり、その場合はやむを得ず縮小した。その際には、

縮小の比率を附記している。また、一部に小さな書があり

判読が困難な場合に限り、特例として拡大による表示をして

いる。その場合も、拡大の比率を附記した。

墨書き土器、およびその他の資料の写真については、墨書き

内容や土器の状況等がわかりやすくなることを目指して、写真の縮減・拡大の比率は任意に設定し掲載した。

図版 凡例

一 一

二 二

三 三

四 四

五 五



表 100

(等倍：要部)

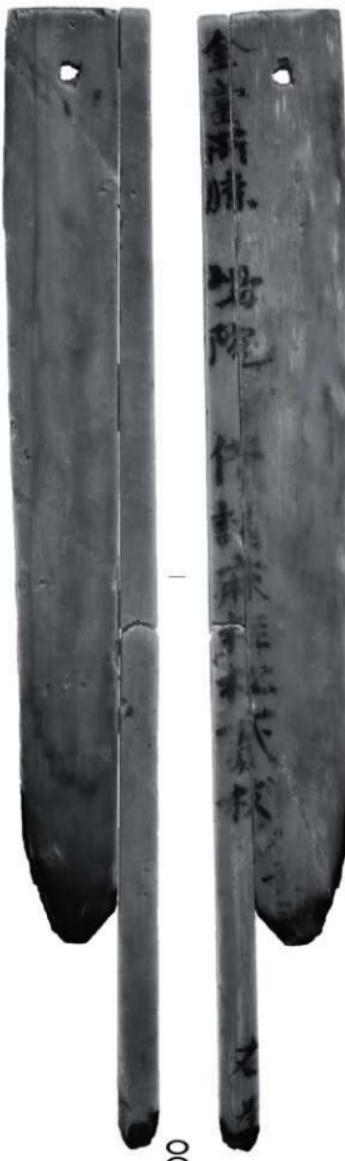


表 100

($\times 0.8$)



1004



1003



1001



1002





〇〇九



〇〇八





〇一

〇二

宜東
國力使
魏
魏
之
光
石上
石載
申上
貨如
宜

竹子

四月
廿六日

〇三

〇三
(×0.9)



〇七
($\times 0.8$)



〇八
〇九

白高子世果
李子世果



〇五



〇四

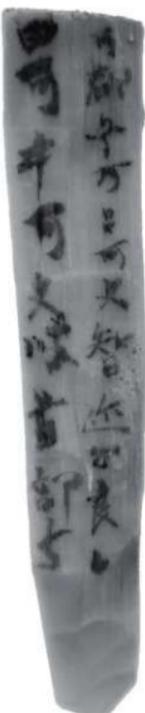




〇八



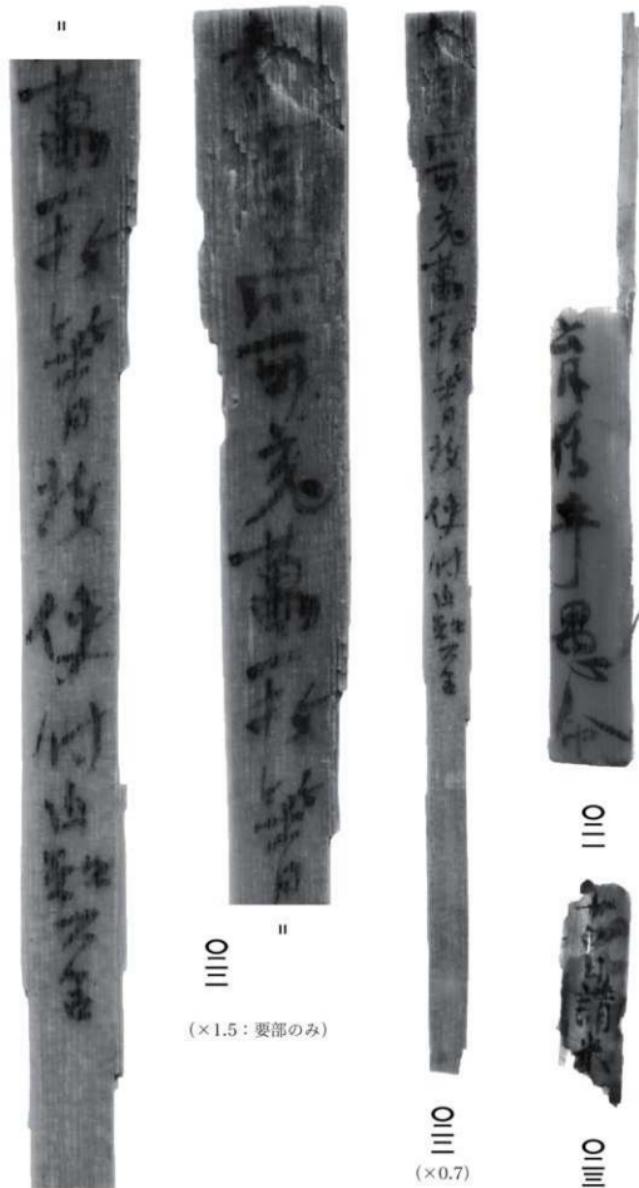
〇九

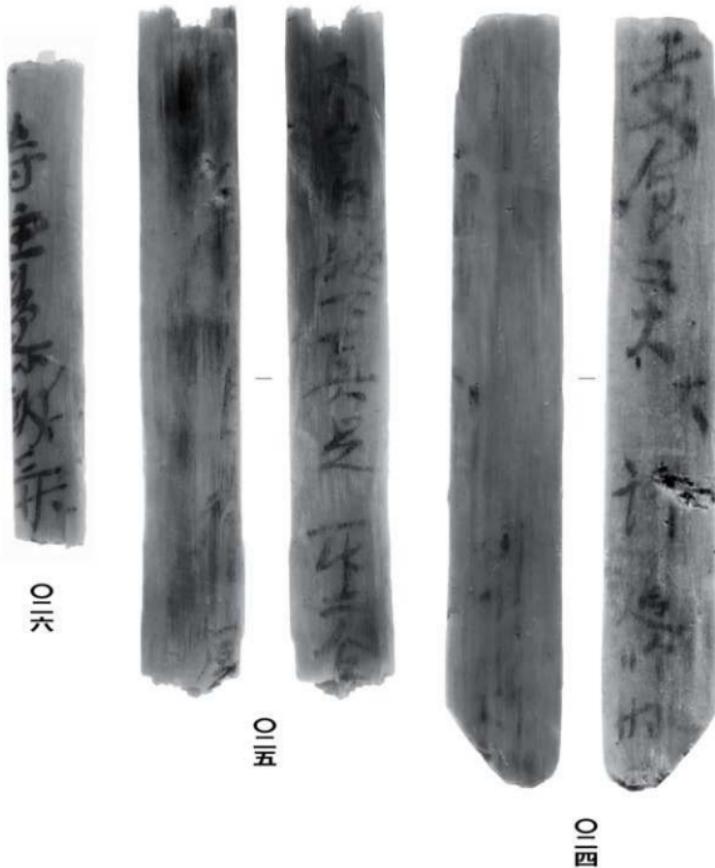


〇九

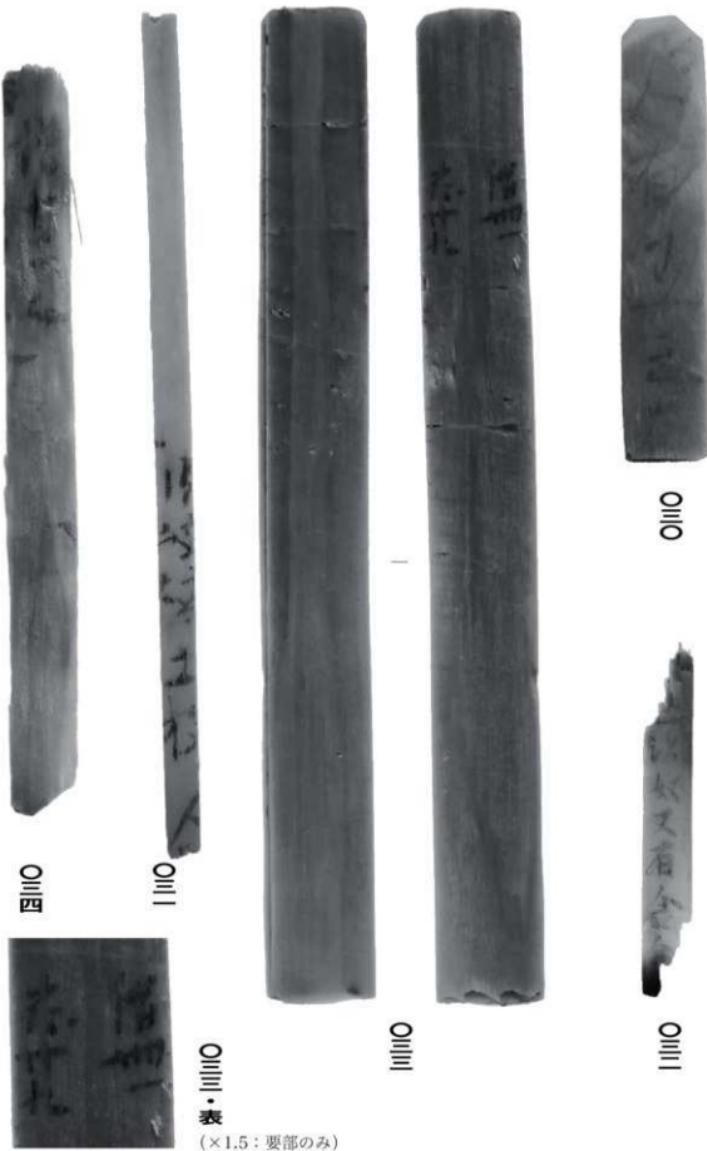


〇一〇









(×1.5 : 要部のみ)



O三五·表
(等倍)

O三五·表
($\times 0.7$)



〇三五・裏
(×0.7)



〇三五・裏
(等倍)





〇三七



〇三六



〇三六



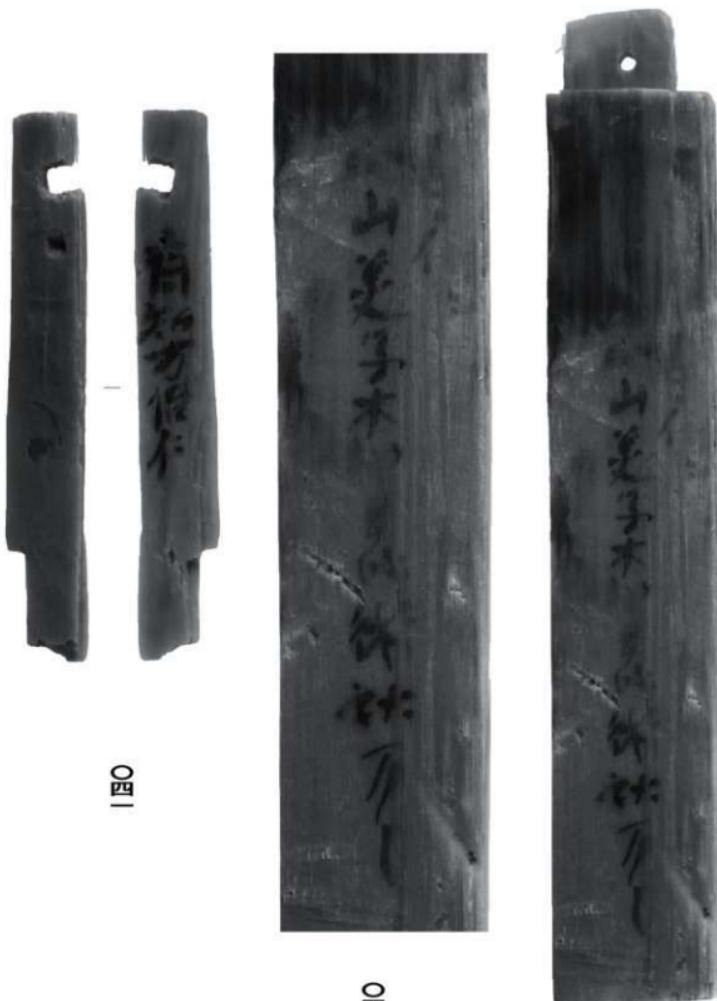
〇三九



〇三八



〇三八



〇四一

〇四〇・表

(等倍：要部)

〇四〇

(×0.8)



〇四二・表
(×0.4)



II



II

〇四二・表

(等倍：右より 上部・中央部・下部)



II



〇四二・裏
(×0.4)



II



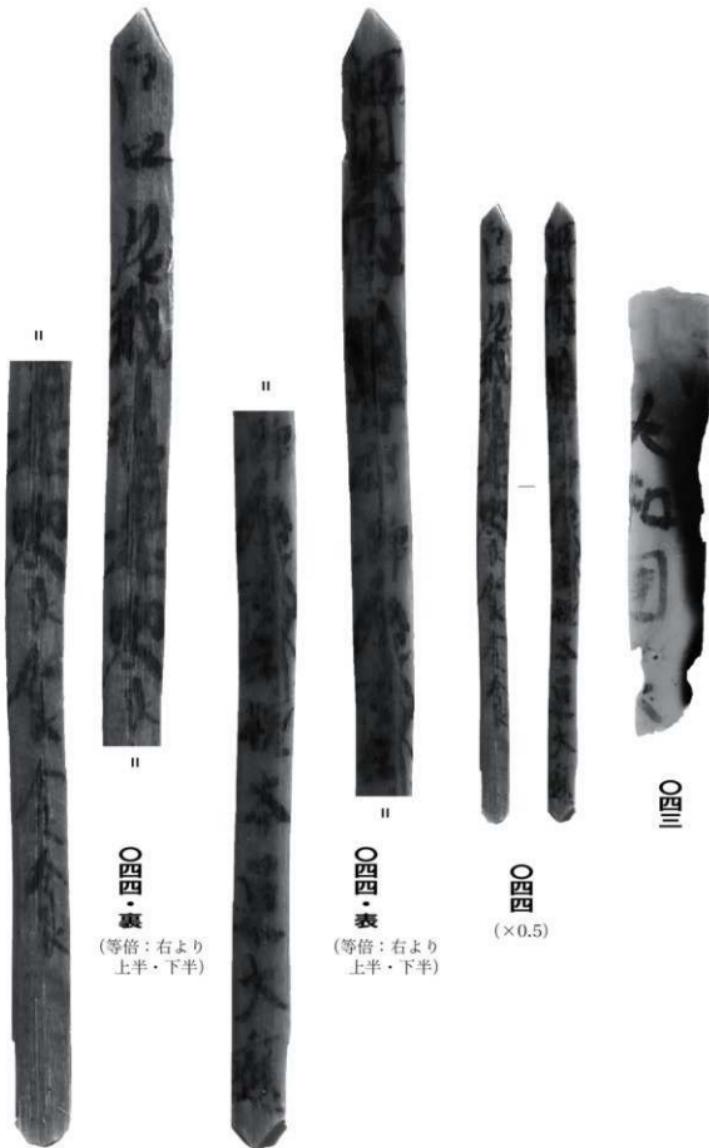
II

〇四二・裏

(等倍：右より 上部・中央部・下部)



II





〇四七



〇四六



〇四五

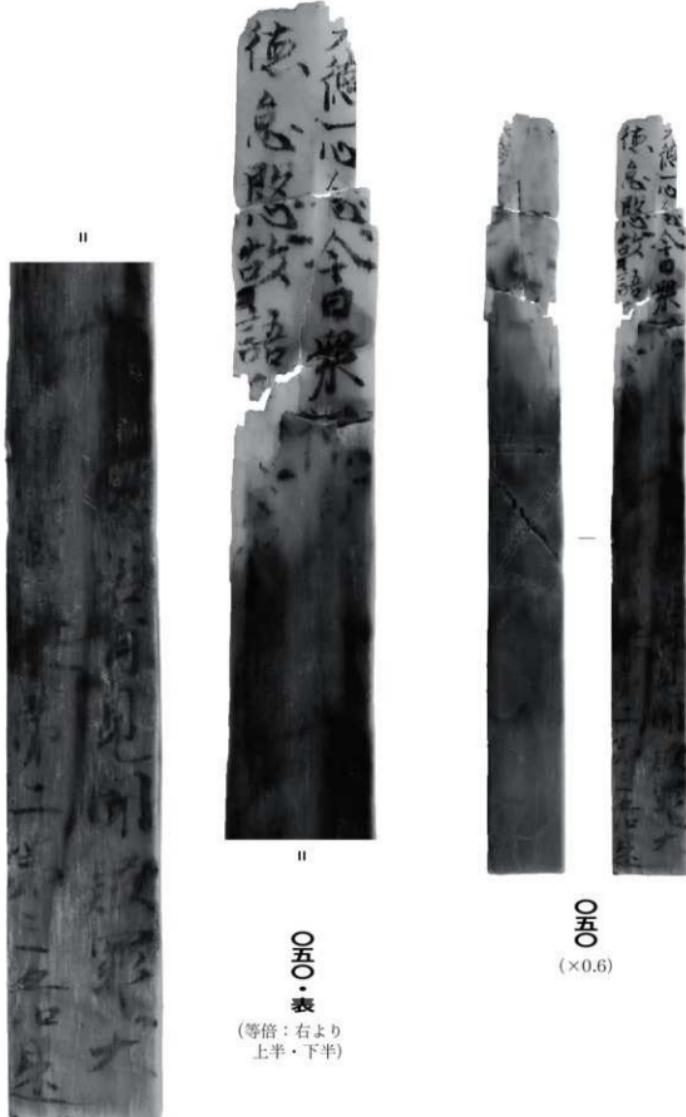


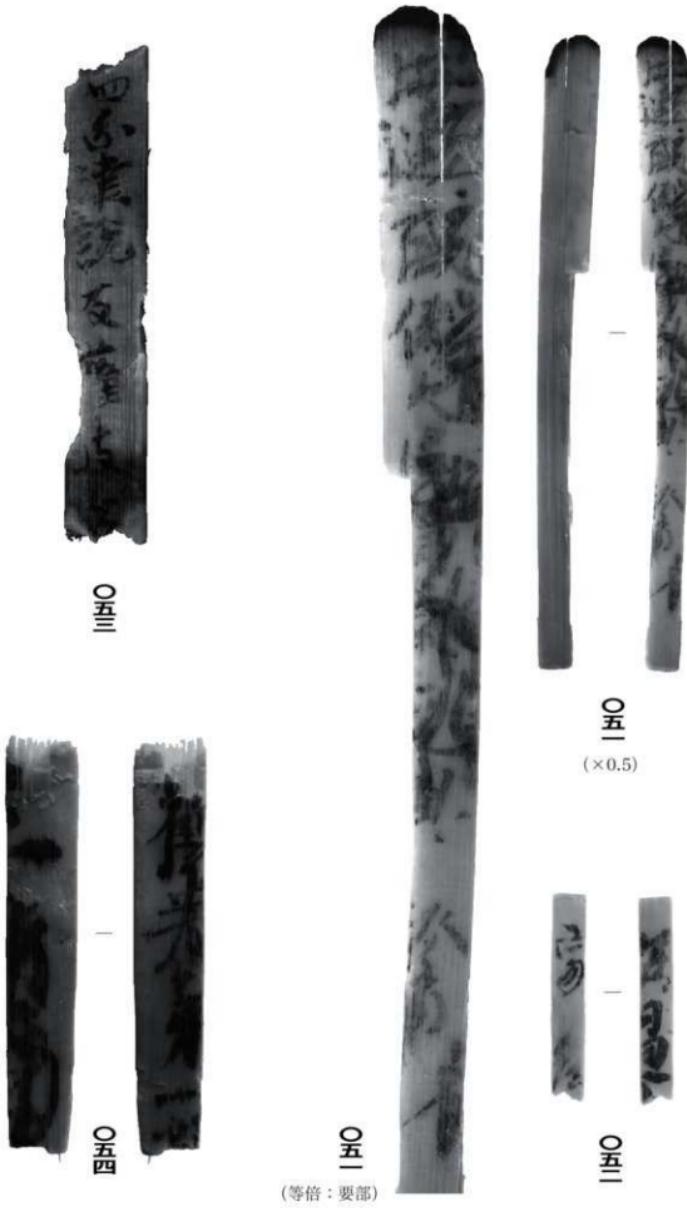


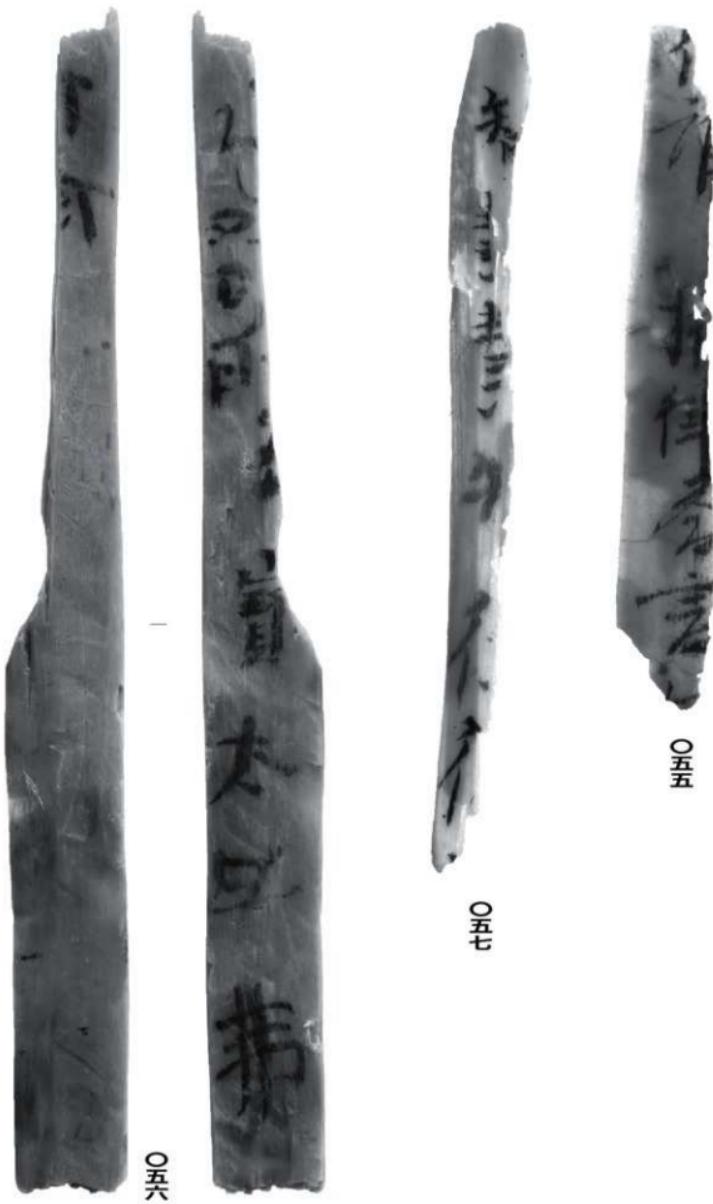
○四九



○四八

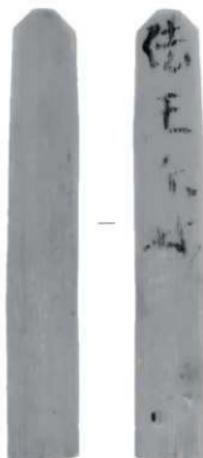






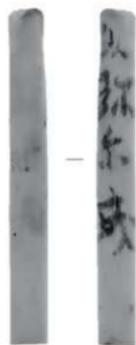


〇六三

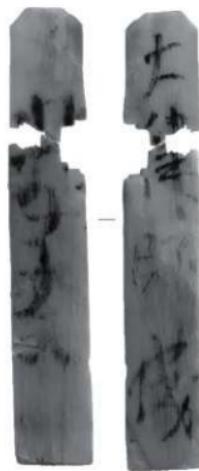


〇六〇

〇六一



〇六二

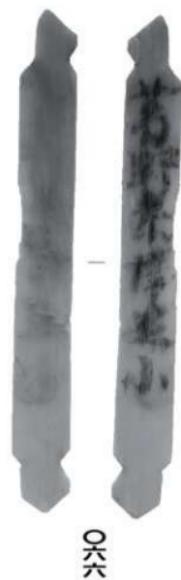


〇六四

〇六五



〇五九



〇六七



〇六五



〇六四



O七一



O七〇



O六九



O七〇



O七一



〇七四



家人



—

—

〇七五



〇七五

〇七五
裏

(等倍：要部)

〇七五
表

(等倍：要部)

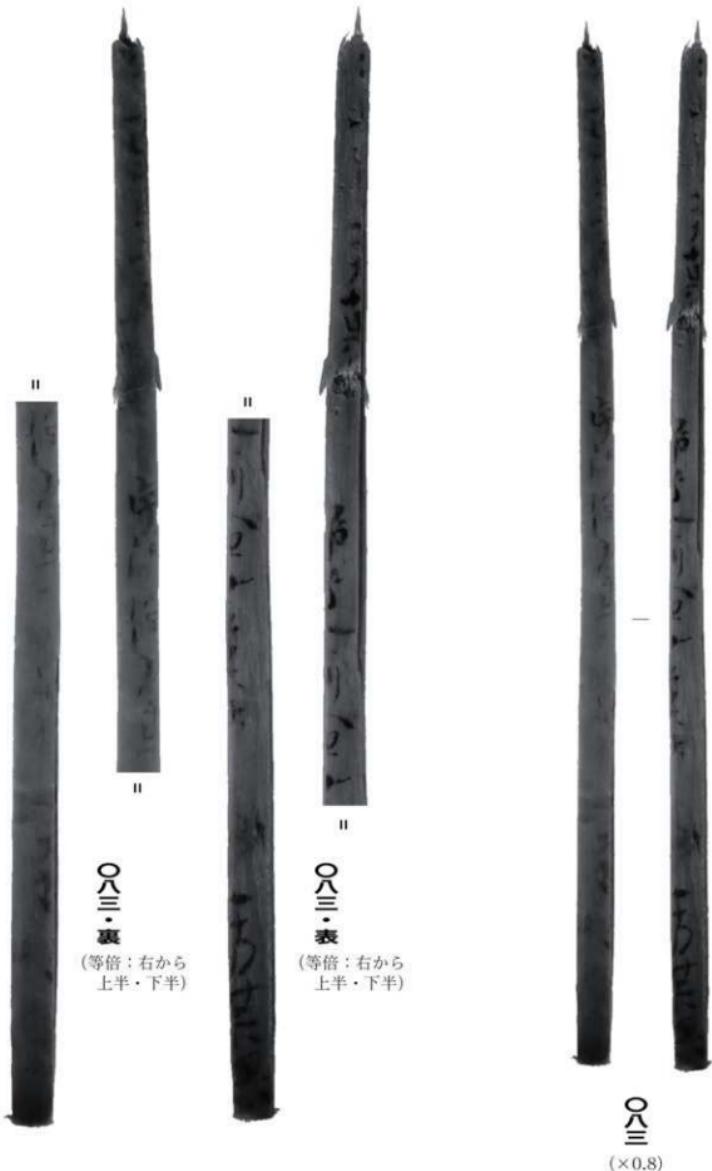
(×0.4)





080

083





〇六



〇七



〇八五





〇九四



〇八九

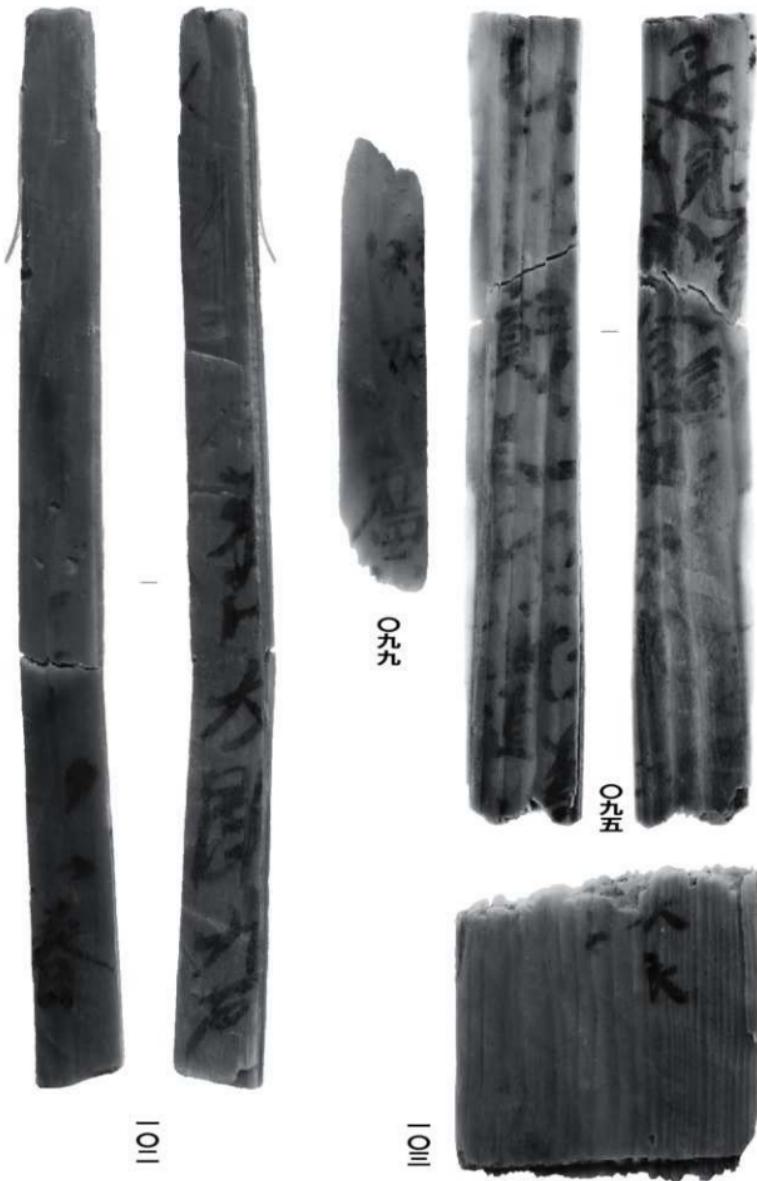


〇九二



一
〇九三







一四



一五



一六



一三



一四



一五



一五



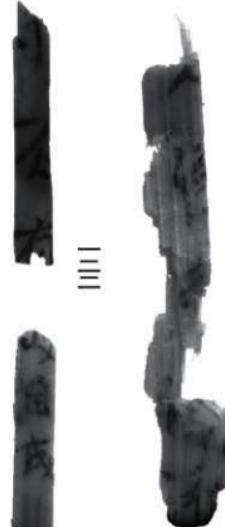
二四



二〇



二二



二八



二六





三六



三七



三五





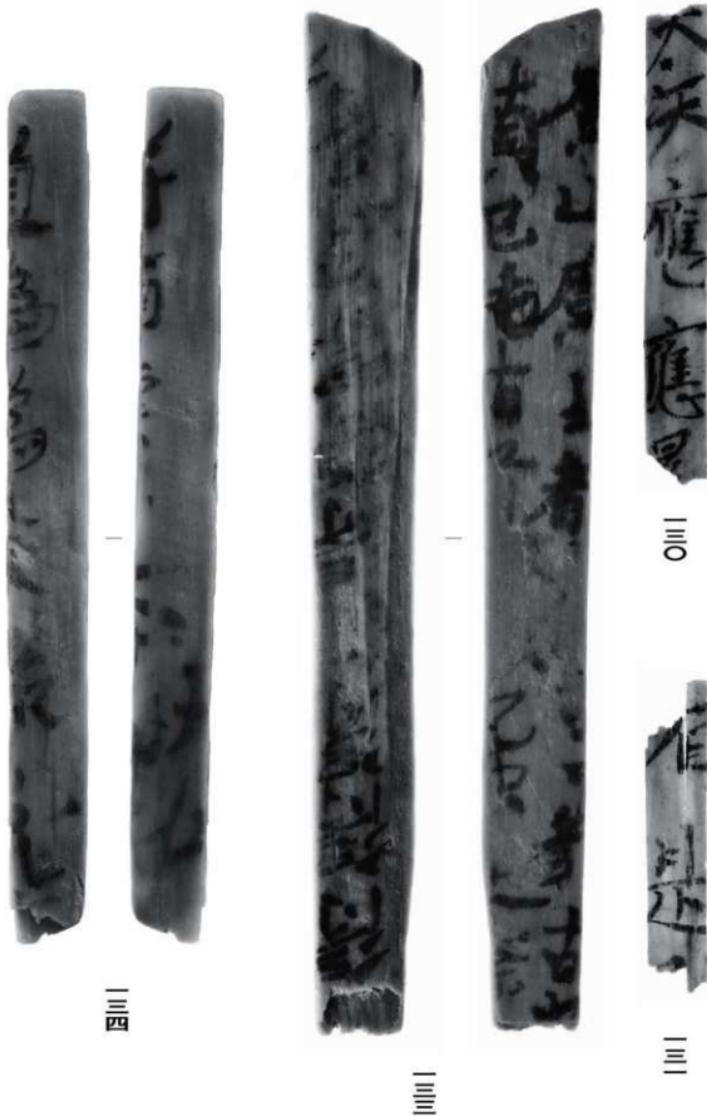
二九・表

(等倍：要部のみ)



二九
($\times 0.5$)







一三六



一三五





一六



一七



—



一四一
表



一四〇



一三九







一四四



一四三



宿宿称



一四五



一四六



一四七

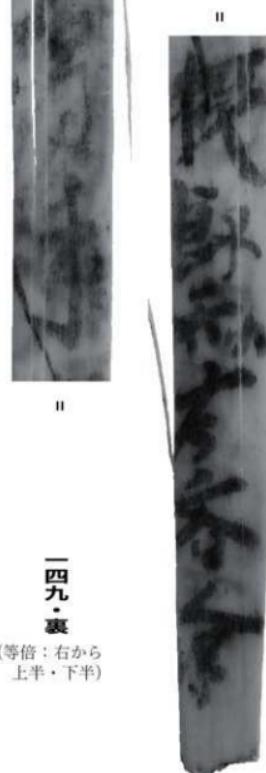




(等倍：右から
上半・下半)

一四九

裏



(等倍：右から
上半・下半)

一四九

表



($\times 0.5$)



五
(各×0.9)
(右上: 表面、
右下: 裏面
左上: 左側面
左下: 底面)





二
三

(各×0.65)

(右上：表面、
左上：裏面
右下：左側面
左下：右側面)



一五五

一五四

一五三

大島有經有之而更耳

一五七・裏

大島有經有之而更耳

一五七・表

大島有經有之而更耳

一五六・裏

大島有經有之而更耳

一五六

大島有經有之而更耳

(斜光による撮影)

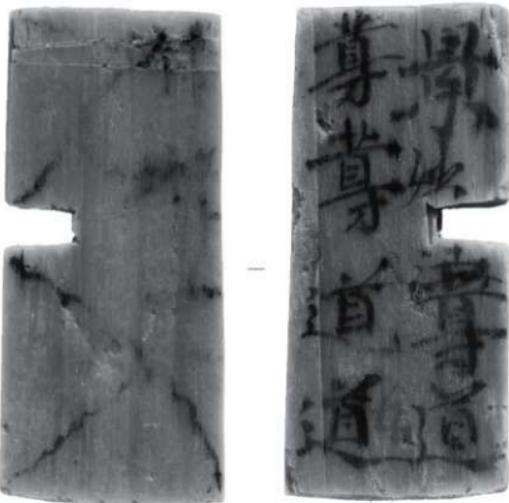


一五八
($\times 0.7$)

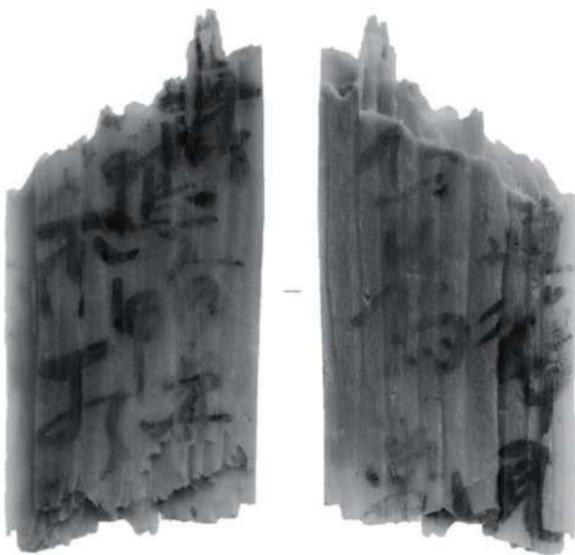


一五

一六



一六



一七





一七三

一
七



一七



一七四



一七五





—
七



—
六



一八六



一八五



一八四



一八三



一



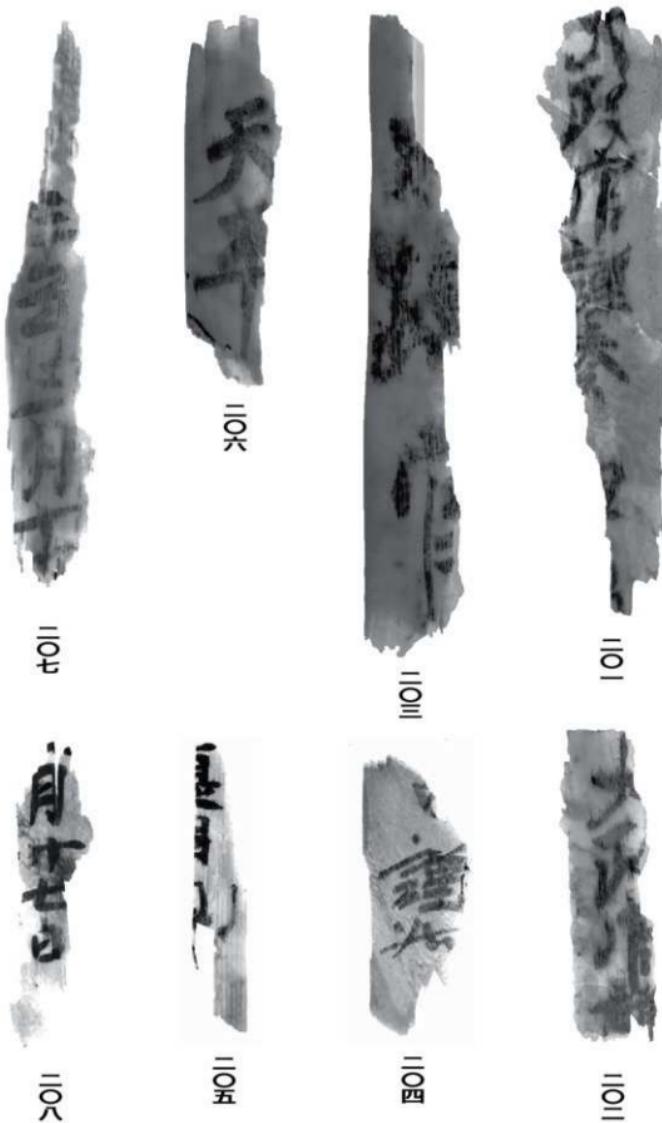


一八六

(各×0.9)



一八七





二九



三六



三三



一〇九



一一〇



一〇〇



三七



三四



一一一



一一二



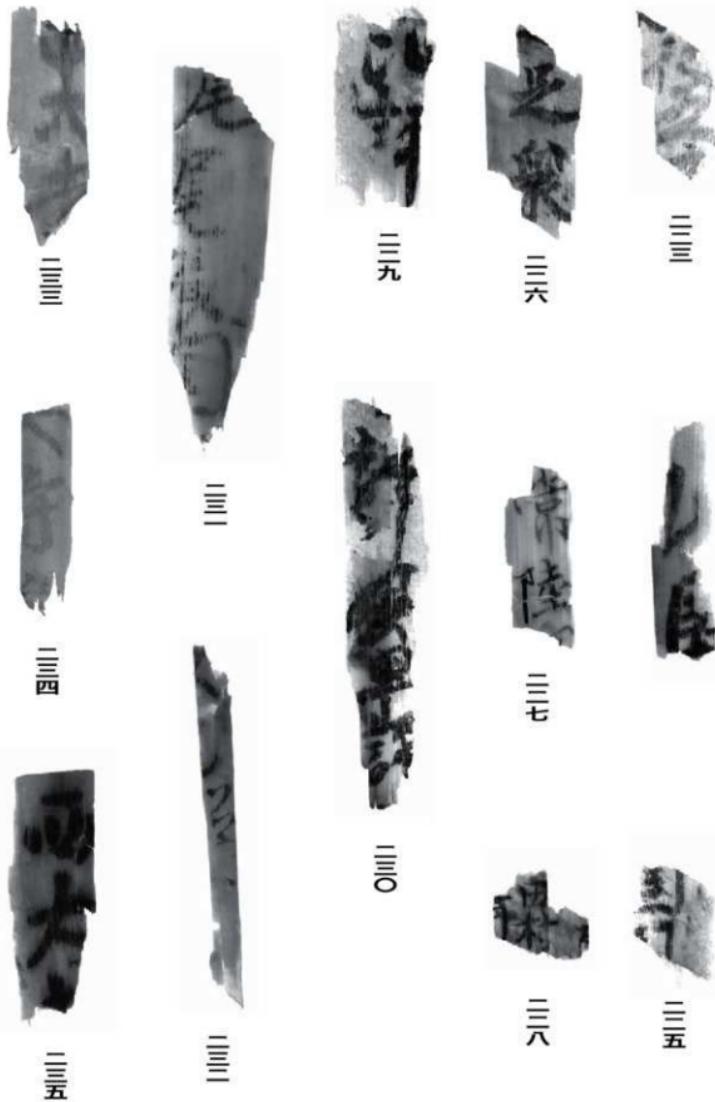
三八



一二五



一一三





二四三



二四一



二四三



二四五



二三九



二三六



二三七



二四〇



二三八



二五五



二五三



二四九



二四六



二五六



二五七



二五〇



二四七



二五七



二五四



二五二



二四八



二七六



二七三



二七四



二七五



二七六



二七七



二七八



二七九



二八〇



二八一



二八二



二八三



二八四



二八八



二八七



二八四



二八九



二五



二八三



二八二



二八五



二八〇



二八一





三〇一



三〇二



三〇三



三〇四



三〇五



三〇六



三〇七



三〇八



三〇九



三一〇



三一一



三一二



三一三



三一四



三五



三五



三六



三九



三一



三五



三四



三六



三五



三五



三四



三七



三九四



三八二



三八〇



三七一



三六五



三七六



三六七



三八一



三八二



四〇〇



三八九



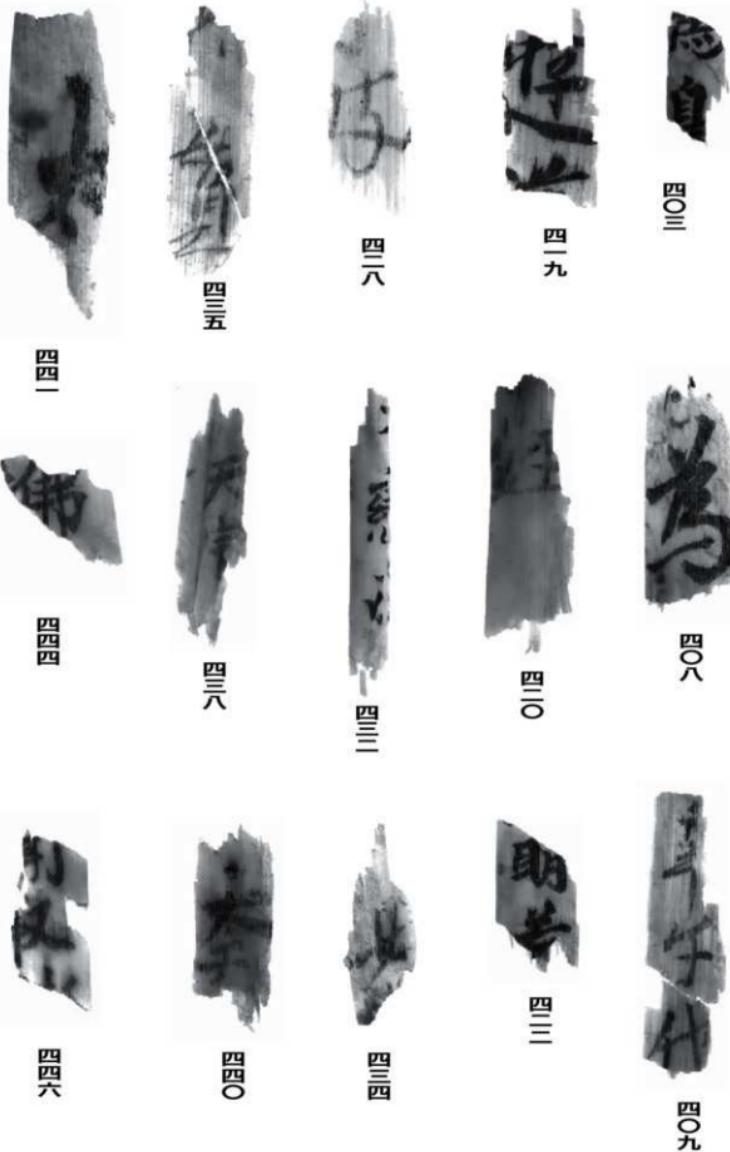
三八七



三七八



三六八





四八八



四八六



四九四



四九八



四七六



四五九



四四八



四六六



四五四



四八一



四八七



四八五



四六八



四五五



104

(要部の拡大)



五〇一

(要部の拡大)

五〇三



(要部の拡大)



五〇四



五〇五



五〇五



五〇六

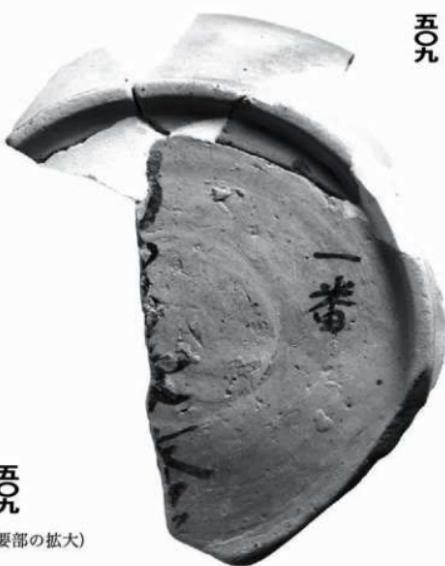


五〇七

五〇八



五〇九



五〇九

(要部の拡大)



五〇一〇



五一一

五二二



五六六



五六六

(要部の拡大)



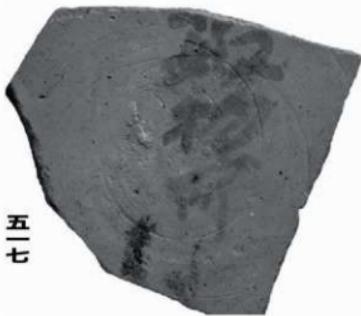
五二三



五一四



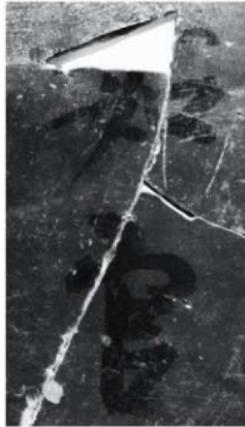
五一七



五一五

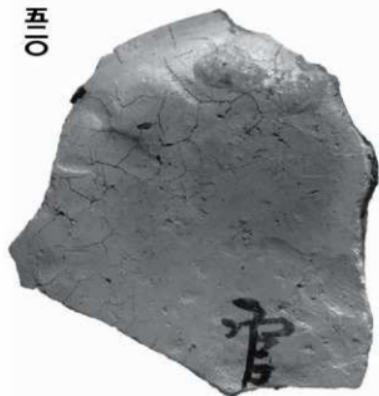


五一八



(要部の拡大)

五〇



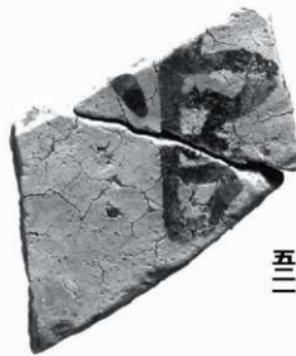
五一



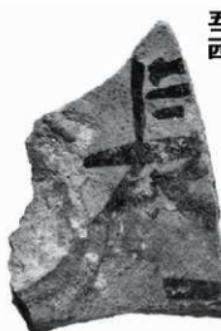
五二



五三



五四



五五





五三五

(要部の拡大)



五三六

五三七

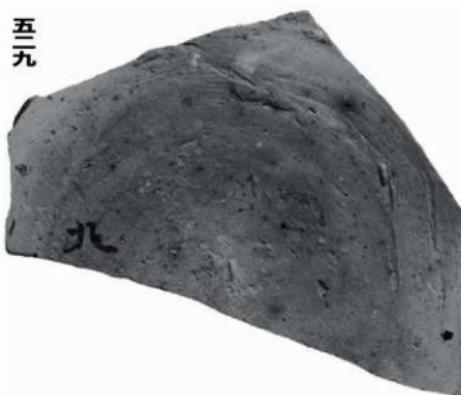


五三八



五三九

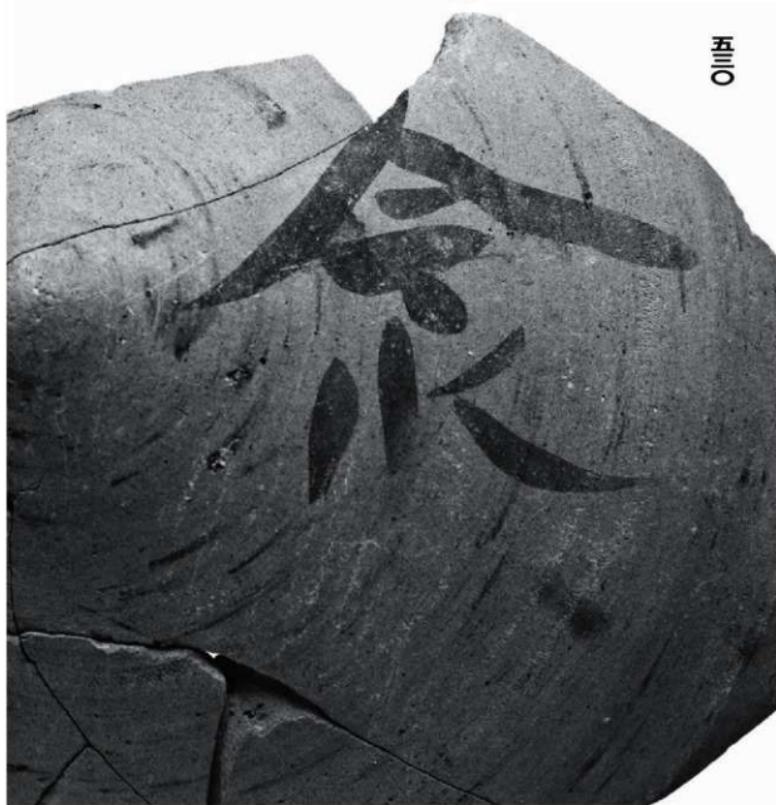
五二九



(要部の拡大)

五二九

五三〇



五二



五三



五四



五三四



五三五



五三七



五三六



五四〇



五三九



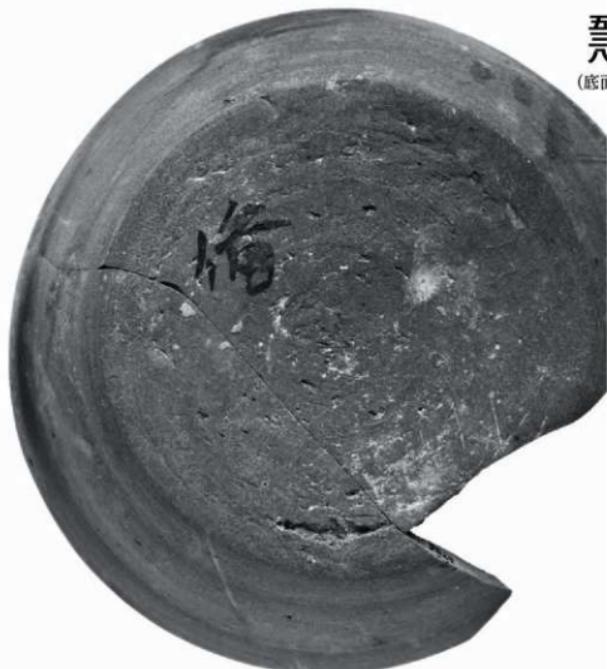
五四一



五四二



五三八
(底面)

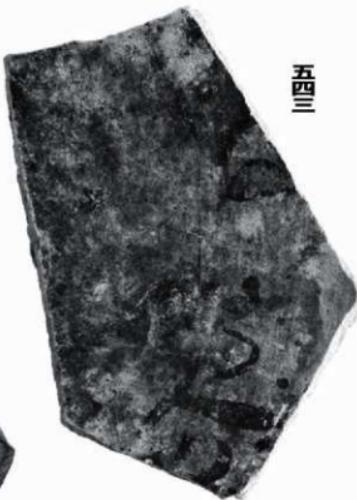


五三八
(側面)





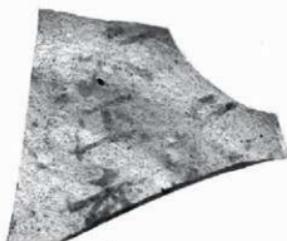
五四四



五四三



五四七



五四九



五六六



五四五



五八



五五〇



五五六

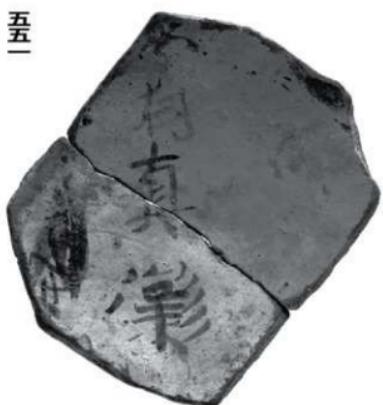


五五五



五五四

五五



五五

(要部の拡大)



五五三



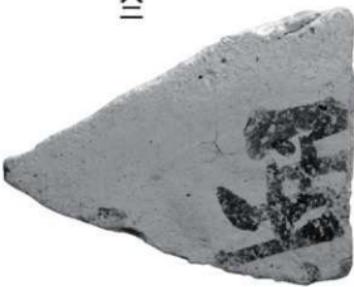
五五七



五八



五六

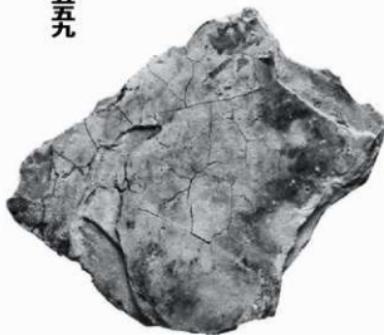


五九

(要部の拡大)



五九



(要部の拡大)

五六一



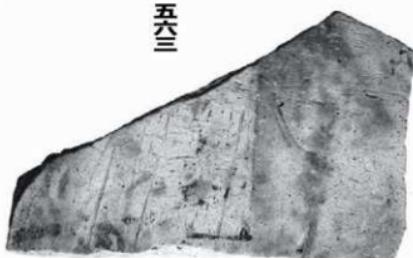
五六一



五六四



五六三



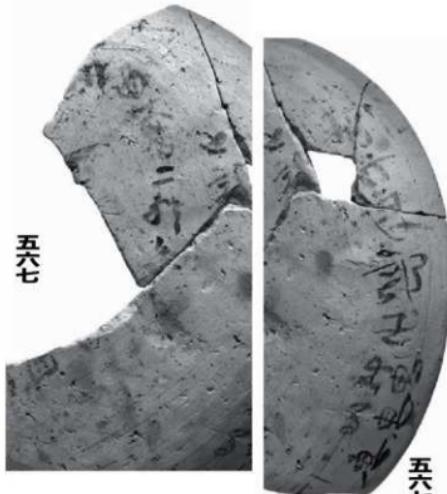
五六八



五六五



五六七



五六七





(刻字部分の拡大・2箇所)

五七一

五七二



五七三



五七四



五七五



五七三



五八五

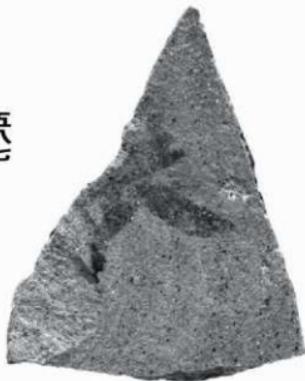


五八六



圖版 93
墨書土器 23

五八七



五九五



五九〇

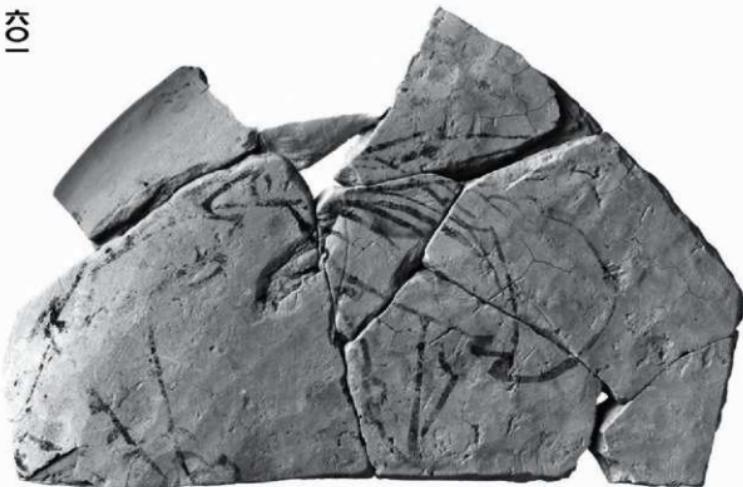


五九一

五九六



六〇一



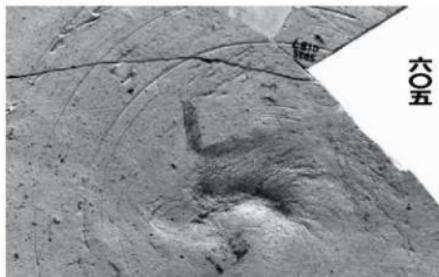
五九九



六〇四



六〇五



六〇六



八〇一・表



八〇一・裏



九〇一



九〇二



九〇四



九〇三

西大寺旧境内発掘調査報告書 1

—西大寺旧境内第25次調査—

(文字資料篇)

印刷日 平成二十五年三月十八日
発行日 平成二十五年三月二十七日

編集 奈良市埋蔵文化財調査センター

発行 奈良市教育委員会
〒六三〇一八一三五 奈良市大安寺西二丁目二八一

印刷 株式会社明新社
〒六三〇一八一八四 奈良市南京都終町三丁目四六四番地

表見返し紙	見返し紙
巻首図版	巻首図版
本文	本文
本文フ ント	本文フ ント
上質紙九〇kg/m ²	アートボストカード二二〇kg/m ² ・マットPP加工 白色上質紙一一〇kg/m ² ・マットPP加工 特アート紙一三五kg/m ²
上質紙九〇kg/m ²	ミルトGAスピリット一三五kg/m ² ヒラギノ明朝体 右開き・糸かがり綴じ

**RESEARCH REPORT OF
ARCHAEOLOGICAL HERITAGES IN NARA CITY, No.3**

**SAIDAIJI TEMPLE FORMER PRECINCT
EXCAVATION REPORT 1
(Documentary Material Volume)**

**NARA MUNICIPAL BOARD OF EDUCATION,
2013**